

(平成29年 7 月 1 日現在)

▲Universal Oneサービス契約約款（第4編）

（平成

23年BNSネサ第100017号）

実施 平成23年 5 月 10 日

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	
第2条 約款の変更	
第3条 約款の公表	
第4条 用語の定義	
第2章 イーサネット通信サービスの提供区間等	7
第5条 イーサネット通信サービスの提供区間等	
第6条 イーサネット通信サービスの種別	
第3章 契約	7
第1節 第2種イーサネット通信サービスに係る契約	7
第7条 第2種イーサネット通信サービスの種類	
第8条 契約の単位	
第9条 契約者回線又は加入者回線の終端	
第10条 接続契約者回線等の収容	
第11条 第2種イーサネット通信サービス区域等	
第12条 第2種契約申込の方法	
第13条 第2種契約申込の承諾	
第14条 最低利用期間	
第15条 最低利用期間に係る起算開始日の扱い	
第16条 種類等の変更	
第17条 加入者回線の移転	
第18条 回線収容部の変更	
第19条 その他の契約内容の変更	
第20条 利用の一時中断	
第21条 利用権の譲渡	
第22条 第2種契約者が行う第2種契約の解除	
第23条 当社が行う第2種契約の解除	
第24条 協定事業者等の契約解除等に伴う第2種契約の扱い	
第25条 所属VPNグループの変更	
第26条 VPNグループの廃止	
第27条 通信グループ代表者	
第28条 その他の提供条件	
第2節 第5種イーサネット通信サービスに係る契約	12
第29条 第5種イーサネット通信サービスの種類等	
第30条 第5種イーサネット通信サービス区域	
第31条 第5種契約申込の方法	
第32条 第5種契約申込の承諾	
第33条 最低利用期間	
第34条 最低利用期間等に係る起算開始日の扱い	
第35条 その他の提供条件	
第3節 第6種イーサネット通信サービスに係る契約	14
第36条 第6種イーサネット通信サービスの品目等	
第37条 契約の単位	

第38条	加入者回線の終端	
第39条	第6種契約申込の方法	
第40条	第6種契約申込の承諾	
第41条	最低利用期間	
第42条	品目等の変更	
第43条	その他の契約内容の変更	
第44条	利用権の譲渡	
第45条	その他の提供条件	
第4節	第7種イーサネット通信サービスに係る契約	16
第46条	第7種契約申込の方法	
第47条	第7種契約申込の承諾	
第48条	その他の提供条件	
第4章	付加機能	16
第49条	付加機能の提供	
第50条	付加機能の利用の一時中断	
第51条	付加機能の廃止	
第5章	回線相互接続	17
第52条	当社又は他社の電気通信回線の接続	
第6章	利用中止等	17
第53条	利用中止	
第54条	利用停止	
第55条	接続休止	
第7章	通信	18
第56条	通信利用の制限	
第57条	接続契約者回線等による制約	
第8章	料金等	19
第58条	料金及び工事に関する費用	
第59条	利用料の支払義務	
第60条	同上	
第61条	同上	
第62条	同上	
第63条	手続きに関する料金の支払義務	
第64条	工事費の支払義務	
第65条	料金の計算方法等	
第66条	割増金	
第67条	延滞利息	
第9章	保守	24
第68条	イーサネット通信サービス契約者の維持責任	
第69条	イーサネット通信サービス契約者の切分責任	
第70条	修理又は復旧の順位	
第10章	損害賠償	25
第71条	責任の制限	
第72条	免責	
第11章	雑則	27
第73条	承諾の限界	
第74条	イーサネット通信サービスの廃止	
第75条	利用に係るイーサネット通信サービス契約者の義務	
第76条	契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等	
第77条	技術資料の閲覧	

第78条	イーサネット通信サービス契約者からの通知	
第79条	イーサネット通信サービス契約者の氏名等の通知	
第80条	協定事業者からの通知	
第81条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	
第82条	法令に規定する事項	
第83条	個人情報の取扱い	
第84条	閲覧	
第12章	附帯サービス	28
第85条	附帯サービス	
別記		29
1	イーサネット通信サービスの提供区間等	
2	イーサネット通信サービスと接続することができる電気通信サービス	
3	協定事業者	
4	イーサネット通信サービスの提供に係る協定事業者の電気通信サービスの契約	
5	イーサネット通信サービス契約者の地位の承継	
6	イーサネット通信サービス契約者の氏名等の変更の届出	
7	契約者回線又は加入者回線等の設置場所の提供等	
8	契約者回線又は加入者回線への自営端末設備の接続	
9	自営端末設備に異常がある場合等の検査	
10	契約者回線又は加入者回線への自営電気通信設備の接続	
11	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	
12	当社の維持責任	
13	個人情報の開示	
14	イーサネット通信サービスに係る端末機器の提供	
15	イーサネット通信サービスに係る回線制御装置等の提供	
16	イーサネット通信サービスに係る遠隔監視サービスの提供	
17	支払証明書の発行	
18	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	
19	新聞社等の基準	
20	技術資料の項目	
料金表		
通則		37
第1表	料金（附帯サービスの料金を除きます。）	39
第1	利用料	39
第2	手続きに関する料金	134
第2表	工事に関する費用	135
第3表	附帯サービスに関する料金	138
第1	支払証明書の発行手数料	138
第2	端末機器使用料	139
第3	回線制御装置使用料	141
第4	回線制御装置遠隔監視料	163
料金表別表		164

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このUniversal Oneサービス契約約款（第4編）（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりUniversal Oneサービス第3種第1類（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下、イーサネット通信サービスといいます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、イーサネット通信サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更するときは、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）によるほか当社が別に定める方法により通知します。

(約款の公表)

第3条 当社は、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）その他当社が別に定める方法により、この約款を公表します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 イーサネット網	主としてデータ通信の用に供することを目的として、イーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 イーサネット通信サービス	イーサネット網を使用して行う電気通信サービス
5 イーサネット通信サービス取扱所	(1) イーサネット通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりイーサネット通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 第2種契約	当社から第2種イーサネット通信サービスの提供を受けるための契約
7 第5種契約	当社から第5種イーサネット通信サービスの提供を受けるための契約
8 第6種契約	当社から第6種イーサネット通信サービスの提供を受けるための契約
9 第7種契約	当社から第7種イーサネット通信サービスの提供を受けるための契約

10	イーサネット通信サービス契約	第2種契約、第5種契約、第6種契約又は第7種契約
11	第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
12	第5種契約者	当社と第5種契約を締結している者
13	第6種契約者	当社と第6種契約を締結している者
14	第7種契約者	当社と第7種契約を締結している者
15	イーサネット通信サービス契約者	第2種契約者、第5種契約者、第6種契約者又は第7種契約者
16	相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者及び第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
17	協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
18	契約者回線	イーサネット通信サービス契約に基づいてイーサネット通信サービス取扱所内に設置される交換設備とその交換設備のあるイーサネット通信サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（相互接続点との間に設置されるものを除きます。）
19	加入者回線	イーサネット通信サービス契約に基づいて当社が設置する電気通信回線設備の一部であって、そのイーサネット通信サービス契約者の指定する場所又はイーサネット通信サービス取扱所とイーサネット通信サービス取扱所との間に設置するもの（契約者回線となるものを除きます。）
20	接続契約者回線	別記2に掲げる当社の提供する電気通信サービスに係る契約に基づいて設置される電気通信設備であって、第2種イーサネット通信サービス、又は第5種イーサネット通信サービスに係る回線収容部に収容されるもの
21	他社接続契約者回線	相互接続点を介して、イーサネット網（第2種イーサネット通信サービス及び第5種イーサネット通信サービスに係るものに限り。）と相互に接続する電気通信設備（別記4に掲げる契約に基づいて設置されるものに限り。）であって、協定事業者がその別記4に掲げる契約を締結している者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの
22	接続契約者回線等	接続契約者回線又は他社接続契約者回線
23	回線収容部	イーサネット通信サービス（第2種イーサネット通信サービス及び第5種イーサネット通信サービスに限り。）に係る

	接続契約者回線等を收容するために当社が設置する電気通信設備
24 サービス接続点	(1) 第2種イーサネット通信サービスに係る回線收容部が接続契約者回線を收容する際の接続点 (2) 第5種イーサネット通信サービスに係る回線收容部が接続契約者回線を收容する際の接続点
25 VPNグループ	(1) 相互に通信を行うことのできる第2種契約に係る契約者回線、加入者回線若しくは回線收容部又は第6種契約に係る加入者回線から構成されるグループ (2) 相互に通信を行うことのできる第5種契約に係る契約者回線、加入者回線若しくは回線收容部又は第7種契約に係る加入者回線から構成されるグループ
26 ゾーン	1のVPNグループ（第2種契約又は第6種契約に係るものに限ります。）を構成することが可能である区域
27 通信グループ	(1) VPNグループ (2) 当社が別に定める通信により、相互に通信を行うことのできる異なるゾーンのVPNグループから構成されるグループ (注) 本欄に規定する当社が別に定める通信は、料金表表第1表（料金）に定めるゾーン間中継とします。
28 代表者	同じVPNグループに属する契約者のうち、VPNグループの設定、変更若しくは廃止の手続き又は当社が別に定める通信に係る申込み、変更若しくは廃止の手続きを代表して行う者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める通信は、料金表表第1表（料金）に定めるゾーン間中継とします。
29 通信グループ代表者	同じ通信グループに属する代表者のうち、当社が別に定める付加機能の申込み、変更若しくは廃止の手続きを代表して行う者 (注) 本欄に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表表第1表（料金）に定める故障通知機能とします。
30 端末設備	契約者回線、加入者回線又は接続契約者回線等（以下「契約者回線等」といいます。）の終端（サービス接続点となるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内又は同一の建物内であるもの
31 自営端末設備	イーサネット通信サービス契約者が設置する端末設備
32 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
33 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
34 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税され

	る地方消費税の額
--	----------

第2章 イーサネット通信サービスの提供区間等

(イーサネット通信サービスの提供区間等)

第5条 当社のイーサネット通信サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

- 2 当社は、当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所において、当社が別に定めるサービス接続点又は相互接続点の所在場所を閲覧に供します。
- 3 サービス接続点の所在場所については、当社のイーサネット通信サービスに係る業務の遂行上の理由により、これを変更することがあります。
- 4 相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

(イーサネット通信サービスの種別)

第6条 イーサネット通信サービスには、次の種別があります。

種 別	内 容
第2種イーサネット通信サービス	ゾーンを定めて提供するイーサネット通信サービスであつて、第6種イーサネット通信サービス以外のもの
第5種イーサネット通信サービス	ゾーンを定めずに提供するイーサネット通信サービスであつて、第7種イーサネット通信サービス以外のもの
第6種イーサネット通信サービス	ゾーンを定めて提供するイーサネット通信サービスであつて、当社が別に定める電気通信サービスを利用して提供するもの
第7種イーサネット通信サービス	ゾーンを定めずに提供するイーサネット通信サービスであつて、当社が別に定める電気通信サービスを利用して提供するもの

(注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス(第3種サービスに限ります。)とします。

第3章 契約

第1節 第2種イーサネット通信サービスに係る契約

(第2種イーサネット通信サービスの種類)

第7条 第2種イーサネット通信サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
タイプ1	第2種イーサネット通信サービスに係る契約者回線を設置して提供するイーサネット通信サービス
タイプ2	第2種イーサネット通信サービスに係る接続契約者回線等と接続して提供するイーサネット通信サービス
タイプ3	第2種イーサネット通信サービスに係る加入者回線を設置して提供するイーサネット通信サービス

- 2 前項に規定するほか、第2種イーサネット通信サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

(契約の単位)

第8条 当社は、1の契約者回線、加入者回線又は回線収容部ごとに1の第2種契約を締結します。この場合、第2種契約者は1の第2種契約につき1人に限ります。

(契約者回線又は加入者回線の終端)

第9条 当社は、イーサネット通信サービス取扱所内において、配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、第2種契約者（タイプ3に係る者に限ります。）が指定した場所内の建物又は工作物において、配線盤等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、第2種契約者と協議します。

(接続契約者回線等の収容)

第10条 当社は、当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所の回線収容部に接続契約者回線等を収容します。

2 前項の場合において、当社は、1の回線収容部ごとに1の接続契約者回線等を収容します。

3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のイーサネット通信サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(第2種イーサネット通信サービス区域等)

第11条 当社は、料金表第1表（料金）第1（利用料）に定めるところにより、第2種イーサネット通信サービス区域及びゾーンを設定します。

2 当社は、第2種イーサネット通信サービス区域及びゾーンを表示する図表をその第2種イーサネット通信サービス区域内の契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所において閲覧に供します。

(第2種契約申込の方法)

第12条 第2種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第2種イーサネット通信サービスの種類、品目及び通信又は保守の態様による細目
- (2) 契約者回線又は加入者回線の終端の場所
- (3) 接続契約者回線等に係る終端の場所
- (4) 接続契約者回線等について当社又は協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限ります。）
- (5) 所属する1のVPNグループ（以下「所属VPNグループ」といいます。）
- (6) 当社が別に定める通信を行う場合における通信相手先の電気通信サービスの名称、契約者名及びVPNグループ（それに相当するものを含みます。）
- (7) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たにVPNグループを設ける申込みであるときは、そのVPNグループの代表者を定めて契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(注1) 本条第1項第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、当社又は協定事業者の契約約款及び料金表（接続契約者回線等に係るものに限ります。）に規定する事項のうち、当社が第2種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(注2) 本条第1項第6号に規定する当社が別に定める通信は、Universal Oneサービス契約約款（第7編）に規定するGroup-Etherサービスに係る電気通信設備との間で行う通信とします。

(第2種契約申込の承諾)

第13条 当社は、第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 第2種契約の申込みをした者が、接続契約者回線等について、当社又は協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
 - (2) 他社接続契約者回線について、協定事業者と契約を締結している者が複数となるとき。
 - (3) 他社接続契約者回線との接続に関し協定事業者の承諾が得られないとき又はその他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (4) 第2種イーサネット通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (5) 第2種契約の申込みをした者が第2種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (6) 所属VPNグループの代表者の承諾がないとき。
 - (7) その契約者回線、加入者回線又は回線収容部に係るゾーンが、所属VPNグループに係るゾーンと同一とならないとき。
 - (8) その他イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第14条 第2種イーサネット通信サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、第2種イーサネット通信サービスの提供を開始した日、第2種契約者が接続事業者変更(接続契約者回線等に係る協定事業者(当社を含みます。以下この条において同じとします。))を他の協定事業者へ変更(別記3の(1)に掲げる協定事業者相互間の変更(協定事業者の契約約款及び料金表に規定する専用サービスに係るものに限り、)を除きます。)することをいいます。以下同じとします。)を行った日、第2種イーサネット通信サービスの種類の変更を行った日又は第15条(最低利用期間に係る起算開始日の扱い)に規定する起算開始日から起算して1年間とします。
- 3 第2種契約者は、前項の最低利用期間内に第2種契約の解除、第2種イーサネット通信サービスの種類若しくは品目の変更、接続事業者変更、その他の契約内容の変更又は他社接続契約者回線に係る終端の場所若しくは料金表に定める通信又は保守の態様による細目の変更があったときは、当社が定める期日までに、料金表第1表第1(利用料)に規定する額を支払っていただきます。

(最低利用期間に係る起算開始日の扱い)

第15条 当社は、次表の左欄に該当する第5種契約を解除すると同時に、新たに同表の右欄に該当する第2種契約を締結する場合には、同表左欄に該当する第5種イーサネット通信サービスに係る起算開始日(最低利用期間に係る期間の起算日をいいます。以下同じとします。)を、同表右欄に該当する第2種イーサネット通信サービスに係る起算開始日として取り扱います。

解除する契約	新たに締結する契約
第5種契約(料金表に規定するCCNアクセス(当社が別に定めるものに限り、)及び料金表に規定するUniversal Oneアクセスに係るものを除きます。)	第2種契約(料金表に規定するCCNアクセスに係るものを除きます。)

(注) 本条に規定する当社が別に定める本条に規定する当社が別に定めるCCNアクセスは、接続する接続契約者回線の区別がプラン3となるものとします。

(種類等の変更)

第16条 当社は、第2種契約者から請求があったときは第2種イーサネット通信サービスの種類、品目及び通信又は保守の態様による細目の変更を行います。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、第13条(第2種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(加入者回線の移転)

第17条 第2種契約者(タイプ3に係る者に限ります。)は、加入者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第13条(第2種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(回線収容部の変更)

第18条 第2種契約者(タイプ2に係る者に限ります。以下この条において同じとします。)が接続契約者回線等に係る終端の場所について変更の申込みを当社又は協定事業者に行うときは、当社は、その内容について契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出により、その接続契約者回線等について他のイーサネット通信サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第13条(第2種契約申込みの承諾)第2項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

3 前項ただし書きの場合において、第2種契約者は、イーサネット通信サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その第2種契約者にそのことを通知します。

(その他の契約内容の変更)

第19条 当社は、第2種契約者から請求があったときは、第12条(第2種契約申込の方法)第1項第6号又は第7号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は第13条(第2種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第20条 当社は、第2種契約者から請求があったときは、第2種イーサネット通信サービスの利用の一時中断(そのイーサネット通信サービスに係る電気通信回線設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(利用権の譲渡)

第21条 利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは当事者が連署した当社所定の書面により契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 利用権を譲り受けようとする者が、第2種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) その譲渡について、他社接続契約者回線に係る協定事業者の承認が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

- (3) その譲受人が、その契約者回線と接続される接続契約者回線、回線収容部に収容される他社接続契約者回線の契約者と同一の者とならないとき。
 - (4) 所属VPNグループの代表者の承諾が得られないとき。
- 4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第2種契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(第2種契約者が行う第2種契約の解除)

第22条 第2種契約者は、第2種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第2種契約の解除)

第23条 当社は、第2種契約者が次のいずれかに該当するときは、その第2種契約を解除することがあります。

- (1) 第54条（利用停止）の規定によりイーサネット通信サービスの利用を停止された第2種契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) その第2種契約者に係る所属VPNグループが廃止されたとき。
- 2 当社は、第2種契約者が第54条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がイーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第2種イーサネット通信サービスの利用停止をしないでその第2種契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その第2種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種契約者にそのことを通知します。

(協定事業者等の契約解除等に伴う第2種契約の扱い)

第24条 当社は第2種契約者（タイプ2に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）からその第2種契約に係る接続契約者回線等について、契約の解除等第2種契約者の責めに帰すべき理由によりその接続契約者回線等との接続を中止（以下この条において「接続中止」といいます。）する旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第2種契約を解除します。

ただし、接続中止すると同時にそれに相当する接続契約者回線等との接続を開始した場合であって、その第2種契約者から第2種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

- 2 前項に規定するほか、当社は、第2種契約者とその第2種契約に係る接続契約者回線等について当社又は協定事業者と契約を締結している者とが同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第2種契約を解除することがあります。

(所属VPNグループの変更)

第25条 第2種契約者は、所属VPNグループの変更（そのイーサネット通信サービス契約者の所属先となるVPNグループを変更することその他の変更（新たにVPNグループを設けることを含みます。））をいいます。以下同じとします。）の請求をすることができます。

- 2 前項に規定するほか、第2種契約者は、代表者を同一の所属VPNグループの他のイーサネット通信サービス契約者に変更することを請求することができます。この場合において、当社は、その所属VPNグループのイーサネット通信サービス契約者全員の承認が得られる場合に限り、その請求を承諾します。
- 3 前2項の請求があったときは、当社は、第13条（第2種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(VPNグループの廃止)

第26条 当社は、次の場合には、その第2種契約に係るVPNグループを廃止します。

- (1) 代表者からそのVPNグループの廃止の申出があったとき。
- (2) 代表者に係る第2種契約について契約の解除があったときであって、前条第2項に規定する代表者の変更の請求がないとき。

(通信グループ代表者)

第27条 1の通信グループにおいて、代表者が2人以上あるときは、通信グループ代表者を定め、契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。これをを変更したときも同様とします。この場合、他の代表者の同意を事前に得ていただきます。

(その他の提供条件)

第28条 第2種契約に係るその他の提供条件については、別記5及び6に定めるところによります。

第2節 第5種イーサネット通信サービスに係る契約

(第5種イーサネット通信サービスの種類等)

第29条 第5種イーサネット通信サービスには、次の種類があります。

種類	内容
タイプ1	第5種イーサネット通信サービスに係る契約者回線を設置して提供するイーサネット通信サービス
タイプ2	第5種イーサネット通信サービスに係る接続契約者回線等と接続して提供するイーサネット通信サービス
タイプ3	第5種イーサネット通信サービスに係る加入者回線を設置して提供するイーサネット通信サービス

2 前項に規定するほか、第5種イーサネット通信サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

(第5種イーサネット通信サービス区域)

第30条 当社は、料金表第1表(料金)第1(利用料)に定めるところにより、第5種イーサネット通信サービス区域を設定します。

2 当社は、第5種イーサネット通信サービス区域を表示する図表をその第5種イーサネット通信サービス区域内の契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所において閲覧に供します。

(第5種契約申込の方法)

第31条 第5種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第5種イーサネット通信サービスの種類、品目及び通信又は保守の態様による細目
- (2) 契約者回線又は加入者回線の終端の場所
- (3) 接続契約者回線等に係る終端の場所
- (4) 接続契約者回線等について当社又は協定事業者と締結している契約の内容(当社が別に定めるものに限ります。)
- (5) 所属VPNグループ
- (6) 当社が別に定める通信を行う場合における通信相手先の電気通信サービスの名称、契約者名及びVPNグループ(それに相当するものを含まます。)
- (7) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たにVPNグループを設ける申込みであるときは、そのVPNグループの代表者を定めて契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に申し込んでいただきます。これをを変更したときも同様とします。

(注1) 本条第1項第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、当社又は協定事業者の契約約款及び料金表(接続契約者回線等に係るものに限ります。)

に規定する事項のうち、当社が第5種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(注2) 本条第1項第6号に規定する当社が別に定める通信は、Universal Oneサービス契約約款(第7編)に規定するGroup-Etherサービスに係る電気通信設備との間で行う通信とします。

(第5種契約申込の承諾)

第32条 当社は、第5種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第5種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第5種契約(料金表第1表(料金)に定めるUniversal Oneアクセスに係るものを除きます。)の申込みをした者が、接続契約者回線等について、当社又は協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (2) 他社接続契約者回線について、協定事業者と契約を締結している者が複数となる時。
- (3) 他社接続契約者回線との接続に関し協定事業者の承諾が得られないとき又はその他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (4) 第5種イーサネット通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (5) 第5種契約の申込みをした者が第5種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (6) 所属VPNグループの代表者の承諾がないとき。
- (7) その他イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第33条 第5種イーサネット通信サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、第5種イーサネット通信サービスの提供を開始した日、第5種契約者が接続事業者変更(接続契約者回線等に係る協定事業者(当社を含みます。以下この条において同じとします。))を他の協定事業者へ変更(別記3の(1)に掲げる協定事業者相互間の変更(協定事業者の契約約款及び料金表に規定する専用サービスに係るものに限り、)を除きます。)することをいいます。以下同じとします。)を行った日、第5種イーサネット通信サービスの種類の変更を行った日又は第34条(最低利用期間等に係る起算開始日の扱い)に規定する起算開始日から起算して1年間とします。

3 第5種契約者は、前項の最低利用期間内に第5種契約の解除、第5種イーサネット通信サービスの種類若しくは品目の変更、接続事業者変更、その他の契約内容の変更又は他社接続契約者回線に係る終端の場所若しくは料金表に定める通信又は保守の態様による細目の変更があったときは、当社が定める期日までに、料金表第1表第1(利用料)に規定する額を支払っていただきます。

(最低利用期間等に係る起算開始日の扱い)

第34条 当社は、次表の左欄に該当する第2種契約を解除すると同時に、新たに同表の右欄に該当する第5種契約を締結する場合には、同表左欄に該当する第2種イーサネット通信サービスに係る起算開始日を、同表右欄に該当する第5種イーサネット通信サービスに係る起算開始日として取り扱います。

解除する契約	新たに締結する契約
第2種契約(料金表に規定するCCNアクセス(当社が別に定めるものに限り、)を除きます。以下この条において同じとします。)	第5種契約(料金表に規定するCCNアクセス及び料金表に規定するUniversal Oneアクセスに係るものを除きます。)

(注) 本条に規定する当社が別に定めるCCNアクセスは、接続する接続契約者回線の区分がプラン3となるものとします。

(その他の提供条件)

第35条 契約の単位、契約者回線又は加入者回線の終端、接続契約者回線等の収容、種類等の変更、加入者回線の移転、回線収容部の変更、その他の契約内容の変更、利用の一時中断、利用権の譲渡、第5種契約者が行う第5種契約の解除、当社が行う第5種契約の解除、協定事業者等の契約の解除等に伴う第5種契約の扱い、所属VPNグループの変更及びVPNグループの廃止の取扱いについては、第2種イーサネット通信サービスの場合に準ずるものとします。

2 前項の場合において、第5種契約(料金表第1表(料金)に定めるUniversal Oneアクセスに係るものに限ります。)については、次の規定を準用しません。

(1) 第21条(利用権の譲渡)第3項第3号の規定

(2) 第24条(協定事業者等の契約解除等に伴う第2種契約の扱い)第2項の規定

3 前2項に規定するほか、第5種契約に係るその他の提供条件については、別記5及び6に定めるところによります。

第3節 第6種イーサネット通信サービスに係る契約

(第6種イーサネット通信サービスの品目等)

第36条 第6種イーサネット通信サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

(契約の単位)

第37条 当社は、加入者回線1回線ごとに1の第6種契約を締結します。この場合、第6種契約者は1の第6種契約につき1人に限ります。

(加入者回線の終端)

第38条 当社は、第6種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、配線盤等を設置し、これを加入者回線の終端とします。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の加入者回線の終端に係る地点を定めるときは、第6種契約者と協議します。

(第6種契約申込の方法)

第39条 第6種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 第6種イーサネット通信サービスの品目及び通信又は保守の態様による細目

(2) 加入者回線の終端の場所

(3) 所属VPNグループ

(4) 当社が別に定める通信を行う場合における通信相手先の電気通信サービスの名称、契約者名及びVPNグループ(それに相当するものを含みます。)

(5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たにVPNグループを設ける申込みであるときは、そのVPNグループの代表者を定めて契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(注) 本条第1項第4号に規定する当社が別に定める通信は、Universal Oneサービス契約約款(第7編)に規定するGroup-Etherサービスに係る電気通信設備との間で行う通信とします。

(第6種契約申込の承諾)

第40条 当社は、第6種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第6種契約の申込みを承諾

しないことがあります。

- (1) 第6種イーサネット通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第6種契約の申込みをした者が第6種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 所属VPNグループの代表者の承諾がないとき。
- (4) その加入者回線に係るゾーンが、所属VPNグループに係るゾーンと同一とならないとき。
- (5) その他イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第41条 第6種イーサネット通信サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、第6種イーサネット通信サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 第6種契約者は、前項の最低利用期間内に第6種契約の解除又は品目の変更等があったときは、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

第42条 当社は、第6種契約者から請求があったときは、第6種イーサネット通信サービスの品目又は通信又は保守の態様による細目の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第40条(第6種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第43条 当社は、第6種契約者から請求があったときは、第39条(第6種契約申込の方法)第1項第4号又は第5号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、当社は第40条(第6種契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用権の譲渡)

第44条 利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは当事者が連署した当社所定の書面により契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に請求していただきます。
ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 利用権を譲り受けようとする者が、第6種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 所属VPNグループの代表者の承諾が得られないとき。

- 4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第6種契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(その他の提供条件)

第45条 第6種イーサネット通信サービス区域等、加入者回線の移転、利用の一時中断、第6種契約者が行う第6種契約の解除、当社が行う第6種契約の解除、所属VPNグループの変更、VPNグループの廃止及び通信グループ代表者の取扱いについては、第2種イーサネット通信サービスの場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、第6種契約に係るその他の提供条件については、別記5及び6に定めるところによります。

第4節 第7種イーサネット通信サービスに係る契約

(第7種契約申込の方法)

第46条 第7種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第7種イーサネット通信サービスの品目及び通信又は保守の態様による細目
- (2) 加入者回線の終端の場所
- (3) 所属V P Nグループ
- (4) 当社が別に定める通信を行う場合における通信相手先の電気通信サービスの名称、契約者名及びV P Nグループ（それに相当するものを含みます。）
- (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込みが新たにV P Nグループを設ける申込みであるときは、そのV P Nグループの代表者を定めて契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(注) 本条第1項第4号に規定する当社が別に定める通信は、Universal Oneサービス契約約款（第7編）に規定するGroup-Etherサービスに係る電気通信設備との間で行う通信とします。

(第7種契約申込の承諾)

第47条 当社は、第7種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第7種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第7種イーサネット通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 第7種契約の申込みをした者が第7種イーサネット通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 所属V P Nグループの代表者の承諾がないとき。
- (4) その他イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(その他の提供条件)

第48条 第7種イーサネット通信サービス区域等の取扱いについては、第5種イーサネット通信サービスの場合に、第7種イーサネット通信サービスの品目等、契約の単位、加入者回線の終端、最低利用期間、品目等の変更、その他の契約内容の変更、加入者回線の移転、利用の一時中断、利用権の譲渡、第7種契約者が行う第7種契約の解除、当社が行う第7種契約の解除、所属V P Nグループの変更及びV P Nグループの廃止の取扱いについては、第6種イーサネット通信サービスの場合に、準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第7種契約に係るその他の提供条件については、別記5及び6に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第49条 当社は、イーサネット通信サービス契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表（料金）第1（利用料）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したイーサネット通信サービス契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術上著しく困難なとき。
- (3) その他イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(付加機能の利用の一時中断)

第50条 当社は、イーサネット通信サービス契約者から請求があったときは、その付加機能（当社が別に定めるものを除きます。）の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

(注) 本条に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表（料金）第1（利用料）に規定するVPNグループ多重接続機能とします。

(付加機能の廃止)

第51条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けているイーサネット通信サービス契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第1表（料金）第1（利用料）に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

第5章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第52条 イーサネット通信サービス契約者は、その契約者回線の終端（サービス接続点となるものを除きます。以下同じとします。）、若しくは加入者回線の終端において又はそれらの終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線等と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限される場合を除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第6章 利用中止等

(利用中止)

第53条 当社は、次の場合には、そのイーサネット通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第5条（イーサネット通信サービスの提供区間等）第3項及び第4項の規定によりサービス接続点又は相互接続点の所在場所を変更するとき。
 - (3) 第56条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりイーサネット通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをイーサネット通信サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第54条 当社は、イーサネット通信サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのイーサネット通信サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったイーサネット通信サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのイーサネット通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務（接続契約者回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

- (2) 第75条（利用に係るイーサネット通信サービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 契約者回線又は加入者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 契約者回線若しくは加入者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取りはずさなかったとき。
- (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって、イーサネット通信サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりイーサネット通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をイーサネット通信サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（接続休止）

第55条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、イーサネット通信サービス契約者がイーサネット通信サービスを全く利用できなくなったときは、そのイーサネット通信サービスについて接続休止（そのイーサネット通信サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのイーサネット通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのイーサネット通信サービスについて、イーサネット通信サービス契約者から利用の一時中断の請求又はイーサネット通信サービス契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前号の規定により、接続休止しようとするときは、あらかじめ、そのイーサネット通信サービス契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのイーサネット通信サービス契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、そのイーサネット通信サービス契約者にそのことを通知します。

第7章 通信

（通信利用の制限）

第56条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機	関	名
---	---	---

気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記19の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうした場合は、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、イーサネット通信サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

（接続契約者回線等による制約）

第57条 第2種契約者（タイプ2に係る者に限ります。）及び第5種契約者（タイプ2に係る者に限ります。）は、当社又は協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等を使用することができない場合においては、イーサネット通信サービスを利用することはできません。

第8章 料金等

（料金及び工事に関する費用）

第58条 当社が提供するイーサネット通信サービスの料金は、利用料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供するイーサネット通信サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する利用料は、当社が提供するイーサネット通信サービスの態様に応じて、契約者回線使用料、構内インタフェースケーブル使用料、インタフェースケーブル使用料、回線使用料、アクセス回線料（第2種イーサネット通信サービス及び第5種イーサネット通信サービスに係るものに限ります。）、中継回線使用料、通信料金及び付加機能使用料を合算したものとします。

（利用料の支払義務）

第59条 第2種契約者は、その第2種契約に基づいて当社がイーサネット通信サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、第2種契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表に規定する利用料の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりイーサネット通信サービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、第2種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、第2種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、第2種契約者は、次の場合を除き、イーサネット通信

サービス又は付加機能を利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 第2種契約者の責めによらない理由により、その第2種イーサネット通信サービス又は付加機能を全く利用できない状態（そのイーサネット通信サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（2欄から5欄までに該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその第2種イーサネット通信サービスについての料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりその第2種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのイーサネット通信サービスについての料金</p>
<p>3 回線収容部の変更に伴って、第2種イーサネット通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（第2種契約者の都合によりイーサネット通信サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその第2種イーサネット通信サービスについての料金</p>
<p>4 第2種イーサネット通信サービスの接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその第2種イーサネット通信サービスについての料金</p>
<p>5 第2種契約者の責めによらない理由により、同一VPNグループに所属する全ての契約者が料金表第1表に規定するゾーン間中継が全くできない状態（そのVPNグループに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、料金表第1表に規定するゾーン間中継が全くできない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその第2種イーサネット通信サービスについての料金表第1表に規定する中継回線使用料</p>

3 前項の規定にかかわらず、利用料の取り扱いについて、料金表第1表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 前項の場合において、1以上の料金月（1の暦月の起算日（当社がイーサネット通信サービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

第60条 第5種契約者は、その第5種契約に基づいて当社がイーサネット通信サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、第5種契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表に規定する利用料の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりイーサネット通信サービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、第5種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、第5種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、第5種契約者は、次の場合を除き、イーサネット通信サービス又は付加機能を利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 第5種契約者の責めによらない理由により、その第5種イーサネット通信サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じた場合（2欄から4欄までに該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその第5種イーサネット通信サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその第5種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのイーサネット通信サービスについての料金
3 回線収容部の変更に伴って、第5種イーサネット通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（第5種契約者の都合によりイーサネット通信サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその第5種イーサネット通信サービスについての料金
4 第5種イーサネット通信サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその第5種イーサネット通信サービスについての料金

- 3 前項の規定にかかわらず、利用料の取り扱いについて、料金表第1表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

第61条 第6種契約者は、その第6種契約に基づいて当社がイーサネット通信サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、第6種契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表に規定する利用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりイーサネット通信サービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、第6種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、第6種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、第6種契約者は、次の場合を除き、イーサネット通信サービス又は付加機能を利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 第6種契約者の責めによらない理由により、その第6種イーサネット通信サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じた場合（2欄から4欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその第6種イーサネット通信サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその第6種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその第6種イーサネット通信サービスについての料金
3 加入者回線の移転に伴って、第6種イーサネット通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（第6種契約者の都合によりイーサネット通信サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその第6種イーサネット通信サービスについての料金
4 第6種契約者の責めによらない理由により、同一VPNグループに所属する全ての契約者が料金表第1表に規定するゾーン間中継が全くできない状態（そのVPNグループに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、料金表第1表に規定するゾーン間中継が全くできない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその第6種イーサネット通信サービスについての料金表第1表に規定する中継回線使用料

連続したとき。

- 3 前項の規定にかかわらず、利用料の取り扱いについて、料金表第1表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 5 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

第62条 第7種契約者は、その第7種契約に基づいて当社がイーサネット通信サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、第7種契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止の日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表に規定する利用料の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりイーサネット通信サービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、第7種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、第7種契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、第7種契約者は、次の場合を除き、イーサネット通信サービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 第7種契約者の責めによらない理由により、その第7種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じた場合（2欄及び3欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその第7種イーサネット通信サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその第7種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその第7種イーサネット通信サービスについての料金
3 加入者回線の移転に伴って、第7種イーサネット通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（第7種契約者の都合によりイーサネット通信サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその第7種イーサネット通信サービスについての料金

- 3 前項の規定にかかわらず、利用料の取り扱いについて、料金表第1表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 5 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金

が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第63条 イーサネット通信サービス契約者は、イーサネット通信サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表(料金)第2(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第64条 イーサネット通信サービス契約者は、イーサネット通信サービス契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのイーサネット通信サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、イーサネット通信サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算方法等)

第65条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第66条 イーサネット通信サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第67条 イーサネット通信サービス契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第9章 保守

(イーサネット通信サービス契約者の維持責任)

第68条 イーサネット通信サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(イーサネット通信サービス契約者の切分責任)

第69条 イーサネット通信サービス契約者は、イーサネット通信サービスを利用することができなくなったときは、契約者回線等に係る自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、イーサネット通信サービス契約者(第6種契約者、第7種契約者並びにタイプ1及びタイプ3に係る者に限ります。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、当社は、イーサネット通信サービス取扱所において試験を行い、その結果をイーサネット通信サービス契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場

合において、イーサネット通信サービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、イーサネット通信サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第70条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第56条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 水防機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 消防機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 災害救助機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 警察機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 防衛機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 選挙管理機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 別記19の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関とのイーサネット通信サービス契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第71条 当社は、イーサネット通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのイーサネット通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、そのイーサネット通信サービス契約者の損害を賠償し

ます。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、次表に掲げる料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

区 別	賠償する額
1 そのイーサネット通信サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）で、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのイーサネット通信サービスについての料金表第1表に規定する契約者回線使用料、構内インタフェースケーブル使用料、インタフェースケーブル使用料、回線使用料、アクセス回線料（第2種イーサネット通信サービス又は第5種イーサネット通信サービスに係るものに限ります。）、定額通信料金又は付加機能使用料
2 同一VPNグループに所属する全ての契約者が料金表第1表に規定するゾーン間中継が全くできない状態（そのVPNグループに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、料金表第1表に規定するゾーン間中継が全くできない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（この表の3欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその第2種イーサネット通信サービスについての料金表第1表に規定する中継回線使用料

- 3 当社の故意又は重大な過失によりイーサネット通信サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

（注）本条第2項の場合において、時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第72条 当社は、イーサネット通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、イーサネット通信サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（イーサネット通信サービス取扱所又はイーサネット通信サービス契約者が指定する場所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第11章 雑則

(承諾の限界)

第73条 当社は、イーサネット通信サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(イーサネット通信サービスの廃止)

第74条 当社は、イーサネット通信サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定によるイーサネット通信サービスの一部又は全部の廃止があったときは、そのイーサネット通信の一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、イーサネット通信サービスの一部又は全部の廃止に伴い、イーサネット通信サービス契約者又は第三者に発生する損害については、一切の責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定によりイーサネット通信サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめイーサネット通信サービス契約者に通知します。

(利用に係るイーサネット通信サービス契約者の義務)

第75条 イーサネット通信サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がイーサネット通信サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社がイーサネット通信サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がイーサネット通信サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がイーサネット通信サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) イーサネット通信サービスを利用して、映像配信又はファイル配信に代表される、定常的に高いトラフィックを発生させるマルチキャスト通信を行わないこと。

(6) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為を行わないこと。

2 イーサネット通信サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

(契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等)

第76条 イーサネット通信サービス契約者からの契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等については、別記7に定めるところによります。

(技術資料の閲覧)

第77条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、イーサネット通信サービスを利用するうえで参考となる別記20の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(イーサネット通信サービス契約者からの通知)

第78条 当社は接続契約者回線等について、第12条（第2種契約申込の方法）、第33条（第5種契約申込の方法）又は第39条（第6種契約申込の方法）に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容についてイーサネット通信サービ

ス契約者から速やかに契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるもののうち、次のとおりとします。

- (1) 利用権の譲渡
- (2) 契約の解除
- (3) 地位の承継
- (4) 契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更

(イーサネット通信サービス契約者の氏名等の通知)

第79条 当社は、協定事業者から請求があったときは、イーサネット通信サービス契約者（その協定事業者とイーサネット通信サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第80条 当社は、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を当社が受けることについて、イーサネット通信サービス契約者に同意していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第81条 当社は、第2種契約者（タイプ2に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）又は第5種契約者（タイプ2に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（別記3に掲げる協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をしたイーサネット通信サービス契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) そのイーサネット通信サービス契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社のイーサネット通信サービスに係る業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのイーサネット通信サービス契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第82条 イーサネット通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記10から12までに定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

第83条 当社は、イーサネット通信サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記13及び当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

第84条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第12章 付帯サービス

(付帯サービス)

第85条 イーサネット通信サービスに関する付帯サービスの取扱いについては、別記14から18までに定めるところによります。

別記

1 イーサネット通信サービスの提供区間等

イーサネット通信サービスは、次に掲げる提供区間において提供します。

- (1) 契約者回線の終端相互間
- (2) 契約者回線の終端と加入者回線の終端との間
- (3) 契約者回線の終端と相互接続点との間
- (4) 契約者回線の終端とサービス接続点との間
- (5) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイント（イーサネット網と Universal Oneサービス契約約款（第7編）に規定するイーサネット網との接続点をいいます。以下この別記1において同じとします。）との間
- (6) 加入者回線の終端相互間
- (7) 加入者回線の終端と相互接続点との間
- (8) 加入者回線の終端とサービス接続点との間
- (9) 加入者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間
- (10) 相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合があります。）
- (11) 相互接続点とサービス接続点との間
- (12) 相互接続点とサービスインタワークポイントとの間
- (13) サービス接続点相互間
- (14) サービス接続点とサービスインタワークポイントとの間

2 イーサネット通信サービスと接続することができる電気通信サービス

イーサネット通信サービスに係る契約者回線又は回線収容部とサービス接続点において接続することができる電気通信サービスは次表のとおりとします。

イーサネット通信サービスの種別	接続することができる電気通信サービスの名称	契約の種類	契約約款の名称
第2種イーサネット通信サービス	グローバルIPネットワークサービス	グローバルIPネットワークサービス契約	グローバルIPネットワークサービス利用規約
	IP伝送サービス（VPNサービスの第2種サービスに係るものに限り、ます。）	VPN契約	Universal Oneサービス契約約款（第2編）
	クローズドコンピュータ通信網サービス（カテゴリー2のクラス2のタイプ2に係るものに限り、ます。）	クローズドコンピュータ通信網契約	Universal Oneサービス契約約款（第7編）
	第2種データ着信サービス	第2種データ着信契約	IP通信網サービス契約約款
第5種イーサネット通信サービス	グローバルIPネットワークサービス	グローバルIPネットワークサービス契約	グローバルIPネットワークサービス利用規約

I P 伝送サービス (V P N サービス の第 2 種サービス に係るものに限 ります。)	V P N 契約	Universal One サ ービス契約約款 (第 2 編)
クローズドコンピ ュータ通信網サー ビス (カテゴリー 2 のクラス 2 のタ イプ 2 に係るもの に限ります。)	クローズドコンピ ュータ通信網契約	Universal One サ ービス契約約款 (第 7 編)
第 2 種データ着信 サービス	第 2 種データ着信契 約	I P 通信網サービ ス契約約款
第 4 種ファクシミ リ通信網サービス	第 4 種契約	ファクシミリ通信 網サービス契約約 款
Universal One サ ービス	Universal One 契約	Universal One サ ービス契約約款 (第 1 編)

3 協定事業者

(1) 料金表第 1 表 (料金) に規定する S T M アクセスに係る者

東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社

(2) 料金表第 1 表 (料金) に規定するイーサネットアクセスに係る者

北海道総合通信網株式会社 東北インテリジェント通信株式会社 K D D I 株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 北陸通信ネットワーク株式会社 株式会社ケイ・オブティコム 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 株式会社 S T N e t 株式会社 Q T n e t 沖縄通信ネットワーク株式会社
--

4 イーサネット通信サービスの提供に係る協定事業者の電気通信サービスの契約

(1) 別記 3 の(1)の専用等契約に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	専用契約 (高速ディ ジタル伝送サービ スに係るものに限 ります。)	専用サービス契約約款

西日本電信電話株式会社	専用契約（高速デジタル伝送サービスに係るものに限ります。）	専用サービス契約約款
-------------	-------------------------------	------------

(2) 別記3の(2)の専用等契約に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
北海道総合通信網株式会社	第1種イーサネット通信網サービス契約	イーサネット通信網サービス契約約款
	第2種イーサネット通信網サービス契約	
東北インテリジェント通信株式会社	第1種契約	高速イーサネット網サービス契約約款
KDD I 株式会社	パワードイーサネット契約	パワードイーサネットサービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	イーサネット網契約	イーサネット網サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	イーサネット通信網契約	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社ケイ・オプティコム	専用契約	専用サービス契約約款
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	イーサネット通信網サービス契約	イーサネット通信網サービス契約約款
株式会社STNet	高速イーサネット通信網サービス契約	高速イーサネット網サービス契約約款
株式会社QTnet	専用契約	専用サービス契約約款
沖縄通信ネットワーク株式会社	専用契約	専用サービス契約約款

5 イーサネット通信サービス契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりイーサネット通信サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（第2種契約者（タイプ2に係る者に限ります。）又は第5種契約者（タイプ2に係る者に限ります。）については、その接続契約者回線等に係る者として同一の者とします。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

6 イーサネット通信サービス契約者の氏名等の変更の届出

- (1) イーサネット通信サービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

7 契約者回線又は加入者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線又は加入者回線の終端のある構内又は建物内において、当社が契約者回線又は加入者回線を設置するために必要な場所は、そのイーサネット通信サービス契約者から提供していただきます。
ただし、イーサネット通信サービス契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、契約者回線又は加入者回線の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社がイーサネット通信サービス契約に基づき設置する電気通信設備に必要な電気は、イーサネット通信サービス契約者から提供していただくことがあります。
- (3) イーサネット通信サービス契約者は、契約者回線又は加入者回線の終端のある構内又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

8 契約者回線又は加入者回線への自営端末設備の接続

- (1) イーサネット通信サービス契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合に該当するときは、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号または14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) イーサネット通信サービス契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、その限りではありません。
- (6) イーサネット通信サービス契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) イーサネット通信サービス契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

9 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、イーサネット通信サービス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、イーサネット通信サービス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、イーサネット通信サービス契約者は、その自営端末設備を契約者回線又は加入者回線から取りはずしていただきます。

10 契約者回線又は加入者回線への自営電気通信設備の接続

- (1) イーサネット通信サービス契約者は、その契約者回線若しくは加入者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又は加入者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) イーサネット通信サービス契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) イーサネット通信サービス契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) イーサネット通信サービス契約者は、その契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線又は加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記9の規定に準じて取り扱います。

12 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

13 個人情報の開示

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

14 イーサネット通信サービスに係る端末機器の提供

- (1) 当社は、イーサネット通信サービス契約者（(2)に定める者に限ります。以下13において同じとします。）から請求があったときは、そのイーサネット通信サービス

に係る端末機器を提供します。この場合、イーサネット通信サービス契約者は料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

- (2) 端末機器の提供の請求を行なうことができるイーサネット通信サービス契約者は、料金表第3表に規定する端末機器の種別ごとに、次のとおりとします。

種 別	イーサネット通信サービス契約者
S T M型	ア 第2種契約者（料金表第1表（料金）に規定するS T Mアクセスに係る者に限ります。） イ 第5種契約者（料金表第1表（料金）に規定するS T Mアクセスに係る者に限ります。）

- (3) 端末機器には、料金表第3表に定めるところにより、端末機器の提供を開始した日から起算して1年間の最低利用期間があります。
- (4) イーサネット通信サービス契約者は、(3)の最低利用期間内に端末機器の提供の廃止のあった場合は、当社が別に定める期日までに、料金表第3表に規定する額を支払っていただきます。
- (5) 当社は、イーサネット通信サービス契約者から請求があったときは、端末機器の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、イーサネット通信サービス契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。
- (6) 端末機器を設置するために必要な場所は、イーサネット通信サービス契約者から提供していただきます。
- (7) 端末機器に必要な電気は、イーサネット通信サービス契約者から提供していただきます。
- (8) イーサネット通信サービス契約者が端末機器を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (9) 当社は、当社が設置した端末機器を善良な管理者の注意をもってイーサネット通信サービス契約者に保管していただきます。
- (10) イーサネット通信サービス契約者は、(9)の規定に違反して端末機器を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。
- (11) (1)から(10)までに規定するほか、端末機器に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

15 イーサネット通信サービスに係る回線制御装置等の提供

- (1) 当社は、イーサネット通信サービス契約者から請求があったときは、そのイーサネット通信サービスに係る回線制御装置（イーサネット通信サービス契約者が、そのイーサネット通信サービス契約に係るイーサネット通信サービスを利用して、コンピュータ通信に係る広域網を自ら構築するために使用する装置をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、イーサネット通信サービス契約者は料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) (1)の場合において、その請求が新たにその回線制御装置にかかる広域網を構築するものとなる場合には、その広域網の代表者を定めて契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 回線制御装置には、料金表第3表に定めるところにより、回線制御装置の提供を開始した日から起算して1年間の最低利用期間があります。
- (4) イーサネット通信サービス契約者は、(3)の最低利用期間内に回線制御装置の提供の廃止のあった場合は、当社が別に定める期日までに、料金表第3表に規定する額を支払っていただきます。
- (5) 当社は、イーサネット通信サービス契約者から請求があったときは、回線制御装置遠隔監視（その回線制御装置（当社が提供するもの以外のものを含みます。）に

係る広域網を当社が遠隔で監視することをいいます。以下同じとします。)を行います。この場合、イーサネット通信サービス契約者は料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。

- (6) 当社は、イーサネット通信サービス契約者から請求があったときは、回線制御装置の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、イーサネット通信サービス契約者は、料金表第3表に規定する料金の支払いを要します。
- (7) 回線制御装置を設置するために必要な場所は、イーサネット通信サービス契約者から提供していただきます。
- (8) 回線制御装置に必要な電気又は回線制御装置遠隔監視に必要な電気通信サービス（当社以外の電気通信事業者が提供するものを含みます。）の料金等は、イーサネット通信サービス契約者から提供していただくことがあります。
- (9) イーサネット通信サービス契約者が回線制御装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (10) 当社は、当社が設置した回線制御装置を善良な管理者の注意をもってイーサネット通信サービス契約者に保管していただきます。
- (11) イーサネット通信サービス契約者は、(10)の規定に違反して回線制御装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (12) (1)から(11)までに規定するほか、回線制御装置又は回線制御装置遠隔監視に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

16 イーサネット通信サービスに係る遠隔監視サービスの提供

- (1) 当社は、イーサネット通信サービス契約者（第6種契約者（料金表第1表（料金）に規定するグレード2に係る者に限ります。）及び第7種契約者（料金表第1表に規定するグレード2に係る者に限ります。）を除きます。以下この別記16において同じとします。）から請求があったときは、そのイーサネット通信サービスへの遠隔監視サービス（そのイーサネット通信サービスに係る契約者回線等を当社が遠隔で監視することをいいます。以下同じとします。）を提供します。
- (2) 当社は、イーサネット通信サービス契約者から請求があったときは、遠隔監視サービスの開始又はその他の変更に係る工事を行います。
- (3) (1)及び(2)に規定するほか、遠隔監視サービスに係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

17 支払証明書の発行

- (1) 当社は、イーサネット通信サービス契約者から請求があったときは、そのイーサネット通信サービス及び附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) イーサネット通信サービス契約者は、(1)の規定による請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

18 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、第2種契約（料金表第1表（料金）に規定するタイプ2に係るものに限り）若しくは第5種契約（タイプ2に係るものに限り）の申込みをする者又は第2種契約者若しくは第5種契約者から要請があったときは、協定事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

19 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社

	(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

20 技術資料の項目

1 物理的条件
2 電気的条件
3 光学的条件
4 論理的条件

料金表

通則

(利用料の設定)

- 1 第2種イーサネット通信サービスに係る利用料(アクセス回線料に限ります。)及び第5種イーサネット通信サービスに係る利用料(アクセス回線料に限ります。)は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。

ただし、別記3の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその協定事業者が定める料金又は相互接続協定に基づき別記3の(2)に掲げる協定事業者が別に定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、イーサネット通信サービス契約者がそのイーサネット通信サービス契約に基づき支払う料金のうち、利用料は料金月に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、利用料をその利用日数に応じて日割します。
ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
 - (1) 料金月の初日以外の日イーサネット通信サービス又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日イーサネット通信サービス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日にイーサネット通信サービス又は付加機能の提供を開始し、その日にそのイーサネット通信サービス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日イーサネット通信サービスの品目の変更等により利用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第59条(利用料の支払義務)第2項第3号の表、第60条(利用料の支払義務)第2項第3号の表、第61条(利用料の支払義務)第2項第3号の表又は第62条(利用料の支払義務)第2項第3号の表の規定(4の規定によるもの及び当社の故意又は重大な過失によるものを除きます。)に該当するとき。
 - (6) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 4 3の規定による利用料の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第59条(利用料の支払義務)第2項第3号の表、第60条(利用料の支払義務)第2項第3号の表、第61条(利用料の支払義務)第2項第3号の表又は第62条(利用料の支払義務)第2項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 5 4に規定するほか、3の規定による利用料の時間数割は、料金月の日数に24を乗じて得た時間数により行います。
- 6 当社は、イーサネット通信サービスに係る当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 8 イーサネット通信サービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するイーサネット通信サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8及び9の規定にかかわらず、イーサネ

ット通信サービス契約者の承諾を得て、2以上の料金月分の利用料を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 11 当社は、料金又は工事に関する費用について、イーサネット通信サービス契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 11に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 12 第59条(利用料の支払義務)から第64条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のイーサネット通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容																								
(1) 第2種イーサネット通信サービス区域及びゾーンの設定	<p>1 当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第2種イーサネット通信サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第2種イーサネット通信サービス区域を設定します。</p> <p>2 当社は、第2種イーサネット通信サービス区域についてゾーンを設定します。</p>																								
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。</p> <p>ア タイプ1に係る品目 (ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10Mb/s</td><td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>100Mb/s</td><td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>200Mb/s</td><td>200Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>300Mb/s</td><td>300Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>400Mb/s</td><td>400Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>500Mb/s</td><td>500Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>600Mb/s</td><td>600Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>700Mb/s</td><td>700Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>800Mb/s</td><td>800Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>900Mb/s</td><td>900Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>1000Mb/s</td><td>1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 タイプ1に係る第2種契約者は、所属VPNグループを構成する契約者回線、加入者回線若しくは回線収容部又は当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことができます。</p> <p>2 当社は、当社が別に定めるイーサネット通信サービス取扱所内に設置される契約者回線の終端の場所に当社の構内インタフェースケーブルを設置します。</p> <p>3 200Mb/sから1000Mb/sまでの品目は、当社が別に定める第2種イーサネット通信サービス区域に限り提供します。</p>	品 目	内 容	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1000Mb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																								
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
1000Mb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								

(注) この備考の1に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款(第7編)に規定するGroup-Etherサービスとします。

(イ) 当社のIP伝送サービスと接続するもの

品目	内容
1 Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
2 Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
3 Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
4 Mb/s	4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
5 Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
6 Mb/s	6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
7 Mb/s	7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
9 Mb/s	9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考 タイプ1に係る第2種契約者は、所属VPNグループを構成する契約者回線、加入者回線若しくは回線収容部又は当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことができます。

(注) 本欄に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款(第7編)に規定するGroup-Etherサービスとします。

イ タイプ2に係る品目

品目	内容
STMアクセスのもの	128kb/s 128kbit/sの符号伝送が可能なもの

イーサネットアクセスのもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1 Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	2 Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	4 Mb/s	4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	5 Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	6 Mb/s	6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	7 Mb/s	7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	8 Mb/s	8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	9 Mb/s	9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	

200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
1000Mb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
CCNアクセスのもの	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 タイプ2に係る第2種契約者は、所属VPNグループを構成する契約者回線、加入者回線若しくは回線収容部又は当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことができます。
- 2 当社は、タイプ2に係るものは、次表に掲げる接続契約者回線等と接続して提供します。

区 分		内 容
他社接続契約者回線に係るもの	STMアクセス	別記3の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービス
	イーサネットアクセス	別記3の(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するイーサネット通信網サービス、第1種高速イーサネット網サービス、イーサネット網サービス、パワードイーサネットサービス、高速イーサネット専用

		サービス又は高速イーサネット 網接続サービス
接続契約 者回線に 係るもの	CCNア クセス	Universal Oneサービス契約約 款（第6編）及び料金表に規定 するクローズドコンピュータ通 信網サービス

- 3 タイプ2と接続する接続契約者回線等の品目は、当社又は別記3に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するもののうち、次のとおりとします。
- (1) 他社接続契約者回線に係るもの
タイプ2の品目と同一のものとしてします。
- (2) 接続契約者回線に係るもの
当社が別に定める接続条件によるものとしてします。
- 4 タイプ2と接続する接続契約者回線等の契約の種別は、契約の種別があるものについては臨時（それに相当するものを含みます。）以外のものに係るものとしてします。
- 5 タイプ2に係るものと接続する他社接続契約者回線の保守の区別は、別記3の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するタイプ2に係るものとしてします。
- 6 別記3の(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表において、接続可能な他社接続契約者回線に係る契約の種別及び通信又は保守の態様による細目について別段の定めがある場合は、その定めるところによりします。
- 7 タイプ2に係る第2種契約者は、他社接続契約者回線に係る通信又は保守の態様による細目を申込み時に通知していただきます。
- 8 CCNアクセス（当社が別に定めるものに限りします。以下15欄まで同じとします。）に係る利用料については、料金通則の規定にかかわらず、日割りをしません。ただし、第59条（利用料の支払義務）第2項及び第72条（責任の制限）にかかわる場合は除きます。
- 9 CCNアクセスの利用の開始があった場合、第59条の規定にかかわらず、利用の開始の日を含む料金月の翌料金月から利用料を適用します。ただし、CCNアクセスの利用の開始と廃止が同月に行われた場合、その廃止の日にかかわらず利用開始月の利用料の支払いを要します。
- 10 CCNアクセスの廃止があった場合、第59条の規定にかかわらず、その廃止の日を含む料金月の利用料の支払いを要します。
- 11 CCNアクセスのものとその他のものとの間の相互の変更は行うことができません。
- 12 当社は、他社接続契約者回線が次に掲げるものに該当する場合は、第2種契約を締結しません。
- (1) STMアクセス（他社接続契約者回線が、別記3

- の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するサービスクラスによる区別がエコノミークラス以外のものに限りません。)に係るもの
- (2) S T Mアクセス (他社接続契約者回線が、別記3の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する保守の区別がタイプ1-1及び1-2のものに限りません。)に係るもの
- 13 1000Mb/s品目は、当社が別に定める第2種イーサネット通信サービス区域に限り提供します。
- (注1) この備考1に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款(第7編)に規定するGroup-Etherサービスとします。
- (注2) この備考3の(2)に規定する当社が別に定める接続条件は、次表のとおりとします。

接続契約者回線の品目		対応する第2種イーサネット通信サービスの品目
クローズド コンピュータ 通信網サ ービス	10Mb/s	10Mb/s
	100Mb/s	100Mb/s

(注3) この備考8に規定する当社が別に定めるCCNアクセスは、接続する接続契約者回線の区分がプラン3となるものとします。

ウ タイプ3に係る品目

品 目	内 容	
イーサネットア クセスのもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1 Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	2 Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	4 Mb/s	4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	5 Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	6 Mb/s	6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	7 Mb/s	7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの

8 Mb/s	8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
9 Mb/s	9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="794 262 932 344">900Mb/s</td> <td data-bbox="932 262 1279 344">900Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 344 932 434">1000Mb/s</td> <td data-bbox="932 344 1279 434">1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </table>	900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1000Mb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの										
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの														
1000Mb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの														
	<p>備考</p> <p>1 タイプ3に係る第2種契約者は、所属VPNグループを構成する契約者回線、加入者回線若しくは回線収容部又は当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことができます。</p> <p>2 タイプ3の品目が、200Mb/sから900Mb/sまでのものとなる場合（加入者回線が、第2種契約者の指定する場所と当社の指定するイーサネット通信サービス取扱所との間に設置されるものを除きます。）の加入者回線の区別は、1000Mb/sのものとしします。</p> <p>3 200Mb/sから1000Mb/sまでの品目は、当社が別に定める第2種イーサネット通信サービス区域に限り提供します。</p> <p>（注）この備考1に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款（第7編）に規定するGroup-Etherサービスとします。</p>														
<p>(3) 通信又は保守の態様による細目に係る料金の適用</p>	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 加入者回線インタフェースの区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 1211 743 1263">区 別</th> <th data-bbox="743 1211 1279 1263">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 1263 743 1379">10BASE-T</td> <td data-bbox="743 1263 1279 1379">10Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが10BASE-Tであるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1379 743 1496">100BASE-TX</td> <td data-bbox="743 1379 1279 1496">100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが100BASE-TXであるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1496 743 1612">1000BASE-SX</td> <td data-bbox="743 1496 1279 1612">1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-SXであるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1612 743 1729">1000BASE-LX</td> <td data-bbox="743 1612 1279 1729">1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-LXであるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ CCNアクセスに係る接続契約者回線の通信先の区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 1816 743 1865">区 別</th> <th data-bbox="743 1816 1279 1865">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 1816 743 1865"></td> <td data-bbox="743 1816 1279 1865"></td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	10BASE-T	10Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが10BASE-Tであるもの	100BASE-TX	100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが100BASE-TXであるもの	1000BASE-SX	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-SXであるもの	1000BASE-LX	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-LXであるもの	区 別	内 容		
区 別	内 容														
10BASE-T	10Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが10BASE-Tであるもの														
100BASE-TX	100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが100BASE-TXであるもの														
1000BASE-SX	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-SXであるもの														
1000BASE-LX	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-LXであるもの														
区 別	内 容														

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 264 746 416">コース 1</td> <td data-bbox="746 264 1278 416">接続する接続契約者回線の通信先が、DSL回線（当社のUniversal Oneサービス契約約款（第6編）及び料金表に規定するものに限ります。）となるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 416 746 568">コース 2</td> <td data-bbox="746 416 1278 568">接続する接続契約者回線の通信先が、光アクセス回線（当社のUniversal Oneサービス契約約款（第6編）及び料金表に規定するものに限ります。）となるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="555 568 1278 1108"> <p>備考</p> <p>1 CCNアクセスに係る接続契約者回線の通信先の区別（以下「通信先の区別」といいます。）は、品目が100Mb/sとなるものであって、接続する接続契約者回線の区分がプラン3となるもの限り適用します。</p> <p>2 接続する接続契約者回線の通信先が複数となる場合は、それらに対応するコース1及びコース2に係る利用料を合算して適用します。この場合、コース1及びコース2に係る利用料は、品目に係る料金の適用に準じて適用します。</p> <p>3 第2種契約者は、CCNアクセスに係る通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。この場合、変更前の細目の廃止とその変更後の細目の利用の開始が同時にあったものとみなして利用料を適用します。</p> </td> </tr> </table>	コース 1	接続する接続契約者回線の通信先が、DSL回線（当社のUniversal Oneサービス契約約款（第6編）及び料金表に規定するものに限ります。）となるもの	コース 2	接続する接続契約者回線の通信先が、光アクセス回線（当社のUniversal Oneサービス契約約款（第6編）及び料金表に規定するものに限ります。）となるもの	<p>備考</p> <p>1 CCNアクセスに係る接続契約者回線の通信先の区別（以下「通信先の区別」といいます。）は、品目が100Mb/sとなるものであって、接続する接続契約者回線の区分がプラン3となるもの限り適用します。</p> <p>2 接続する接続契約者回線の通信先が複数となる場合は、それらに対応するコース1及びコース2に係る利用料を合算して適用します。この場合、コース1及びコース2に係る利用料は、品目に係る料金の適用に準じて適用します。</p> <p>3 第2種契約者は、CCNアクセスに係る通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。この場合、変更前の細目の廃止とその変更後の細目の利用の開始が同時にあったものとみなして利用料を適用します。</p>	
コース 1	接続する接続契約者回線の通信先が、DSL回線（当社のUniversal Oneサービス契約約款（第6編）及び料金表に規定するものに限ります。）となるもの						
コース 2	接続する接続契約者回線の通信先が、光アクセス回線（当社のUniversal Oneサービス契約約款（第6編）及び料金表に規定するものに限ります。）となるもの						
<p>備考</p> <p>1 CCNアクセスに係る接続契約者回線の通信先の区別（以下「通信先の区別」といいます。）は、品目が100Mb/sとなるものであって、接続する接続契約者回線の区分がプラン3となるもの限り適用します。</p> <p>2 接続する接続契約者回線の通信先が複数となる場合は、それらに対応するコース1及びコース2に係る利用料を合算して適用します。この場合、コース1及びコース2に係る利用料は、品目に係る料金の適用に準じて適用します。</p> <p>3 第2種契約者は、CCNアクセスに係る通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。この場合、変更前の細目の廃止とその変更後の細目の利用の開始が同時にあったものとみなして利用料を適用します。</p>							
(4) 利用料の適用	<p>ア タイプ1に係る利用料は、1-2（料金額）に規定する契約者回線使用料とします。</p> <p>イ タイプ2に係る利用料は、1-2に規定する回線使用料とアクセス回線料を合算して適用します。</p> <p>ただし、接続契約者回線に係るものについては、回線使用料のみを適用します。</p> <p>ウ タイプ3に係る利用料は、1-2に規定する回線使用料とアクセス回線料を合算して適用します。</p> <p>エ タイプ3に係る加入者回線の部分はアクセス回線料を適用します。</p> <p>オ アクセス回線料について、他社接続契約者回線の回線距離の測定及び回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用については、別記3の(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスの場合と同一とします。</p> <p>カ 他社接続契約者回線の品目及び通信又は保守の態様による細目については、別記3の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に準じて取り扱います。</p>						

(5) ゾーン間中継に係る利用料の適用

ア この表の(4)欄の規定によるほか、異なるゾーン内のVPNグループに所属する契約者回線、加入者回線若しくは回線収容部が相互に通信を行う場合又は当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間で通信を行う場合（以下「ゾーン間中継」といいます。）は、1-2（料金額）に規定する中継回線使用料の支払いを要します。この場合において、ゾーン間中継はVPNグループが全て契約者回線、加入者回線又は回線収容部により構成されている場合に限り提供します。

イ 中継回線使用料は、VPNグループの代表者に限り適用します。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、この表の(2)欄に規定するCCNアクセスに係るVPNグループについては、中継回線使用料を適用しません。

(注) この欄のアに規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款（第7編）に規定するGroup-Etherサービスとします。

(6) アクセス回線料の減額

STMアクセスに係るアクセス回線料については、1-2（料金額）の(3)（アクセス回線料）に規定する額から1契約ごとに次の額を減額して適用します。

区 分	アクセス回線料の減額（月額）
128kb/sのもの	70円（75.6円）

(7) 最低利用期間に係る料金の適用

ア 第2種イーサネット通信サービス（タイプ2（当社が別に定めるCCNアクセスに係るものに限ります。）に係るものを除きます。）には、他社接続契約者回線が異経路となるものを除いて、最低利用期間があります。

イ 第2種契約者は、第14条（最低利用期間）に規定する最低利用期間のうち、第2種イーサネット通信サービスの提供の開始に係るもの（以下この欄において「基本最低利用期間」といいます。）は利用料について、接続事業者変更又は第2種イーサネット通信サービスの種類の変更に係るもの（以下この欄において「接続最低利用期間」といいます。）はアクセス回線料について適用します。この場合において、基本最低利用期間内に接続事業者変更又は第2種イーサネット通信サービスの種類の変更があったときのアクセス回線料については接続最低利用期間を適用し、利用料（アクセス回線料を除きます。）については、基本最低利用期間を適用します。

ウ 第2種契約者は、最低利用期間内に第2種契約の解除、第2種イーサネット通信サービスの種類の変更又は接続事業者変更があった場合には、第59条（利用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する利用料の契約者回線使用料又は回線使用料及びアクセス回線料（通信サービスの種類の変更又は接続事業者変更があった場合はアクセス回線料とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

エ 第2種契約者は、最低利用期間内に第2種イーサネット通

信サービスの品目、他社接続契約者回線の品目又は終端の場所の変更（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合であって、次表に定める額があるときは、その額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
(ア) (イ)又は(ウ)以外 のとき	変更前の利用料の額に残余の期間を乗じて得た額（基本最低利用期間と接続最低利用期間の双方を適用する場合は、各々適用して得た額を合算した額とします。以下この表において同じとします。）から変更後の利用料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額
(イ) 接続事業者変更又は第2種イーサネット通信サービスの種類の変更と同時に品目等の変更があった場合のとき	次の額を合算して得た額 (1) 残余の期間に対応するアクセス回線料 (2) 変更前の利用料（アクセス回線料を除きます。以下この表において同じとします。）から変更後の利用料に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額
(ウ) 第14条（最低利用期間等に係る起算開始日の扱い）に規定する第2種契約の解除と同時に新たに第5種契約を締結したとき	その解除する第2種契約の利用料（中継回線使用料を除きます。）の額に残余の期間を乗じて得た額から新たに締結する第5種契約の利用料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額

オ エの場合において、当社は、第2種イーサネット通信サービスの品目等の変更（加入者回線の移転又は接続契約者回線等に係る終端の場所の変更を除きます。）と同時に契約者回線等に係る終端の場所において、第2種イーサネット通信サービスに係る契約者回線等の新設若しくは第2種契約の解除、接続事業者変更又は品目等の変更を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の利用料を合算して行います。

カ 第2種契約者は、最低利用期間内にその他の契約内容の変更（ゾーン間中継の廃止に係るものに限りません。）があった場合は、第59条及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する中継回線使用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

キ 第2種契約者は、最低利用期間内にその他の契約内容の変更（ゾーン間中継に係る品目の変更に限りません。）があった場合は、残余の期間において、料金月ごとに、変更前の中継回

	<p>線使用料の額から変更後の中継回線使用料の額を控除し、残額があるときは、当社が定める期日までに、その残額を支払っていただきます。</p> <p>(注) この欄に規定する当社が別に定めるCCNアクセスに係るタイプ2は、接続する接続契約者回線の区分がプラン3となるものとします。</p>										
<p>(8) サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第2種イーサネット通信サービス（回線収容部（CCNアクセスに係るものに限ります。）に係るものを除きます。以下この表の(12)欄まで同じとします。）について、次のとおり開通遅延期間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第13条（第2種契約申込の承諾）の規定により第2種イーサネット通信サービスに係る第2種契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその第2種イーサネット通信サービスに係る第2種契約者とその第2種イーサネット通信サービスの提供の開始を合意した日（以下この表の(8)欄において「開通予定日」といいます。）に、第2種契約者の責めによらない理由によりその第2種イーサネット通信サービスの提供を開始できなかった場合（タイプ2（イーサネットアクセスに係るものに限ります。）の他社接続契約者回線に係る電気通信サービスの提供を開始できなかった場合によるものを除きます。）に限り、開通予定日から第2種イーサネット通信サービスの提供を開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この表の(8)欄において「開通遅延日数」といいます。）に応じて、その第2種契約に係る料金（以下この表の(12)欄まで「開通遅延返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>イ 開通遅延返還料金額は、その第2種イーサネット通信サービスの提供を開始した日における、1-2（料金額）に規定する料金額（その第2種イーサネット通信サービスに係る契約者回線使用料、回線使用料、アクセス回線料（当社が別に定めるものに限ります。）、構内インタフェースケーブル使用料又はインタフェースケーブル使用料（この表の(1)欄から(4)欄まで若しくは(6)欄の適用による場合又は料金表別表の1の適用による場合は、適用した後の額とします。）に限ります。）の合計額（以下この表の(8)欄において「開通遅延返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="555 1574 1286 1957"> <thead> <tr> <th>開通遅延日数</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2日以上15日未満</td> <td>開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率</td> </tr> <tr> <td>15日</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>16日以上28日未満</td> <td>開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率</td> </tr> </tbody> </table>	開通遅延日数	料金返還率	1日	10%	2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率	15日	25%	16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
開通遅延日数	料金返還率										
1日	10%										
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率										
15日	25%										
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率										

	<table border="1" data-bbox="555 264 1289 315"> <tr> <td data-bbox="555 264 839 315">28日以上</td> <td data-bbox="839 264 1289 315">50%</td> </tr> </table> <p>ウ イの場合において、返還する開通遅延返還料金額は、次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額（以下この表の(12)欄まで「開通遅延返還上限額」といいます。）を上限として適用します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合 その第2種イーサネット通信サービスの提供を開始した日を含む料金月に係る料金額（開通遅延返還基準額に係るもの（料金表通則3、4及び6に規定する場合は生じたときは料金表通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限り、）の合計額（第59条（利用料の支払い義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計額を減じた額とします。）</p> <p>(イ) 料金月の初日以外の日にその第2種イーサネット通信サービスの提供を開始した場合 その第2種イーサネット通信サービスの提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <p>エ この表の(8)欄に規定する料金の返還とこの表の(9)欄から(12)欄までの規定による料金の返還を同時に行う場合の開通遅延返還料金額の取扱いについては、(12)欄の規定に定めるところによります。</p> <p>(注) この欄のイに規定する当社が別に定めるアクセス回線料は、タイプ2（STMアクセスに係るものに限り、）に係る他社接続契約者回線又は加入者回線のアクセス回線料とします。</p>	28日以上	50%
28日以上	50%		
<p>(9) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第2種イーサネット通信サービスについて、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第2種契約者に第2種イーサネット通信サービスを提供する場合において、第2種契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、その第2種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態（その第2種契約に係る電気通信設備による通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表の(9)欄において同じとします。）が次の(ア)及び(イ)に係る区間において生じたときであって、その第2種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第70条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定により、その第2種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、1時間以上その状態が連続したときに限り、その第2種契約に係る料金（以下この表の(12)欄まで「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、第53条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が第2種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第2種契約者に通知したとき又は第55条（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りであり</p>		

ません。この場合において、その第2種契約に係る料金については、第59条（料金の支払義務）第2項第3号の規定（表の1欄、3欄、4欄又は5欄に係るものに限ります。）を適用します。

（ア）別記1に係る区間

（イ）他社接続契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）に係る区間（その他社接続契約者回線について、別記3の(2)に規定する協定事業者の契約約款及び料金表に規定する回線終端装置（それに相当するもの（当社が別に定めるものに限ります。）を含みます。以下この表の(9)欄において同じとします。）が提供されている場合は、その回線終端装置に係る区間を含みます。）

イ アの規定により故障回復時間返還料金額を返還する場合は、当社は、第59条（利用料の支払い義務）第2項第3号の規定（表の1欄、3欄又は5欄に係るものに限ります。）は適用しません。

ただし、エに掲げる料金額以外のその第2種イーサネット通信サービスに係る料金額については、第59条第2項第3号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限ります。）を適用します。

ウ アに規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりその第2種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が1時間未満となるものに限ります。）が生じたときは、当社は、第59条第2項第3号の規定（表の2欄に係るものに限ります。）を適用します。

エ 当社は、その第2種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した時点における、1-2（料金額）に規定する料金額（その第2種イーサネット通信サービスに係る契約者回線使用料、回線使用料、アクセス回線使用料（当社が別に定めるものに限ります。）、中継回線使用料、構内インタフェースケーブル使用料又はインタフェースケーブル使用料（この表の(1)欄から(7)欄までの適用による場合又は料金表別表の1の適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この表の(9)欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）を元に故障回復時間返還料金額を算出します。

オ アの場合において、その第2種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合における故障回復時間返還料金額は、故障回復時間返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上72時間未満	50%

72時間以上

100%

カ オの場合において、返還する故障回復時間返還料金額は、次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額（以下この表の(12)欄まで「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(ア) (イ)以外の場合

その料金月に係る料金額（故障回復時間返還基準額に係るもの（料金表通則3、4及び6に規定する場合は生じたときは料金表通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第59条（利用料の支払い義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計額を減じた額とします。）

(イ) その料金月が第2種イーサネット通信サービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその第2種イーサネット通信サービスの提供を開始した場合

その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

キ アの場合において、その第2種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月（カの(イ)に規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。）において複数回となる場合は、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合においては、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。

ク この表の(9)欄に規定する料金の返還とこの表の(8)欄の規定と(10)欄から(12)欄までの規定による料金の返還を同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(12)欄の規定に定めるところによります。

(注1) この欄の(ア)に規定する当社が別に定める他社接続契約者回線は、他社接続契約者回線に係る協定事業者が株式会社ケイ・オプティコムとなるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限ります。）とします。

(注2) この表の(ア)に規定する当社が別に定める回線終端装置に相当するものは、技術基準等で定められた電气的条件及び光学的条件に適合するものとします。

(注3) この欄の(エ)に規定する当社が別に定めるアクセス回線料は、加入者回線又は他社接続契約者回線（株式会社ケイ・オプティコムとなるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限ります。）に限ります。）に係るものとなる場合のアクセス回線料とします。

<p>(10) サービス品質 (遅延時間)に 係る料金の適用</p>	<p>当社は、第2種イーサネット通信サービスについて、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間（その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間（そのイーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じた場合の時間を除きます。）をいいます。）の料金月単位での平均時間が、35ミリ秒を超えた場合は、その料金月における第2種イーサネット通信サービスの契約者回線使用料、回線使用料の基本額又は中継回線使用料（この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合及び料金表通則3、4、5及び6の規定による場合（料金表通則3、4及び6に規定する場合が生じたときに限ります。）又は料金表別表の1の適用による場合は、適用した後の額（第59条（利用料の支払い義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計額を減じた額とします。以下この表の(12)欄まで「遅延時間返還基準額」といいます。）とします。）の合計額に10%を乗じて得た額（以下この表の(12)欄まで「遅延時間返還料金額」といいます。）をその第2種イーサネット通信契約者に返還します。</p> <p>ただし、その第2種イーサネット通信サービスについて、その1の料金月において、連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この表の(10)欄に規定する料金の返還とこの表の(8)欄、(9)欄、(11)欄又は(12)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(12)欄の規定に定めるところによります。</p>		
<p>(11) サービス品質 (全体累積故障 時間)に係る料 金の適用</p>	<p>当社は、第2種イーサネット通信サービスについて、次のとおり全体累積故障時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、次の(ア)及び(イ)の全ての提供区間において、次表に規定する全体稼働率が99.99%を下回った場合に限り、第2種契約に係る料金（以下この表の(12)欄まで「全体累積故障時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <table border="1" data-bbox="555 1444 1279 1494"> <tr> <td data-bbox="555 1444 751 1494">区 分</td> <td data-bbox="756 1444 1279 1494">全 体 稼 働 率</td> </tr> </table>	区 分	全 体 稼 働 率
区 分	全 体 稼 働 率		

イーサネット
通信サービス
に係るもの

全体累積稼働時間（その料金月における日数に24を乗じて得た時間にイーサネット通信サービスの回線数（その料金月における当社が別に定める回線数とします。）を乗じて得た値をいいます。以下この(1)欄において同じとします。）から、イーサネット通信サービス契約者の責めによらない理由によりイーサネット通信サービスを利用することができなかった時間（そのことを当社が知った時刻（第70条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定により、イーサネット通信サービス契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、その状態が連続した時間をいいます。ただし、第53条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社がイーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめそのイーサネット通信サービス契約者に通知したとき、又は第55条（接続休止）の規定により接続休止したときは、その時間を除きます。）を1の料金月ごとに合算して得た値を減じて得た値を、全体累積稼働時間で除して得た割合

(ア) 別記1に係る区間

(イ) 他社接続契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）に係る区間（その他社接続契約者回線について、別記3の(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する回線終端装置（それに相当するもの（当社が別に定めるものに限ります。）を含みます。以下この表の(1)欄において同じとします。）が提供されている場合は、その回線終端装置に係る区間を含みます。）

イ 全体累積故障時間返還料金額は、アの状態が生じた料金月における、1-2（料金額）に規定する料金額（その第2種イーサネット通信サービスに係る契約者回線使用料、回線使用料、アクセス回線料（当社が別に定めるものに限ります。）、中継回線使用料、構内インタフェースケーブル使用料又はインタフェースケーブル使用料（この表の(1)欄から(6)欄までの適用による場合又は料金表別表の1の適用による場合は、適用した後の額とし、料金表通則3、4及び6に規定する場合が生じたときは通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第59条（利用料の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計を減じた額とします。以下この表の(2)欄まで「全体累積故障時間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

全 体 稼 働 率	料金返還率
99.8%以上99.99%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	10%
90.0%以上95.0%未満	20%
90.0%未満	100%

ウ この表の(11)欄に規定する料金の返還とこの表の(8)欄から(10)欄まで又は(12)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の全体累積故障時間返還料金額の取扱いについては、(12)欄の規定に定めるところによります。

(注1) この欄のアの(イ)に規定する当社が別に定める他社接続契約者回線は、他社接続契約者回線に係る協定事業者が株式会社ケイ・オブティコムとなるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限ります。）とします。

(注2) この欄のアの(イ)に規定する当社が別に定める回線終端装置に相当するものは、技術基準等で定められた電気的条件及び光学的条件に適合するものとします。

(注3) この欄のイに規定する当社が別に定めるアクセス回線料は、加入者回線又は他社接続契約者回線（株式会社ケイ・オブティコムとなるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限ります。）に限ります。）に係るものとなる場合のアクセス回線料とします。

(12) サービス品質
（回線累積故障
時間）に係る料
金の適用

当社は、第2種イーサネット通信サービスについて、次のとおり回線累積故障時間に係る料金の適用を行います。

ア 当社は、第2種契約者に第2種イーサネット通信サービスを提供する場合において、第2種契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、その第2種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が次の(ア)及び(イ)に係る区間において生じたときであって、回線稼働率（その第2種イーサネット通信サービスを利用することができなかった時間（そのことを当社が知った時刻（第70条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定により、その第2種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。以下この表の(12)欄において同じとします。）から起算して、その状態が連続した時間をいいます。以下この表の(12)欄において同じとします。）を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間（その第2種イーサネット通信サービスを利用することができなかった時間を含みます。以下この表の(12)欄において同じとします。）から減じて得た時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この表の(12)欄において同じとします。）が99.9%を下回った

場合に限り、その第2種契約に係る料金（以下この表の(12)欄において「回線累積故障時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、第53条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が第2種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第2種契約者に通知したとき、又は第55条（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りではありません。

(ア) 別記1に係る区間

(イ) 他社接続契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）に係る区間（その他社接続契約者回線について、別記3の(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する回線終端装置（それに相当するもの（当社が別に定めるものに限ります。）を含みます。以下この表の(12)欄において同じとします。）が提供されている場合は、その回線終端装置に係る区間を含みます。）

イ 回線累積故障時間返還料金額は、アの状態が生じた料金月における、2-2（料金額）に規定する料金額（その第2種イーサネット通信サービスに係る契約者回線使用料、回線使用料、アクセス回線料（当社が別に定めるものに限ります。）、中継回線使用料、構内インタフェースケーブル使用料又はインタフェースケーブル使用料（この表の(1)欄から(7)欄までの適用による場合又は料金表別表の1の適用による場合は、適用した後の額とし、料金表通則3、4及び6に規定する場合が生じたときは通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第59条（利用料の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計を減じた額とします。以下この表の(12)欄において「回線累積故障時間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

回線稼働率	料金返還率
99.8%以上99.9%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	5%
90.0%以上95.0%未満	10%
90.0%未満	20%

ウ この表の(8)欄から(12)欄までの規定による料金の返還のうちいずれか2以上を同時に1の料金月に適用する場合は、当社は、開通遅延返還料金額、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額、全体累積故障時間返還料金額及び回線累積故障時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その合計額が開通遅延返還上限額、故障回復時間返還額上限額、遅延時間返還基準額、全体累積故障時間返還基準額又は回線累積故障時間返還基準額を比較して、最も高額となる額（以下この表の(12)欄において「返還上限額」といいます。）を超える場合は、当社は、返還上限額を返還します。

	<p>(注1) この欄のアに規定する当社が別に定める他社接続契約者回線は、他社接続契約者回線に係る協定事業者が株式会社ケイ・オプティコムとなるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限ります。）とします。</p> <p>(注2) この表のアに規定する当社が別に定める回線終端装置に相当するものは、技術基準等で定められた電気的条件及び光学的条件に適合するものとします。</p> <p>(注3) この欄のイに規定する当社が別に定めるアクセス回線料は、加入者回線又は他社接続契約者回線（株式会社ケイ・オプティコムとなるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限ります。）に限ります。）に係るものとなる場合のアクセス回線料とします。</p>
(13) 構内インタフェースケーブル使用料の適用	<p>当社は、1-2-2（構内インタフェースケーブル使用料）に規定する構内インタフェースケーブル使用料については、タイプ1に係る第2種契約者（当社が別に定めるイーサネット通信サービス取扱所内に設置される契約者回線に係る者に限ります。）に限り適用します。</p>
(14) インタフェースケーブル使用料の適用	<p>当社は、1-2-3（インタフェースケーブル使用料）に規定するインタフェースケーブル使用料については、加入者回線インタフェースの区別に応じて、タイプ3に係る第2種契約者に限り適用します。</p>

1-2 料金額

1-2-1 利用料

- (1) 契約者回線使用料 ゾーン内通信料
 タイプ1に係るもの ハウジング
 (ア) (イ)以外のもの

1の契約ごとに月額

品 目	料 金 額
10Mb/s	90,000円 (97,200円)
100Mb/s	400,000円 (432,000円)
200Mb/s	800,000円 (864,000円)
300Mb/s	1,000,000円 (1,080,000円)
400Mb/s	1,200,000円 (1,296,000円)
500Mb/s	1,400,000円 (1,512,000円)
600Mb/s	1,600,000円 (1,728,000円)
700Mb/s	1,700,000円 (1,836,000円)
800Mb/s	1,800,000円 (1,944,000円)
900Mb/s	1,900,000円 (2,052,000円)
1000Mb/s	2,000,000円 (2,160,000円)

- (イ) 当社のIP伝送サービスと接続するもの

1の契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/s	50,000円 (54,000円)
2 Mb/s	55,000円 (59,400円)
3 Mb/s	60,000円 (64,800円)
4 Mb/s	65,000円 (70,200円)
5 Mb/s	70,000円 (75,600円)
6 Mb/s	74,000円 (79,200円)
7 Mb/s	78,000円 (84,240円)
8 Mb/s	82,000円 (88,560円)
9 Mb/s	86,000円 (92,880円)
10Mb/s	90,000円 (97,200円)
20Mb/s	130,000円 (140,400円)
30Mb/s	170,000円 (183,600円)
40Mb/s	210,000円 (226,800円)

50Mb/s	250,000円 (270,000円)
60Mb/s	280,000円 (302,400円)
70Mb/s	310,000円 (334,800円)
80Mb/s	340,000円 (367,200円)
90Mb/s	370,000円 (399,600円)
100Mb/s	400,000円 (432,000円)

(2) 回線使用料 ゾーン内通信料

ア タイプ2に係るもの

1の契約又は1の通信先の区別ごとに月額

品 目	料 金 額
S T Mアクセスのもの	128kb/s 16,000円 (17,280円)
イーサネットアクセス のもの	0.5Mb/s 40,000円 (43,200円)
	1 Mb/s 50,000円 (54,000円)
	2 Mb/s 55,000円 (59,400円)
	3 Mb/s 60,000円 (64,800円)
	4 Mb/s 65,000円 (70,200円)
	5 Mb/s 70,000円 (75,600円)
	6 Mb/s 74,000円 (79,920円)
	7 Mb/s 78,000円 (84,240円)
	8 Mb/s 82,000円 (88,560円)
	9 Mb/s 86,000円 (92,880円)
	10Mb/s 90,000円 (97,200円)
	20Mb/s 130,000円 (140,400円)
	30Mb/s 170,000円 (183,600円)
	40Mb/s 210,000円 (226,800円)
	50Mb/s 250,000円 (270,000円)
	60Mb/s 280,000円 (302,400円)
	70Mb/s 310,000円 (334,800円)
	80Mb/s 340,000円 (367,200円)
	90Mb/s 370,000円 (399,600円)
	100Mb/s 400,000円 (432,000円)
200Mb/s 800,000円 (864,000円)	
300Mb/s 1,000,000円 (1,080,000円)	
400Mb/s 1,200,000円 (1,296,000円)	
500Mb/s 1,400,000円 (1,512,000円)	
600Mb/s 1,600,000円 (1,728,000円)	
700Mb/s 1,700,000円 (1,836,000円)	
800Mb/s 1,800,000円 (1,944,000円)	
900Mb/s 1,900,000円 (2,052,000円)	

	1000Mb/s	2,000,000円 (2,160,000円)
CCNアクセスのもの	10Mb/s(接続する接続契約者回線の区分がプラン1となるもの)	184,000円 (198,720円)
	10Mb/s(接続する接続契約者回線の区分がプラン2となるもの)	250,000円 (270,000円)
	100Mb/s(接続する接続契約者回線の区分がプラン2となるもの)	700,000円 (756,000円)
	100Mb/s (通信先の区別がコース1となるもの)	2,800円 (3,024円)
	100Mb/s (通信先の区別がコース2となるもの)	6,500円 (7,020円)

イ タイプ3に係るもの

1の契約ごとに月額

品 目	料 金 額
0.5Mb/s、1 Mb/sから1 Mb/sごとに10Mb/sまで、20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまで、200Mb/sから100Mb/sごとに1000Mb/sまでの品目	そのタイプ3に係るものを同一品目のタイプ2 (イーサネットアクセスのものに限ります。)に係るものとみなした場合に適用される利用料の回線使用料と同額

(3) アクセス回線料

ア タイプ2（STMアクセスに係るものに限ります。）に係るもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
128kb/sのもの	30,000円（32,400円）

イ タイプ2（イーサネットアクセスに係るものに限ります。）に係るもの

(ア) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、北海道総合通信網株式会社となるもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	その他社接続契約者回線の双方の終端が同一の単位料金区域（北海道総合通信網株式会社のイーサネット通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）内にある場合	左欄以外のもの
1 Mb/s	56,500円（61,020円）	56,500円（61,020円）
2 Mb/s	65,900円（71,172円）	65,900円（71,172円）
3 Mb/s	82,400円（88,992円）	82,400円（88,992円）
4 Mb/s	96,500円（104,220円）	96,500円（104,220円）
5 Mb/s	109,400円（118,152円）	109,400円（118,152円）
6 Mb/s	115,300円（124,524円）	141,200円（152,496円）
7 Mb/s	121,200円（130,896円）	172,900円（186,732円）
8 Mb/s	127,100円（137,268円）	204,700円（221,076円）
9 Mb/s	132,900円（143,532円）	236,500円（255,420円）
10Mb/s	138,800円（149,904円）	263,500円（284,580円）
20Mb/s	167,100円（180,468円）	316,500円（341,820円）
30Mb/s	195,300円（210,924円）	369,400円（398,952円）
40Mb/s	223,500円（241,380円）	422,400円（456,192円）
50Mb/s	251,800円（271,944円）	475,300円（513,324円）
60Mb/s	280,000円（302,400円）	528,200円（570,456円）
70Mb/s	308,200円（332,856円）	581,200円（627,696円）
80Mb/s	336,500円（363,420円）	634,100円（684,828円）
90Mb/s	364,700円（393,876円）	687,100円（742,068円）
100Mb/s	391,800円（423,144円）	732,900円（791,532円）

(イ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、東北インテリジェント通信株式会社となるもの(協定事業者の契約約款及び料金表に規定する接続契約回線を利用するものに限りませう。)

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	その他社接続契約者回線の双方の終端が同一の県(東北インテリジェント通信株式会社の高速度イーサネット網サービス契約約款に規定するものをいいます。)内にある場合	左欄以外のもの
0.5Mb/s	49,500円(53,460円)	63,500円(68,580円)
1 Mb/s	55,300円(59,724円)	74,100円(80,028円)
2 Mb/s	71,800円(77,544円)	109,400円(118,152円)
3 Mb/s	89,400円(96,552円)	147,100円(158,868円)
4 Mb/s	107,100円(115,668円)	180,000円(194,400円)
5 Mb/s	125,900円(135,972円)	211,800円(228,744円)
6 Mb/s	140,000円(151,200円)	240,000円(259,200円)
7 Mb/s	154,100円(166,428円)	268,200円(289,656円)
8 Mb/s	168,200円(181,656円)	297,600円(321,408円)
9 Mb/s	182,400円(196,992円)	327,100円(353,268円)
10Mb/s	197,600円(213,408円)	356,500円(385,020円)
20Mb/s	208,200円(224,856円)	401,200円(433,296円)
30Mb/s	218,800円(236,304円)	445,900円(481,572円)
40Mb/s	229,400円(247,752円)	490,600円(529,848円)
50Mb/s	240,000円(259,200円)	535,300円(578,124円)
60Mb/s	250,600円(270,648円)	581,200円(627,696円)
70Mb/s	261,200円(282,096円)	627,100円(677,268円)
80Mb/s	271,800円(293,544円)	672,900円(726,732円)
90Mb/s	282,400円(304,992円)	718,800円(776,304円)
100Mb/s	294,100円(317,628円)	764,700円(825,876円)

(ウ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、KDD I株式会社となるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する第1類パワードイーサネットサービスを利用するものに限り。）

a b以外のもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	その他社接続契約者回線の双方の終端が同一の都県（KDD I株式会社のパワードイーサネットサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この(ウ)において同じとします。）内にある場合	左欄以外のもの
0.5Mb/s	50,000円 (54,000円)	70,000円 (75,600円)
1 Mb/s	54,100円 (58,428円)	74,100円 (80,028円)
2 Mb/s	76,800円 (82,944円)	100,300円 (108,324円)
3 Mb/s	88,500円 (95,580円)	123,800円 (133,704円)
4 Mb/s	112,100円 (121,068円)	147,400円 (159,192円)
5 Mb/s	135,600円 (146,448円)	170,900円 (184,572円)
6 Mb/s	147,400円 (159,192円)	194,400円 (209,952円)
7 Mb/s	159,100円 (171,828円)	218,000円 (235,440円)
8 Mb/s	170,900円 (184,572円)	241,500円 (260,820円)
9 Mb/s	182,700円 (197,316円)	253,300円 (273,564円)
10Mb/s	194,400円 (209,952円)	265,000円 (286,200円)
20Mb/s	232,100円 (250,668円)	338,000円 (365,040円)
30Mb/s	255,600円 (276,048円)	396,800円 (428,544円)
40Mb/s	267,400円 (288,792円)	443,900円 (479,412円)
50Mb/s	279,100円 (301,428円)	490,900円 (530,172円)
60Mb/s	290,900円 (314,172円)	538,000円 (581,040円)
70Mb/s	302,700円 (326,916円)	585,000円 (631,800円)
80Mb/s	314,400円 (339,552円)	632,100円 (682,668円)
90Mb/s	326,200円 (352,296円)	679,100円 (733,428円)
100Mb/s	338,000円 (365,040円)	726,200円 (784,296円)

b 区分が200Mb/sから1000Mb/sまでのもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額		
	(ア) その他社接 続契約者回線 の片方の終端 が当社が別に 定める地域内 にある場合	(イ) (ア)以外の 場合であっ て、その他社 接続契約者回 線の双方の終 端が同一的都 県内にある場 合	(ウ) その他社接 続契約者回線 の双方の終端 が異なる都県 内にある場合
200Mb/s	1,404,000円 (1,516,320円)	1,722,000円 (1,859,760円)	2,204,000円 (2,380,320円)
300Mb/s	1,439,000円 (1,554,120円)	1,981,000円 (2,139,480円)	2,710,000円 (2,926,800円)
400Mb/s	1,487,000円 (1,605,960円)	2,251,000円 (2,431,080円)	3,216,000円 (3,473,280円)
500Mb/s	1,522,000円 (1,643,760円)	2,510,000円 (2,710,800円)	3,722,000円 (4,019,760円)
600Mb/s	1,557,000円 (1,681,560円)	2,769,000円 (2,990,520円)	4,228,000円 (4,566,240円)
700Mb/s	1,592,000円 (1,719,360円)	3,039,000円 (3,282,120円)	4,722,000円 (5,099,760円)
800Mb/s	1,628,000円 (1,758,240円)	3,298,000円 (3,561,840円)	5,228,000円 (5,646,240円)
900Mb/s	1,651,000円 (1,783,080円)	3,557,000円 (3,841,560円)	5,734,000円 (6,192,720円)
1000Mb/s	1,687,000円 (1,821,960円)	3,828,000円 (4,134,240円)	6,239,000円 (6,738,120円)

(エ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、中部テレコミュニケーション株式会社となるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する第1種他社アクセス回線を利用するものに限り、ます。）

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	その他社接続契約者回線の双方の端末が同一の県（中部テレコミュニケーション株式会社のイーサネット網サービス契約約款に規定するものをいいます。）内にある場合	左欄以外のもの
0.5Mb/s	52,900円（57,132円）	76,500円（82,620円）
1 Mb/s	54,100円（58,428円）	77,600円（83,808円）
2 Mb/s	77,600円（83,808円）	112,900円（121,932円）
3 Mb/s	101,200円（109,296円）	148,200円（160,056円）
4 Mb/s	124,700円（134,676円）	183,500円（198,180円）
5 Mb/s	148,200円（160,056円）	218,800円（236,304円）
6 Mb/s	152,900円（165,132円）	235,300円（254,124円）
7 Mb/s	157,600円（170,208円）	251,800円（271,944円）
8 Mb/s	162,400円（175,392円）	268,200円（289,656円）
9 Mb/s	167,100円（180,468円）	284,700円（307,476円）
10Mb/s	171,800円（185,544円）	301,200円（325,296円）
20Mb/s	215,300円（232,524円）	375,300円（405,324円）
30Mb/s	262,400円（283,392円）	452,900円（489,132円）
40Mb/s	309,400円（334,152円）	530,600円（573,048円）
50Mb/s	356,500円（385,020円）	608,200円（656,856円）
60Mb/s	365,900円（395,172円）	644,700円（696,276円）
70Mb/s	375,300円（405,324円）	681,200円（735,696円）
80Mb/s	384,700円（415,476円）	717,600円（775,008円）
90Mb/s	394,100円（425,628円）	754,100円（814,428円）
100Mb/s	403,500円（435,780円）	791,800円（855,144円）
200Mb/s	894,000円（965,520円）	1,329,000円（1,435,320円）
300Mb/s	951,000円（1,027,080円）	1,576,000円（1,702,080円）
400Mb/s	1,007,000円（1,087,560円）	1,824,000円（1,969,920円）
500Mb/s	1,064,000円（1,149,120円）	2,071,000円（2,236,680円）

600Mb/s	1, 120, 000円 (1, 209, 600円)	2, 318, 000円 (2, 503, 440円)
700Mb/s	1, 176, 000円 (1, 270, 080円)	2, 565, 000円 (2, 770, 200円)
800Mb/s	1, 235, 000円 (1, 333, 800円)	2, 812, 000円 (3, 036, 960円)
900Mb/s	1, 294, 000円 (1, 397, 520円)	3, 059, 000円 (3, 303, 720円)
1000Mb/s	1, 341, 000円 (1, 448, 280円)	3, 294, 000円 (3, 557, 520円)

(オ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、北陸通信ネットワーク株式会社となるもの(協定事業者の契約約款及び料金表に規定する接続契約回線を利用するものに限り、)

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	その他社接続契約者回線の双方の終端が同一の県(北陸通信ネットワーク株式会社のイーサネット通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。)内にある場合	左欄以外のもの
0.5Mb/s	47,500円 (51,300円)	61,200円 (66,096円)
1 Mb/s	52,900円 (57,132円)	74,100円 (80,028円)
2 Mb/s	71,800円 (77,544円)	109,400円 (118,152円)
3 Mb/s	89,400円 (96,552円)	147,100円 (158,868円)
4 Mb/s	110,600円 (119,448円)	182,400円 (196,992円)
5 Mb/s	130,600円 (141,048円)	215,300円 (232,524円)
6 Mb/s	137,600円 (148,608円)	242,400円 (261,792円)
7 Mb/s	144,700円 (156,276円)	269,400円 (290,952円)
8 Mb/s	151,800円 (163,944円)	296,500円 (320,220円)
9 Mb/s	158,800円 (171,504円)	323,500円 (349,380円)
10Mb/s	163,500円 (176,580円)	349,400円 (377,352円)
20Mb/s	181,200円 (195,696円)	392,900円 (424,332円)
30Mb/s	198,800円 (214,704円)	436,500円 (471,420円)
40Mb/s	216,500円 (233,820円)	480,000円 (518,400円)
50Mb/s	234,100円 (252,828円)	523,500円 (565,380円)
60Mb/s	251,800円 (271,944円)	565,900円 (611,172円)
70Mb/s	269,400円 (290,952円)	608,200円 (656,856円)
80Mb/s	285,900円 (308,772円)	650,600円 (702,648円)
90Mb/s	302,400円 (326,592円)	692,900円 (748,332円)
100Mb/s	317,600円 (343,008円)	732,900円 (791,532円)

(カ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、株式会社ケイ・オプティコムとなるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限り、）

a b以外のもの

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	その他社接続契約者回線の双方の終端が同一の府県（株式会社ケイ・オプティコムの専用サービス契約約款に規定するものをいいます。）内にある場合	左欄以外のもの
0.5Mb/s	42,500円（45,900円）	60,000円（64,800円）
1 Mb/s	50,600円（54,648円）	70,600円（76,248円）
2 Mb/s	62,400円（67,392円）	87,100円（94,068円）
3 Mb/s	80,000円（86,400円）	110,600円（119,448円）
4 Mb/s	97,600円（105,408円）	134,100円（144,828円）
5 Mb/s	127,100円（137,268円）	174,100円（188,028円）
6 Mb/s	144,700円（156,276円）	229,400円（247,752円）
7 Mb/s	161,200円（174,096円）	284,700円（307,476円）
8 Mb/s	178,800円（193,104円）	341,200円（368,496円）
9 Mb/s	195,300円（210,924円）	396,500円（428,220円）
10Mb/s	212,900円（229,932円）	451,800円（487,944円）
20Mb/s	228,200円（246,456円）	489,400円（528,552円）
30Mb/s	243,500円（262,980円）	527,100円（569,268円）
40Mb/s	260,000円（280,800円）	564,700円（609,876円）
50Mb/s	275,300円（297,324円）	602,400円（650,592円）
60Mb/s	290,600円（313,848円）	640,000円（691,200円）
70Mb/s	305,900円（330,372円）	677,600円（731,808円）
80Mb/s	322,400円（348,192円）	715,300円（772,524円）
90Mb/s	337,600円（364,608円）	752,900円（813,132円）
100Mb/s	352,900円（381,132円）	790,600円（853,848円）

b 1000Mb/sのもの

1の契約ごとに月額

回線距離区分	料 金 額
15Kmまでのもの	1,365,000円 (1,474,200円)
30Kmまでのもの	2,534,000円 (2,736,720円)
40Kmまでのもの	2,799,000円 (3,022,920円)
50Kmまでのもの	3,033,000円 (3,275,640円)
60Kmまでのもの	3,219,000円 (3,476,520円)
70Kmまでのもの	3,369,000円 (3,638,520円)
80Kmまでのもの	3,499,000円 (3,778,920円)
90Kmまでのもの	3,624,000円 (3,913,920円)
100Kmまでのもの	3,745,000円 (4,044,600円)
120Kmまでのもの	3,863,000円 (4,172,040円)
120Kmを超えるもの	3,977,000円 (4,295,160円)

(キ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、株式会社エネルギア・コミュニケーションズとなるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定するアクセス回線B又はアクセス回線Cを利用するものに限ります。）

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	その他社接続契約者回線の双方の終端が同一の県（株式会社エネルギア・コミュニケーションズのイーサネット通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）内にある場合	左欄以外のもの
0.5Mb/s	42,500円（45,900円）	54,500円（58,860円）
1 Mb/s	49,400円（53,352円）	74,100円（80,028円）
2 Mb/s	67,100円（72,468円）	109,400円（118,152円）
3 Mb/s	83,500円（90,180円）	147,100円（158,868円）
4 Mb/s	103,500円（111,780円）	180,000円（194,400円）
5 Mb/s	122,400円（132,192円）	211,800円（228,744円）
6 Mb/s	130,600円（141,048円）	228,200円（246,456円）
7 Mb/s	138,800円（149,904円）	244,700円（264,276円）
8 Mb/s	147,100円（158,868円）	261,200円（282,096円）
9 Mb/s	155,300円（167,724円）	277,600円（299,808円）
10Mb/s	162,400円（175,392円）	294,100円（317,628円）
20Mb/s	182,400円（196,992円）	340,000円（367,200円）
30Mb/s	202,400円（218,592円）	385,900円（416,772円）
40Mb/s	222,400円（240,192円）	431,800円（466,344円）
50Mb/s	242,400円（261,792円）	477,600円（515,808円）
60Mb/s	262,400円（283,392円）	523,500円（565,380円）
70Mb/s	282,400円（304,992円）	569,400円（614,952円）
80Mb/s	302,400円（326,592円）	615,300円（664,524円）
90Mb/s	322,400円（348,192円）	661,200円（714,096円）
100Mb/s	341,200円（368,496円）	705,900円（762,372円）

(ク) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、株式会社S T N e t となるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット網接続サービスを利用するものに限り。）

1 の契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	その他社接続契約者回線の双方の終端が同一の県（株式会社S T N e t の高速イーサネット網サービス契約約款に規定するものをいいます。）内にある場合	左欄以外のもの
0.5Mb/s	45,900円（49,572円）	64,700円（69,876円）
1 Mb/s	52,900円（57,132円）	74,100円（80,028円）
2 Mb/s	74,100円（80,028円）	109,400円（118,152円）
3 Mb/s	90,600円（97,848円）	147,100円（158,868円）
4 Mb/s	109,400円（118,152円）	180,000円（194,400円）
5 Mb/s	128,200円（138,456円）	211,800円（228,744円）
6 Mb/s	141,200円（152,496円）	240,000円（259,200円）
7 Mb/s	150,600円（162,648円）	263,500円（284,580円）
8 Mb/s	156,500円（169,020円）	281,200円（303,696円）
9 Mb/s	161,200円（174,096円）	291,800円（315,144円）
10Mb/s	164,700円（177,876円）	300,000円（324,000円）
20Mb/s	201,200円（217,296円）	371,800円（401,544円）
30Mb/s	232,900円（251,532円）	438,800円（473,904円）
40Mb/s	261,200円（282,096円）	497,600円（537,408円）
50Mb/s	285,900円（308,772円）	549,400円（593,352円）
60Mb/s	307,100円（331,668円）	594,100円（641,628円）
70Mb/s	325,900円（351,972円）	634,100円（684,828円）
80Mb/s	341,200円（368,496円）	665,900円（719,172円）
90Mb/s	354,100円（382,428円）	692,900円（748,332円）
100Mb/s	364,700円（393,876円）	715,300円（772,524円）

(ケ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、株式会社QTnetとなるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する接続専用線を利用するものに限り。）

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額	
	その他社接続契約者回線の双方の終端が同一の県（株式会社QTnetの専用サービス契約約款に規定するものをいいます。）内にある場合	左欄以外のもの
0.5Mb/s	42,500円（45,900円）	69,500円（75,060円）
1 Mb/s	51,800円（55,944円）	78,800円（85,104円）
2 Mb/s	74,100円（80,028円）	111,800円（120,744円）
3 Mb/s	90,600円（97,848円）	147,100円（158,868円）
4 Mb/s	109,400円（118,152円）	182,400円（196,992円）
5 Mb/s	129,400円（139,752円）	211,800円（228,744円）
6 Mb/s	147,100円（158,868円）	235,300円（254,124円）
7 Mb/s	158,800円（171,504円）	258,800円（279,504円）
8 Mb/s	170,600円（184,248円）	282,400円（304,992円）
9 Mb/s	182,400円（196,992円）	300,000円（324,000円）
10Mb/s	194,100円（209,628円）	314,100円（339,228円）
20Mb/s	223,500円（241,380円）	370,600円（400,248円）
30Mb/s	252,900円（273,132円）	427,100円（461,268円）
40Mb/s	278,800円（301,104円）	482,400円（520,992円）
50Mb/s	304,700円（329,076円）	535,300円（578,124円）
60Mb/s	328,200円（354,456円）	588,200円（635,256円）
70Mb/s	351,800円（379,944円）	638,800円（689,904円）
80Mb/s	367,100円（396,468円）	689,400円（744,552円）
90Mb/s	382,400円（412,992円）	725,900円（783,972円）
100Mb/s	397,600円（429,408円）	762,400円（823,392円）

(コ) 他社接続契約者回線に係る協定事業者が、沖縄通信ネットワーク株式会社となるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限りです。）

1の契約ごとに月額

区 分	料 金 額
1 Mb/s	52,900円 (57,132円)
2 Mb/s	67,100円 (72,468円)
3 Mb/s	80,000円 (86,400円)
4 Mb/s	96,500円 (104,220円)
5 Mb/s	109,400円 (118,152円)
10Mb/s	123,500円 (133,380円)
20Mb/s	157,600円 (170,208円)
30Mb/s	190,600円 (205,848円)
40Mb/s	223,500円 (241,380円)
50Mb/s	256,500円 (277,020円)
100Mb/s	305,900円 (330,372円)

ウ タイプ3に係るもの
 加入者回線に係るもの
 a b以外のもの

1の契約ごとに月額

区 別	料 金 額
0.5Mb/s	33,000円 (35,640円)
1 Mb/s	48,000円 (51,840円)
2 Mb/s	80,000円 (86,400円)
3 Mb/s	88,000円 (95,040円)
4 Mb/s	91,000円 (98,280円)
5 Mb/s	94,000円 (101,520円)
6 Mb/s	97,000円 (104,760円)
7 Mb/s	99,000円 (106,920円)
8 Mb/s	101,000円 (109,080円)
9 Mb/s	103,000円 (111,240円)
10Mb/s	105,000円 (113,400円)
20Mb/s	125,000円 (135,000円)
30Mb/s	148,000円 (159,840円)
40Mb/s	169,000円 (182,520円)
50Mb/s	187,000円 (201,960円)
60Mb/s	202,000円 (218,160円)
70Mb/s	215,000円 (232,200円)
80Mb/s	225,000円 (243,000円)
90Mb/s	233,000円 (251,640円)
100Mb/s	240,000円 (259,200円)
1000Mb/s	850,000円 (918,000円)

b 加入者回線が、第2種契約者の指定する場所と当社の指定する
 イーサネット通信サービス取扱所との間に設置されるもの

1の契約ごとに月額

区 別	料 金 額
0.5Mb/s	53,000円 (57,240円)
1 Mb/s	68,000円 (73,440円)
2 Mb/s	100,000円 (108,000円)

3 Mb/s	110,000円 (118,800円)
4 Mb/s	127,000円 (137,160円)
5 Mb/s	130,000円 (140,400円)
6 Mb/s	144,000円 (155,520円)
7 Mb/s	158,000円 (170,640円)
8 Mb/s	172,000円 (185,760円)
9 Mb/s	174,000円 (187,920円)
10Mb/s	176,000円 (190,080円)
20Mb/s	231,000円 (249,480円)
30Mb/s	290,000円 (313,200円)
40Mb/s	346,000円 (373,680円)
50Mb/s	400,000円 (432,000円)
60Mb/s	450,000円 (486,000円)
70Mb/s	498,000円 (537,840円)
80Mb/s	543,000円 (586,440円)
90Mb/s	586,000円 (632,880円)
100Mb/s	629,000円 (679,320円)
200Mb/s	1,332,000円 (1,438,560円)
300Mb/s	1,579,000円 (1,705,320円)
400Mb/s	1,815,000円 (1,960,200円)
500Mb/s	2,062,000円 (2,226,960円)
600Mb/s	2,309,000円 (2,493,720円)
700Mb/s	2,533,000円 (2,735,640円)
800Mb/s	2,780,000円 (3,002,400円)
900Mb/s	3,027,000円 (3,269,160円)
1000Mb/s	3,261,000円 (3,521,880円)

(4) 中継回線使用料
ゾーン間中継に係るもの

1のVPNグループごとに月額

品 目	料 金 額
128kb/s	5,000円 (5,400円)
0.5Mb/s	50,000円 (54,000円)
1 Mb/s	65,000円 (70,200円)
1.5Mb/s	73,000円 (78,840円)
2 Mb/s	80,000円 (86,400円)
3 Mb/s	95,000円 (102,600円)
4 Mb/s	110,000円 (118,800円)
5 Mb/s	125,000円 (135,000円)
6 Mb/s	140,000円 (151,200円)
7 Mb/s	155,000円 (167,400円)
8 Mb/s	170,000円 (183,600円)
9 Mb/s	185,000円 (199,800円)
10Mb/s	200,000円 (216,000円)
12Mb/s	230,000円 (248,400円)
20Mb/s	340,000円 (367,200円)
30Mb/s	470,000円 (507,600円)
40Mb/s	600,000円 (648,000円)
50Mb/s	700,000円 (756,000円)
60Mb/s	800,000円 (864,000円)
70Mb/s	900,000円 (972,000円)
80Mb/s	1,000,000円 (1,080,000円)
90Mb/s	1,100,000円 (1,188,000円)
100Mb/s	1,200,000円 (1,296,000円)
200Mb/s	2,000,000円 (2,160,000円)
300Mb/s	2,800,000円 (3,024,000円)
400Mb/s	3,600,000円 (3,888,000円)
500Mb/s	4,400,000円 (4,752,000円)
600Mb/s	5,200,000円 (5,616,000円)
700Mb/s	6,000,000円 (6,480,000円)
800Mb/s	6,700,000円 (7,236,000円)

900Mb/s	7,400,000円 (7,992,000円)
1000Mb/s	8,000,000円 (8,640,000円)

1-2-2 構内インタフェースケーブル使用料

ア イ以外のもの

1の契約ごとに月額

25,000円 (27,000円)

イ 当社が別に定めるイーサネットサービス取扱所に設置するもの

区 分	単 位	料 金 額
構内ケーブル	1配線ごとに	10,000円 (10,800円)
メディアコンバータ	1台ごとに	5,000円 (5,400円)

1-2-3 インタフェースケーブル使用料

1の契約ごとに月額

加入者回線インタフェースの区別	料 金 額
10BASE-T	5,000円 (5,400円)
100BASE-TX	10,000円 (10,800円)
1000BASE-SX	35,000円 (37,800円)
1000BASE-LX	50,000円 (54,000円)

1-3 付加機能使用料

(1) 優先制御機能

1の契約者回線等ごとに月額

区 分	料 金 額	
フレームを、フレームごとにあらかじめ指定した優先順位にしたがって、契約者回線、加入者回線又は他社接続契約者回線の終端の方向に転送する機能	第2種契約の品目が10Mb/sまでのとき	15,000円 (16,200円)
	第2種契約の品目が20Mb/sのとき	20,000円 (21,600円)
	第2種契約の品目が30Mb/sのとき	30,000円 (32,400円)
	第2種契約の品目が40Mb/sのとき	40,000円 (43,200円)
	第2種契約の品目が50Mb/sのとき	50,000円 (54,000円)
	第2種契約の品目が60Mb/sのとき	60,000円 (64,800円)
	第2種契約の品目が70Mb/sのとき	70,000円 (75,600円)
	第2種契約の品目が80Mb/sのとき	80,000円 (86,400円)
	第2種契約の品目が90Mb/sのとき	90,000円 (97,200円)
	第2種契約の品目が100Mb/sのとき	100,000円 (108,000円)

備考

- 1 この機能の提供を請求できるのは、第2種契約者（タイプ1、タイプ2（当社が別に定めるSTMアクセス又はイーサネットアクセスに係るものに限り）及びタイプ3に係る者に限り）に限り。
- 2 この機能は、100Mb/sまでの品目に限り提供します。
- 3 この機能（タイプ2のSTMアクセスに係るものを除きます。）は、優先段階を4段階とし、かつ、段階ごとの優先比率を絶対優先：9：2：1とする方式に限り提供します。
- 4 1から3までに規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
（注1）当社が別に定めるSTMアクセスに係るタイプ2は128kb/sの品目に係るもの（他社接続契約者回線に係る終端の場所に、当社が別に定める端末設備を設置するものに限り）とします。
（注2）当社が別に定めるイーサネットアクセスに係るタイプ2は別記3の(2)に掲げる協定事業者に係るものとします。

(2) VoIP接続機能

1の契約者回線等ごとに月額

区 分	料 金 額
当社のIP通信網サービス（シェアードIP-PBXサービスに係るものに限り）とVPNグループとの間の通信を可能とする機能	—
備考 この機能は、VPNグループの代表者の指定する契約者回線、加入者回線又は回線収容部に提供します。	

(3) 故障通知機能

1の通信グループごとに

区 分	料金額
通信グループに属する契約者回線等（当社が別に定めるものに限り）について、故障が検知された場合、予め指定した通知先に通知することができるようにする機能 （注）本欄に規定する当社が別に定める契約者回線等は料金表第1表（料金）に規定するSTMアクセスに係るもの及びタイプ3に係るものとします。	—
備考 1 当社は、第2種契約者（通信グループ代表者となる者に限り。以下この(3)において同じとします。）に限り、この機能を提供します。 2 この機能の申し込みにあたっては、故障通知対象となるその通信グループに属する契約者回線等（以下この(3)において「対象回線」といいます。）をあらかじめ指定していただきます。 3 第2種契約者は、対象回線に係る故障を当社が検知した場合、当社が第2種契約者の指定する通知先に通知することについて、対象回線に係る全ての契約者の同意を事前に得ていただきます。 4 第2種契約者は、故障通知機能の提供を受けるために必要となる情報の適正	

な管理及び現行化に努めていただきます。

5 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

6 1から5までに規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2 第5種契約に係るもの

2-1 適用

区 分	内 容																								
(1) 第5種イーサネット通信サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第5種イーサネット通信サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第5種イーサネット通信サービス区域を設定します。																								
(2) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。</p> <p>ア タイプ1に係る品目</p> <p>(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>200Mb/s</td> <td>200Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>300Mb/s</td> <td>300Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>400Mb/s</td> <td>400Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>500Mb/s</td> <td>500Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>600Mb/s</td> <td>600Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>700Mb/s</td> <td>700Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>800Mb/s</td> <td>800Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>900Mb/s</td> <td>900Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1000Mb/s</td> <td>1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 タイプ1に係る第5種契約者は、所属VPNグループを構成する契約者回線、加入者回線若しくは回線収容部又は当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことができます。</p> <p>ただし、2-3（付加機能使用料）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 当社は、当社が別に定めるイーサネット通信サービス取扱所内に設置される契約者回線の終端の場所に当社の構内インタフェースケーブルを設置します。</p> <p>3 200Mb/sから1000Mb/sまでの品目は、当社が別に定める第5種イーサネット通信サービス区域に限り提供します。</p> <p>(注) この備考の1欄に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款（第7編）に規定するGroup-Etherサービスとします。</p>	品 目	内 容	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1000Mb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																								
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
1000Mb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								

(イ) 当社のIP伝送サービスと接続するもの

品 目	内 容
1 Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
2 Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
3 Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
4 Mb/s	4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
5 Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
6 Mb/s	6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
7 Mb/s	7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
9 Mb/s	9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考 タイプ1に係る第5種契約者は、所属VPNグループを構成する契約者回線、加入者回線若しくは回線収容部又は当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことができます。

(注) 本欄に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款(第7編)に規定するGroup-Etherサービスとします。

(ウ) 当社のファクシミリ通信網サービスと接続するもの

品 目	内 容
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考 タイプ1に係る第5種契約者は、所属VPNグループを構成する契約者回線、加入者回線若しくは回線収容部又は当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことが

できます。
 (注) 本欄に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款(第7編)に規定するGroup-Etherサービスとします。

イ タイプ2に係る品目

品 目	内 容
STMアクセスのもの	128kb/s 128kbit/sの符号伝送が可能なもの
イーサネットアクセスのもの	0.5Mb/s 0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1 Mb/s 1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	2 Mb/s 2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s 3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	4 Mb/s 4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	5 Mb/s 5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	6 Mb/s 6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	7 Mb/s 7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	8 Mb/s 8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	9 Mb/s 9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s 10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s 20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s 30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s 40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
50Mb/s 50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	

	60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1000Mb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの
CCNアクセスのもの	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
Universal Oneアクセスのもの		品目に係る符号伝送速度を定めのないもの
備考		
<p>1 タイプ2に係る第5種契約者は、所属VPNグループを構成する契約者回線、加入者回線若しくは回線収容部又は当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことができます。</p> <p>ただし、2-3（付加機能使用料）に別段の定めが</p>		

ある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、タイプ2を、次表に掲げる接続契約者回線等と接続して提供します。

区 分		内 容
他社接続契約者回線に係るもの	S T Mアクセス	別記3の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速デジタル伝送サービス
	イーサネットアクセス	別記3の(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するイーサネット通信網サービス、第1種高速イーサネット網サービス、パワードイーサネットサービス、イーサネット網サービス、高速イーサネット専用サービス又は高速イーサネット網接続サービス
接続契約者回線に係るもの	C C Nアクセス	Universal Oneサービス契約約款（第6編）及び料金表に規定するクローズドコンピュータ通信網サービス
	Universal Oneアクセス	Universal Oneサービス契約約款（第1編）及び料金表に規定するUniversal Oneサービス

3 タイプ2に係る接続契約者回線等の品目は、当社又は別記3に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するもののうち、次のとおりとします。

(1) 他社接続契約者回線に係るもの

タイプ2の品目と同一のものとしします。

(2) 接続契約者回線に係るもの

Universal Oneアクセスに係るものを除き、当社が別に定める接続条件によるものとしします。

4 タイプ2に係る接続契約者回線等の契約の種別は、契約の種別があるものについては臨時（それに相当するものを含みます。）以外のものに係るものとしします。

5 タイプ2に係る他社接続契約者回線の保守の区別は、別記3の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するタイプ2に係るものとしします。

6 別記3の(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表において、接続可能な他社接続契約者回線に係る契約の種別及び通信又は保守の態様による細目について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

7 タイプ2に係る第5種契約者は、他社接続契約者回線に係る通信又は保守の態様による細目を申込み時に通知していただきます。

- 8 CCNアクセス（当社が別に定めるものに限ります。以下11まで同じとします。）に係る利用料については、料金表通則の規定にかかわらず、日割りをしません。ただし、第60条（利用料の支払義務）第2項及び第72条（責任の制限）にかかわる場合は除きます。
- 9 CCNアクセスの利用の開始があった場合、第60条の規定にかかわらず、利用の開始の日を含む料金月の翌料金月から利用料を適用します。ただし、CCNアクセスの利用の開始と廃止が同月に行われた場合、その廃止の日にかかわらず利用開始月の利用料の支払いを要します。
- 10 CCNアクセスの廃止があった場合、第60条の規定にかかわらず、その廃止の日を含む料金月の利用料の支払いを要します。
- 11 CCNアクセスのものとその他のものとの間の相互の変更は行うことができません。
- 12 当社は、他社接続契約者回線が次に掲げるものに該当する場合は、第5種契約を締結しません。
- (1) STMアクセス（他社接続契約者回線が、別記3の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定するサービスクラスによる区別がエコノミークラス以外のものに限ります。）に係るもの
- (2) STMアクセス（他社接続契約者回線が、別記3の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する保守の区別がタイプ1-1及びタイプ1-2のものに限ります。）に係るもの
- 13 1000Mb/s品目は、当社が別に定める第5種イーサネット通信サービス区域に限り提供します。
- (注1) この備考1に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款（第7編）に規定するGroup-Etherサービスとします。
- (注2) この備考3(2)に規定する当社が別に定める接続条件は、次表のとおりとします。

接続契約者回線の品目		対応する第5種イーサネット通信サービスの品目
クローズドコンピュータ通信網サービス	10Mb/s	10Mb/s
	100Mb/s	100Mb/s

(注3) この備考8に規定する当社が別に定めるCCNアクセスは、接続する接続契約者回線の区分がプラン3となるものとします。

ウ タイプ3に係る品目

品目	内容
----	----

イーサネットアクセスのもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1 Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	2 Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3 Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	4 Mb/s	4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	5 Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	6 Mb/s	6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	7 Mb/s	7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	8 Mb/s	8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	9 Mb/s	9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	

		<table border="1"> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>200Mb/s</td> <td>200Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>300Mb/s</td> <td>300Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>400Mb/s</td> <td>400Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>500Mb/s</td> <td>500Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>600Mb/s</td> <td>600Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>700Mb/s</td> <td>700Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>800Mb/s</td> <td>800Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>900Mb/s</td> <td>900Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1000Mb/s</td> <td>1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </table>	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1000Mb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																					
200Mb/s	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの																					
300Mb/s	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの																					
400Mb/s	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの																					
500Mb/s	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの																					
600Mb/s	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの																					
700Mb/s	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの																					
800Mb/s	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの																					
900Mb/s	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの																					
1000Mb/s	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの																					
		<p>備考</p> <p>1 タイプ3に係る第5種契約者は、所属VPNグループを構成する契約者回線、加入者回線若しくは回線收容部又は当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間で通信を行うことができます。</p> <p>ただし、2-3（付加機能使用料）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> <p>2 タイプ3の品目が、200Mb/sから900Mb/sまでのものとなる場合（加入者回線が、第5種契約者の指定する場所と当社の指定するイーサネット通信サービス取扱所との間に設置されるものを除きます。）の加入者回線の区別は、1000Mb/sのものとしします。</p> <p>3 200Mb/sから1000Mb/sまでの品目は、当社が別に定める第5種イーサネット通信サービス区域に限り提供します。</p> <p>（注）この備考1に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款（第7編）に規定するGroup-Etherサービスとしします。</p>																				
(3) 通信又は保守の態様による細目に係る	<p>当社は、料金を適用するにあたって、次表のとおり、通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 加入者回線インタフェースの区別</p>																					

料金の適用

区 別	内 容
10BASE-T	10Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが10BASE-Tであるもの
100BASE-TX	100Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが100BASE-TXであるもの
1000BASE-SX	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-SXであるもの
1000BASE-LX	1000Mbit/sの符号伝送が可能なもので、加入者回線の終端に係るインタフェースが1000BASE-LXであるもの

イ CCNアクセスに係る接続契約者回線の通信先の区別

区 別	内 容
コース1	接続する接続契約者回線の通信先が、DSL回線（当社のUniversal Oneサービス契約約款（第6編）及び料金表に規定するものに限り。）となるもの
コース2	接続する接続契約者回線の通信先が、光アクセス回線（当社のUniversal Oneサービス契約約款（第6編）及び料金表に規定するものに限り。）となるもの

備考

- 1 CCNアクセスに係る接続契約者回線の通信先の区別（以下「通信先の区別」といいます。）は、品目が100Mb/sとなるものであって、接続する接続契約者回線の区分がプラン3となるものに限り適用します。
- 2 接続する接続契約者回線の通信先が複数となる場合は、それらに対応するコース1及びコース2に係る利用料を合算して適用します。この場合、コース1及びコース2に係る利用料は、品目に係る料金の適用に準じて適用します。
- 3 第5種契約者は、CCNアクセスに係る通信又は保守の態様による細目の変更の請求をすることができます。この場合、変更前の細目の廃止とその変更後の細目の利用の開始が同時であったものとみなして利用料を適用します。

(4) 利用料の適用

- ア タイプ1に係る利用料は、2-2-1（利用料）に規定する契約者回線使用料とします。
- イ タイプ2に係る利用料は、2-2-1に規定する回線使用料とアクセス回線料を合算して適用します。
- ただし、次に掲げるものについては、それぞれ次のとおり利

	<p>用料を適用します。</p> <p>(ア) 接続契約者回線に係るもの (Universal Oneアクセスに係るものを除きます。) 回線使用料のみを適用します。</p> <p>(イ) Universal Oneアクセスに係るもの 利用料を適用しません。</p> <p>ウ タイプ3に係る利用料は、2-2-1に規定する回線使用料とアクセス回線料を合算して適用します。</p> <p>エ タイプ3に係る加入者回線の部分はアクセス回線料を適用します。</p> <p>オ アクセス回線料について、他社接続契約者回線の回線距離の測定及び回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用については、別記3の(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスの場合と同一とします。</p> <p>カ 他社接続契約者回線の品目及び通信又は保守の態様による細目については、別記3の(1)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に準じて取り扱います。</p>				
<p>(5) アクセス回線料の減額</p>	<p>S T Mアクセスに係るアクセス回線料については、2-2-1 (利用料) の(3) (アクセス回線料) に規定する額から1契約ごとに次の額を減額して適用します。</p> <table border="1" data-bbox="555 1014 1283 1115"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 1014 743 1066">区 分</th> <th data-bbox="743 1014 1283 1066">アクセス回線料の減額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 1066 743 1115">128kb/s</td> <td data-bbox="743 1066 1283 1115">70円 (75.6円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	アクセス回線料の減額 (月額)	128kb/s	70円 (75.6円)
区 分	アクセス回線料の減額 (月額)				
128kb/s	70円 (75.6円)				
<p>(6) 最低利用期間に係る料金の適用</p>	<p>ア 第5種イーサネット通信サービス (タイプ2 (当社が別に定めるC C Nアクセスに係るもの及びUniversal Oneアクセスに係るものに限ります。)) に係るものを除きます。には、他社接続契約者回線が異経路となるものとなるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第5種契約者は、第33条(最低利用期間) に規定する最低利用期間のうち、第5種イーサネット通信サービスの提供の開始に係るもの (以下この欄において「基本最低利用期間」といいます。) は利用料について、接続事業者変更、第5種イーサネット通信サービスの種類の変更に係るもの (以下この欄において「接続最低利用期間」といいます。) はアクセス回線料について適用します。この場合において、基本最低利用期間内に接続事業者変更、第5種イーサネット通信サービスの種類の変更があったときのアクセス回線料については接続最低利用期間を適用し、利用料 (アクセス回線料を除きます。) については、基本最低利用期間を適用します。</p> <p>ウ 第5種契約者は、最低利用期間内に第5種契約の解除、第5種イーサネット通信サービスの種類の変更又は接続事業者変更があった場合には、第60条 (利用料の支払義務) 及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する利用料の契約者回線使用料又は回線使用料及びアクセス回線料 (通信サービスの種類の変更又は接続事業者変更があった場合はアクセス回線料とします。) に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>				

エ 第5種契約者は、最低利用期間内に第5種イーサネット通信サービスの品目、他社接続契約者回線の品目又は終端の場所の変更（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合であって、次表に定める額があるときは、その額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
(ア) (イ)又は(ウ)以外 のとき	変更前の利用料の額に残余の期間を乗じて得た額（基本最低利用期間と接続最低利用期間の双方を適用する場合は、各々適用して得た額を合算した額とします。以下この表において同じとします。）から変更後の利用料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額
(イ) 接続事業者変更又は第5種イーサネット通信サービスの種類の変更と同時に品目等の変更があったとき	次の額を合算して得た額 (1) 残余の期間に対応するアクセス回線料 (2) 変更前の利用料（アクセス回線料を除きます。以下この表において同じとします。）から変更後の利用料に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額
(ウ) 第15条（最低利用期間等に係る起算開始日の扱い）に規定する第5種契約の解除と同時に新たに第2種契約を締結したとき	その解除する第5種契約の利用料の額に残余の期間を乗じて得た額から新たに締結する第2種契約の利用料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときはその額

オ エの場合において、当社は、第5種イーサネット通信サービスの品目等の変更（加入者回線の移転又は接続契約者回線等に係る終端の場所の変更を除きます。）と同時に、契約者回線等に係る終端の場所において、第5種イーサネット通信サービスに係る契約者回線等の新設若しくは第5種契約の解除、接続事業者変更又は品目等の変更を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の利用料を合算して行います。

カ ウ、エ及びオの規定にかかわらず、料金表別表の2の適用に係る第5種契約者について、最低利用期間内に第5種契約の解除又は品目の変更等があった場合の支払いを要する額の適用については、料金表別表の2のキに定めるところによります。

(注) この欄に規定する当社が別に定めるCCNアクセスに係るタイプ2は、接続する接続契約者回線の区分がプラン3となるものとします。

(7) サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の適用

当社は、第5種イーサネット通信サービス（回線収容部（CCNアクセス及びUniversal Oneアクセスに係るものに限ります。）に係るものを除きます。以下この表の(II)欄まで同じとします。）について、次のとおり開通遅延期間に係る料金の適用を行います。

ア 当社は、第32条（第5種契約申込の承諾）の規定により第5種イーサネット通信サービスに係る第5種契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその第5種イーサネット通信サービスに係る第5種契約者とその第5種イーサネット通信サービスの提供の開始を合意した日（以下この表の(7)欄において「開通予定日」といいます。）に、第5種契約者の責めによらない理由によりその第5種イーサネット通信サービスの提供を開始できなかった場合（タイプ2（イーサネットアクセスに係るものに限ります。）の他社接続契約者回線に係る電気通信サービスの提供を開始できなかった場合によるものを除きます。）に限り、開通予定日から第5種イーサネット通信サービスの提供を開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この表の(7)欄において「開通遅延日数」といいます。）に応じて、その第5種契約に係る料金（以下この表の(II)欄まで「開通遅延返還料金額」といいます。）を返還します。

イ 開通遅延返還料金額は、その第5種イーサネット通信サービスの提供を開始した日における、2-2（料金額）に規定する料金額（その第5種イーサネット通信サービスに係る契約者回線使用料、回線使用料、アクセス回線料（当社が別に定めるものに限ります。）、構内インタフェースケーブル使用料又はインタフェースケーブル使用料（この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合又は料金表別表の2の適用による場合は、適用した後の額とします。）に限ります。）の合計額（以下この表の(7)欄において「開通遅延返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

開通遅延日数	料金返還率
1日	10%
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	25%
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日以上	50%

ウ イの場合において、返還する開通遅延返還料金額は、次の（ア）又は（イ）の規定により算出する料金額（以下この表の(II)欄まで「開通遅延返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

（ア）（イ）以外の場合

	<p>その第5種イーサネット通信サービスの提供を開始した日を含む料金月に係る料金額（開通遅延返還基準額に係るもの（料金表通則3、4及び6に規定する場合が生じたときは料金表通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第60条（利用料の支払い義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計額を減じた額とします。）</p> <p>(イ) 料金月の初日以外の日によるその第5種イーサネット通信サービスの提供を開始した場合</p> <p>その第5種イーサネット通信サービスの提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <p>エ この表の(7)欄に規定する料金の返還とこの表の(8)欄から(11)欄までの規定による料金の返還を同時に行う場合の開通遅延返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p> <p>(注) この欄のイに規定する当社が別に定めるアクセス回線料は、タイプ2（STMアクセスに係るものに限ります。）に係る他社接続契約者回線又は加入者回線のアクセス回線料とします。</p>
<p>(8) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第5種イーサネット通信サービスについて、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第5種契約者に第5種イーサネット通信サービスを提供する場合において、第5種契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、その第5種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態（その第5種契約に係る電気通信設備による通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表の(8)欄において同じとします。）が次の(ア)及び(イ)に係る区間において生じたときであって、その第5種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第70条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定により、その第5種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、1時間以上その状態が連続したときに限り、その第5種契約に係る料金（以下この表の(11)欄まで「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、第53条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が第5種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第5種契約者に通知したとき又は第55条（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りではありません。この場合において、その第5種契約に係る料金については、第60条（料金の支払義務）第2項第3号の規定（表の1欄、3欄又は4欄に係るものに限ります。）を適用します。</p> <p>(ア) 別記1に係る区間</p> <p>(イ) 他社接続契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）に係る区間（その他社接続契約者回線について、別記3の(2)に規定する協定事業者の契約約款及び料金表に掲げ</p>

る回線終端装置（それに相当するもの（当社が別に定めるものに限ります。）を含みます。以下この表の(8)欄において同じとします。）が提供されている場合は、その回線終端装置に係る区間を含みます。）

イ アの規定により故障回復時間返還料金額を返還する場合は、当社は、第60条第2項第3号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限ります。）は適用しませぬ。

ただし、エに掲げる料金額以外のその第5種イーサネット通信サービスに係る料金額については、第60条第2項第3号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限ります。）を適用します。

ウ アに規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりその第5種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が1時間未満となるものに限ります。）が生じたときは、当社は、第60条第2項第3号の規定（表の2欄に係るものに限ります。）を適用します。

エ 当社は、その第5種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した時点における、2-2（料金額）に規定する料金額（その第5種イーサネット通信サービスに係る契約者回線使用料、回線使用料、当社が別に定めるアクセス回線料、構内インタフェースケーブル使用料又はインタフェースケーブル使用料（この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合又は料金表別表の2の適用による場合は、適用した後の額とします。）に限ります。）の合計額（以下この表の(8)欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）を元に故障回復時間返還料金額を算出します。

オ アの場合において、その第5種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合における故障回復時間返還料金額は、故障回復時間返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上72時間未満	50%
72時間以上	100%

カ オの場合において、返還する故障回復時間返還料金額は、次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額（以下この表の(11)欄まで「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(ア) (イ)以外の場合

その料金月に係る料金額（故障回復時間返還基準額に係るもの（料金表通則3、4及び6に規定する場合が生じたときは料金表通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第60条第2項第3号の規

	<p>定により支払いを要しないこととなる料金額の合計額を減じた額とします。)</p> <p>(イ) その料金月が第5種イーサネット通信サービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日によるその第5種イーサネット通信サービスの提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <p>キ アの場合において、その第5種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月(カ(イ)に規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。)において複数回となる場合は、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合においては、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>ク この表の(8)欄に規定する料金の返還とこの表の(7)欄の規定と(9)欄から(11)欄までの規定による料金の返還を同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p> <p>(注1) この欄のアに規定する当社が別に定める他社接続契約者回線は、他社接続契約者回線に係る協定事業者が株式会社ケイ・オブティコムとなるもの(協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限ります。)とします。</p> <p>(注2) この表のアに規定する当社が別に定める回線終端装置に相当するものは、技術基準等で定められた電氣的条件及び光学的条件に適合するものとします。</p> <p>(注3) この欄のエに規定する当社が別に定めるアクセス回線料は、加入者回線又は他社接続契約者回線(株式会社ケイ・オブティコムとなるもの(協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限ります。))に係るものとなる場合のアクセス回線料とします。</p>
<p>(9) サービス品質(遅延時間)に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第5種イーサネット通信サービスについて、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間(その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間(その第5種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じた場合の時間を除きます。))をいいます。)の料金月単位での平均時間が、35ミリ秒を超えた場合は、その料金月における第5種イーサネット通信サービスの契約者回線使用料又は回線使用料(この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合及び料金表通則3、4、5及び6の規定による場合(料金表通則3、4及び6に規定する場合が生じたときに限ります。))又は料金表別表の2の適用による場合は、適用した後の額(第60条(利用料の支払い義務)第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計額を減じた額とします。以下この表の(11)欄まで「遅延時間返還基準額」とい</p>

います。)とします。)に10%を乗じて得た額(以下この表の(11)欄まで「遅延時間返還料金額」といいます。)をその第5種イーサネット通信契約者に返還します。

ただし、その第5種イーサネット通信サービスについて、その1の料金月において、連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。

イ この表の(9)欄に規定する料金の返還とこの表の(7)欄、(8)欄、(10)欄又は(11)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。

(10) サービス品質(全体累積故障時間)に係る料金の適用

当社は、第5種イーサネット通信サービスについて、次のとおり全体累積故障時間に係る料金の適用を行います。

ア 当社は、次の(ア)及び(イ)の全ての提供区間において、次表に規定する全体稼働率が99.99%を下回った場合に限り、第5種契約に係る料金(以下この表の(11)欄まで「全体累積故障時間返還料金額」といいます。)を返還します。

区 分	全 体 稼 働 率
イーサネット通信サービスに係るもの	全体累積稼働時間(その料金月における日数に24を乗じて得た時間にイーサネット通信サービスの回線数(その料金月における当社が別に定める回線数とします。)を乗じて得た値をいいます。以下この(10)欄において同じとします。)から、イーサネット通信サービス契約者の責めによらない理由によりイーサネット通信サービスを利用することができなかった時間(そのことを当社が知った時刻(第70条(イーサネット通信サービス契約者の切分責任)の規定により、イーサネット通信サービス契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。)から起算して、その状態が連続した時間をいいます。ただし、第53条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に当社がイーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめそのイーサネット通信サービス契約者に通知したとき、又は第55条(接続休止)の規定により接続休止したときは、その時間を除きます。)を1の料金月ごとに合算して得た値を減じて得た値を、全体累積稼働時間で除して得た割合

(ア) 別記1に係る区間

(イ) 他社接続契約者回線(当社が別に定めるものに限ります。)に係る区間(その他社接続契約者回線について、別記3の(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する回線終端装置(それに相当するもの(当社が別に定めるものに限ります。))を含みます。以下この表の(10)欄において同じとします。)が提供されている場合は、その回線終端装置に係る区間を含みます。)

イ 全体累積故障時間返還料金額は、アの状態が生じた料金月における、2-2(料金額)に規定する料金額(その第5種イーサネット通信サービスに係る契約者回線使用料、回線使用料、アクセス回線料(当社が別に定めるものに限ります。)、構内インタフェースケーブル使用料又はインタフェースケーブル使用料(この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合又は料金表別表の2の適用による場合は、適用した後の額とし、料金表通則3、4及び6に規定する場合が生じたときは通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。))に限ります。)の合計額(第60条(利用料の支払義務)第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計を減じた額とします。以下この表の(11)欄まで「全体累積故障時間返還基準額」といいます。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

全体稼働率	料金返還率
99.8%以上99.99%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	10%
90.0%以上95.0%未満	20%
90.0%未満	100%

ウ この表の(10)欄に規定する料金の返還とこの表の(7)欄から(9)欄まで又は(11)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の全体累積故障時間返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。

(注1) この欄のアの(イ)に規定する当社が別に定める他社接続契約者回線は、他社接続契約者回線に係る協定事業者が株式会社ケイ・オプティコムとなるもの(協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限ります。)とします。

(注2) この欄のアの(イ)に規定する当社が別に定める回線終端装置に相当するものは、技術基準等で定められた電气的条件及び光学的条件に適合するものとします。

(注3) この欄のイに規定する当社が別に定めるアクセス回線料は、加入者回線又は他社接続契約者回線(株式会社ケイ・オプティコムとなるもの(協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限ります。))に限ります。)に係るものとなる場合のアクセス回線料とします。

(11) サービス品質（回線累積故障時間）に係る料金の適用

当社は、第5種イーサネット通信サービスについて、次のとおり回線累積故障時間に係る料金の適用を行います。

ア 当社は、第5種契約者に第5種イーサネット通信サービスを提供する場合において、第5種契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、その第5種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が次の(ア)及び(イ)に係る区間において生じたときであって、回線稼働率（その第5種イーサネット通信サービスを利用することができなかった時間（そのことを当社が知った時刻（第70条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定により、その第5種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。以下この表の(11)欄において同じとします。）から起算して、その状態が連続した時間をいいます。以下この表の(11)欄において同じとします。）を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間（その第5種イーサネット通信サービスを利用することができなかった時間を含みます。以下この表の(11)欄において同じとします。）から減じて得た時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この表の(11)欄において同じとします。）が99.9%を下回った場合に限り、その第5種契約に係る料金（以下この表の(11)欄において「回線累積故障時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、第53条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が第5種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第5種契約者に通知したとき、又は第55条（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りでありません。

(ア) 別記1に係る区間

(イ) 他社接続契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）に係る区間（その他社接続契約者回線について、別記3の(2)に規定する協定事業者の契約約款及び料金表に掲げる回線終端装置（それに相当するもの（当社が別に定めるものに限ります。）を含みます。以下この表の(11)欄において同じとします。）が提供されている場合は、その回線終端装置に係る区間を含みます。）

イ 回線累積故障時間返還料金額は、アの状態が生じた料金月における、2-2（料金額）に規定する料金額（その第5種イーサネット通信サービスに係る契約者回線使用料、回線使用料、当社が別に定めるアクセス回線料、構内インタフェースケーブル使用料又はインタフェースケーブル使用料（この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合又は料金表別表の2の適用による場合は、適用した後の額とし、料金表通則3、4及び6に規定する場合が生じたときは通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第60条（利用料の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計を減じた額とします。以下この表の(11)欄において「回線累積故障時間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

回線稼働率	料金返還率
99.8%以上99.9%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	5%
90.0%以上95.0%未満	10%
90.0%未満	20%

ウ この表の(7)欄から(11)欄までの規定による料金の返還のうちいずれか2以上を同時に1の料金月に適用する場合は、当社は、開通遅延返還料金額、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額、全体累積故障時間返還料金額及び回線累積故障時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その合計額が開通遅延返還上限額、故障回復時間返還額上限額、遅延時間返還基準額、全体累積故障時間返還基準額又は回線累積故障時間返還基準額を比較して、最も高額となる額（以下この表の(11)欄において「返還上限額」といいます。）を超える場合は、当社は、返還上限額を返還します。

(注1) この欄のアに規定する当社が別に定める他社接続契約者回線は、他社接続契約者回線に係る協定事業者が株式会社ケイ・オプティコムとなるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限りします。）とします。

(注2) この表のアに規定する当社が別に定める回線終端装置に相当するものは、技術基準等で定められた電気的条件及び光学的条件に適合するものとします。

(注3) この欄のイに規定する当社が別に定めるアクセス回線料は、加入者回線又は他社接続契約者回線（株式会社ケイ・オプティコムとなるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限りします。）に限りします。）に係るものとなる場合のアクセス回線料とします。

(12) 構内インタフェースケーブル使用料の適用	当社は、2-2-2（構内インタフェースケーブル使用料）に規定する構内インタフェースケーブル使用料については、タイプ1に係る第5種契約者（当社が別に定めるイーサネット通信サービス取扱所内に設置される契約者回線に係る者に限りします。）に限り適用します。
(13) インタフェースケーブル使用料の適用	当社は、2-2-3（インタフェースケーブル使用料）に規定するインタフェースケーブル使用料については、加入者回線インタフェースの区別に応じて、タイプ3に係る第5種契約者に限り適用します。

2-2 料金額

2-2-1 利用料

(1) 契約者回線使用料

タイプ1に係るもの

(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

1の契約ごとに月額

品 目	料 金 額
10Mb/s	250,000円 (270,000円)
100Mb/s	700,000円 (756,000円)
200Mb/s	1,350,000円 (1,458,000円)
300Mb/s	2,000,000円 (2,160,000円)
400Mb/s	2,650,000円 (2,862,000円)
500Mb/s	3,300,000円 (3,564,000円)
600Mb/s	3,950,000円 (4,266,000円)
700Mb/s	4,600,000円 (4,968,000円)
800Mb/s	5,250,000円 (5,670,000円)
900Mb/s	5,900,000円 (6,372,000円)
1000Mb/s	6,500,000円 (7,020,000円)

(イ) 当社のIP伝送サービスと接続するもの

1の契約ごとに月額

品 目	料 金 額
1 Mb/s	52,000円 (56,160円)
2 Mb/s	65,000円 (70,200円)
3 Mb/s	80,000円 (86,400円)
4 Mb/s	100,000円 (108,000円)
5 Mb/s	120,000円 (129,600円)
6 Mb/s	180,000円 (194,400円)
7 Mb/s	205,000円 (221,400円)
8 Mb/s	220,000円 (237,600円)
9 Mb/s	235,000円 (253,800円)
10Mb/s	250,000円 (270,000円)
20Mb/s	300,000円 (324,000円)
30Mb/s	350,000円 (378,000円)
40Mb/s	400,000円 (432,000円)
50Mb/s	450,000円 (486,000円)

60Mb/s	500,000円 (540,000円)
70Mb/s	550,000円 (594,000円)
80Mb/s	600,000円 (648,000円)
90Mb/s	650,000円 (702,000円)
100Mb/s	700,000円 (756,000円)

(ウ) 当社のファクシミリ通信網サービスと接続するもの

1の契約ごとに月額

品 目	料 金 額
10Mb/s	250,000円 (270,000円)

(2) 回線使用料

ア タイプ2に係るもの

1の契約又は1の通信先の区別ごとに月額

品 目	料 金 額
S T Mアクセスのもの	128kb/s 17,000円 (18,360円)
イーサネットアクセスのもの	0.5Mb/s 42,000円 (45,360円)
	1 Mb/s 52,000円 (56,160円)
	2 Mb/s 65,000円 (70,200円)
	3 Mb/s 80,000円 (86,400円)
	4 Mb/s 100,000円 (108,000円)
	5 Mb/s 120,000円 (129,600円)
	6 Mb/s 180,000円 (194,400円)
	7 Mb/s 205,000円 (221,400円)
	8 Mb/s 220,000円 (237,600円)
	9 Mb/s 235,000円 (253,800円)
	10Mb/s 250,000円 (270,000円)
	20Mb/s 300,000円 (324,000円)
	30Mb/s 350,000円 (378,000円)
	40Mb/s 400,000円 (432,000円)
	50Mb/s 450,000円 (486,000円)
	60Mb/s 500,000円 (540,000円)
70Mb/s 550,000円 (594,000円)	
80Mb/s 600,000円 (648,000円)	
90Mb/s 650,000円 (702,000円)	

	100Mb/s	700,000円 (756,000円)
	200Mb/s	1,350,000円 (1,458,000円)
	300Mb/s	2,000,000円 (2,160,000円)
	400Mb/s	2,650,000円 (2,862,000円)
	500Mb/s	3,300,000円 (3,564,000円)
	600Mb/s	3,950,000円 (4,266,000円)
	700Mb/s	4,600,000円 (4,968,000円)
	800Mb/s	5,250,000円 (5,670,000円)
	900Mb/s	5,900,000円 (6,372,000円)
	1000Mb/s	6,500,000円 (7,020,000円)
CCNアクセスのもの	10Mb/s (接続する接続契約者回線の区分がプラン1となるもの)	184,000円 (198,720円)
	10Mb/s (接続する接続契約者回線の区分がプラン2となるもの)	250,000円 (270,000円)
	100Mb/s (接続する接続契約者回線の区分がプラン2となるもの)	700,000円 (756,000円)
	100Mb/s (通信先の区別がコース1となるもの)	2,800円 (3,024円)
	100Mb/s (通信先の区別がコース2となるもの)	6,500円 (7,020円)

イ タイプ3に係るもの

1の契約ごとに月額

品 目	料 金 額
0.5Mb/s、1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまで、20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまで、200Mb/sから100Mb/sごとに1000Mb/sまでの品目	そのタイプ3に係るものを同一品目のタイプ2 (イーサネットアクセスのものに限ります。)に係るものとみなした場合に適用される回線使用料と同額

(3) アクセス回線料

ア タイプ2 (STMアクセスに係るものに限ります。)に係るもの

1の契約ごとに月額

その他社接続契約者回線を、第2種イーサネット通信サービスに規定する他社接続契約者回線 (タイプ2のSTMアクセスに係るものに限ります。) とみなした場合に適用されるアクセス回線料と同額

イ タイプ2（イーサネットアクセスに係るものに限り、）に係るもの
1の契約ごとに月額

その他接続契約者回線を、第2種イーサネット通信サービスに規定する他社接続契約者回線（タイプ2のイーサネットアクセスに係るものに限り、）とみなした場合に適用される利用料のアクセス回線料と同額

ウ タイプ3に係るもの

1の契約ごとに月額

その加入者回線を、第2種イーサネット通信サービスに規定する加入者回線とみなした場合に適用される利用料のアクセス回線料と同額

2-2-2 構内インタフェースケーブル使用料

ア イ以外のもの

1の契約ごとに月額

25,000円（27,000円）

イ 当社が別に定めるイーサネットサービス取扱所に設置するもの

区 分	単 位	料 金 額
構内ケーブル	1配線ごとに	10,000円（10,800円）
メディアコンバータ	1台ごとに	5,000円（5,400円）

2-2-3 インタフェースケーブル使用料

1の契約ごとに月額

加入者回線インタフェースケーブルの区別	料 金 額
10BASE-T	5,000円（5,400円）
100BASE-TX	10,000円（10,800円）
1000BASE-SX	35,000円（37,800円）
1000BASE-LX	50,000円（54,000円）

2-3 付加機能使用料

(1) 優先制御機能

1の契約者回線等ごとに月額

区 分	料 金 額	
フレームを、フレームごとにあらかじめ指定した優先順位にしたがって、契約者回線、加入者回線又は他社接続契約者回線の終端の方向に転	第5種契約の品目が10Mb/sまでのとき	15,000円（16,200円）
	第5種契約の品目が20Mb/sのとき	20,000円（21,600円）
	第5種契約の品目が30Mb/sのとき	30,000円（32,400円）
	第5種契約の品目が40Mb/sのとき	40,000円（43,200円）
	第5種契約の品目が50Mb/sのとき	50,000円（54,000円）

送する機能	第5種契約の品目が60Mb/sのとき	60,000円(64,800円)
	第5種契約の品目が70Mb/sのとき	70,000円(75,600円)
	第5種契約の品目が80Mb/sのとき	80,000円(86,400円)
	第5種契約の品目が90Mb/sのとき	90,000円(97,200円)
	第5種契約の品目が100Mb/sのとき	100,000円 (108,000円)

備考

- 1 この機能の提供を請求できるのは、第5種契約者（タイプ1、タイプ2（当社が別に定めるSTMアクセス又はイーサネットアクセスに係るものに限ります。）及びタイプ3に係る者に限ります。）に限ります。
- 2 この機能は、100Mb/sまでの品目に限り提供します。
- 3 この機能（タイプ2のSTMアクセスに係るものを除きます。）は、優先段階を4段階とし、かつ、段階ごとの優先比率を絶対優先：9：2：1とする方式に限り提供します。
- 4 1から3までに規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
 （注1）当社が別に定めるSTMアクセスに係るタイプ2は128kb/sの品目に係るもの（他社接続契約者回線に係る終端の場所に、当社が別に定める端末設備を設置するものに限ります。）とします。
 （注2）当社が別に定めるイーサネットアクセスに係るタイプ2は別記3の(2)に掲げる協定事業者に係るものとします。

(2) VoIP接続機能

1の契約者回線等ごとに月額

区 分	料 金 額
当社のIP通信網サービス（シェアードIP-PBXサービスに係るものに限ります。）とVPNグループとの間の通信を可能とする機能	—
備考 この機能は、VPNグループの代表者の指定する契約者回線、加入者回線又は回線収容部に提供します。	

(3) 故障通知機能

1の通信グループごとに

区 分	料 金 額
通信グループに属する契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）について、故障が検知された場合、予め指定した通知先に通知することができるようにする機能 （注）本欄に規定する当社が別に定める契約者回線等は料金表第1表（料金）に規定するSTMアクセスに係るもの及びタイプ3に係るものとします。	—

備考

- 1 当社は、第5種契約者（通信グループ代表者となる者に限ります。以下この(3)において同じとします。）に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能の申し込みにあたっては、故障通知対象となるその通信グループに属する契約者回線等（以下この(3)において「対象回線」といいます。）をあらかじめ指定していただきます。
- 3 第5種契約者は、対象回線に係る故障を当社が検知した場合、当社が第5種契約者の指定する通知先に通知することについて、対象回線に係る全ての契約者の同意を事前に得ていただきます。
- 4 第5種契約者は、故障通知機能の提供を受けるために必要となる情報の適正な管理及び現行化に努めていただきます。
- 5 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 6 1から5までに規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(4) VPNグループ多重接続機能

1の契約者回線等につき多重通信を行う1のVPNグループごとに月額

区 分	料 金 額
1の契約者回線等について、複数のVPNグループ（所属VPNグループを除きます。）と多重通信を行うことができるようにする機能	7,000円（7,560円）

備考

- 1 当社は、第5種契約者（タイプ1（当社のIP伝送サービスと接続するもの及び当社のファクシミリ通信網サービスと接続するものを除きます。）、タイプ2（当社が別に定めるイーサネットアクセスに係るものに限ります。）又はタイプ3に係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。
- 2 1の契約者回線等について多重通信を行うことができるVPNグループの数は、20までとします。
ただし、この機能を利用する第5種契約者から20を超える利用の申出があった場合において、VPNグループ多重接続機能を提供するために必要な当社の電気通信設備に余裕があり、当社がその利用の申出を承諾したときは、この限りではありません。
- 3 この機能を利用する第5種契約者は、通信相手先のVPNグループを指定することとします。この場合、第5種契約者は、指定した通信相手先のVPNグループに係る代表者の同意を得るものとします。
- 4 3の場合において、その指定が新たにVPNグループ（この機能の利用に係る契約者回線等から構成されるものに限ります。）を設けるものであるときは、そのVPNグループの代表者を定めて契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。代表者を変更したときも同様とします。
- 5 この機能を利用する第5種契約者に係る所属VPNグループは、その1の契約者回線等のみから構成されるものとします。
- 6 この機能を利用する第5種契約者は、(2)に規定するVoIP接続機能に係る通信又はこの機能を利用する契約者回線等と当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行う場合、多重通信に係るVPNグループを介して行うものとします。

（注1）この備考1に規定する当社が別に定めるイーサネットアクセスは、別記

3の②に掲げる協定事業者に係るものとします。

(注2) この備考6に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款（第7編）に規定するGroup-Etherサービスとします。

3 第6種契約に係るもの

3-1 適用

区 分	内 容																																														
(1) 第6種イーサネット通信サービス区域及びゾーンの設定	1 当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第6種イーサネット通信サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第6種イーサネット通信サービス区域を設定します。 2 当社は、第6種イーサネット通信サービス区域についてゾーンを設定します。																																														
(2) 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。 <table border="1" data-bbox="555 678 1281 1904"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 678 847 725">品 目</th> <th colspan="2" data-bbox="847 678 1281 725">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 725 847 813">イーサネットアクセスのもの</td> <td data-bbox="847 725 979 813">0.5Mb/s</td> <td data-bbox="979 725 1281 813">0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="847 813 979 900">1 Mb/s</td> <td data-bbox="979 813 1281 900">1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="847 900 979 987">2 Mb/s</td> <td data-bbox="979 900 1281 987">2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="847 987 979 1075">3 Mb/s</td> <td data-bbox="979 987 1281 1075">3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="847 1075 979 1162">4 Mb/s</td> <td data-bbox="979 1075 1281 1162">4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="847 1162 979 1249">5 Mb/s</td> <td data-bbox="979 1162 1281 1249">5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="847 1249 979 1337">6 Mb/s</td> <td data-bbox="979 1249 1281 1337">6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="847 1337 979 1424">7 Mb/s</td> <td data-bbox="979 1337 1281 1424">7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="847 1424 979 1512">8 Mb/s</td> <td data-bbox="979 1424 1281 1512">8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="847 1512 979 1599">9 Mb/s</td> <td data-bbox="979 1512 1281 1599">9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="847 1599 979 1686">10Mb/s</td> <td data-bbox="979 1599 1281 1686">10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="847 1686 979 1774">20Mb/s</td> <td data-bbox="979 1686 1281 1774">20Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="847 1774 979 1861">30Mb/s</td> <td data-bbox="979 1774 1281 1861">30Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="847 1861 979 1904">40Mb/s</td> <td data-bbox="979 1861 1281 1904">40Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>		品 目	内 容		イーサネットアクセスのもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1 Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの		2 Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの		3 Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの		4 Mb/s	4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの		5 Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの		6 Mb/s	6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの		7 Mb/s	7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの		8 Mb/s	8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの		9 Mb/s	9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの		10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの		20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの		30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの		40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																																														
イーサネットアクセスのもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	1 Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	2 Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	3 Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	4 Mb/s	4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	5 Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	6 Mb/s	6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	7 Mb/s	7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	8 Mb/s	8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	9 Mb/s	9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													
	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																													

50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 第6種契約者は、所属VPNグループを構成する契約者回線、加入者回線若しくは回線収容部又は当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間で通信を行なうことができます。
 - 2 当社は、加入者回線の終端のある場所に、当社の回線終端装置を設置します。
 - 3 当社は、加入者回線の終端に係るインタフェースとして、0.5Mb/sから10Mb/sまでの品目については10BASE-T及び100BASE-TXを、20Mb/sから100Mb/sまでの品目については100BASE-TXを提供します。
- (注) この備考1に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款(第7編)に規定するGroup-Etherサービスとします。

(3) 通信又は保守の態様による細目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、通信又は保守の態様による細目を定めます。

通信の区別

区 別	内 容
グレード1	加入者回線に係る区間(回線終端装置から加入者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備までの区間をいいます。以下この(3)欄において同じとします。)において、その第6種イーサネット通信サービスの品目に係る符号伝送速度を確保するもの

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 264 778 651">グレード2</td> <td data-bbox="778 264 1281 651">加入者回線に係る区間が通常状態にある場合に、最低伝送速度（加入者回線に係る区間が通常状態である場合において常に最低限伝送可能な速度をいいます。以下この(3)欄において同じとします。）を確保するものであって、かつ、加入者回線に係る区間に余裕がある場合に、加入者回線に係る区間において、その第6種イーサネット通信サービスの品目に係る符号伝送速度までの通信が可能であるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="555 651 1281 943"> 備考 1 当社は、グレード2については、10Mb/s及び100Mb/sの品目に限り提供します。この場合、10Mb/sの品目における加入者回線の終端に係るインタフェースについては、(2)欄の表の備考3の規定にかかわらず、10BASE-Tに限り提供します。 2 当社は、グレード2について、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="584 943 1252 1099"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>最低伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>1 Mbit/s</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>10Mbit/s</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	グレード2	加入者回線に係る区間が通常状態にある場合に、最低伝送速度（加入者回線に係る区間が通常状態である場合において常に最低限伝送可能な速度をいいます。以下この(3)欄において同じとします。）を確保するものであって、かつ、加入者回線に係る区間に余裕がある場合に、加入者回線に係る区間において、その第6種イーサネット通信サービスの品目に係る符号伝送速度までの通信が可能であるもの	備考 1 当社は、グレード2については、10Mb/s及び100Mb/sの品目に限り提供します。この場合、10Mb/sの品目における加入者回線の終端に係るインタフェースについては、(2)欄の表の備考3の規定にかかわらず、10BASE-Tに限り提供します。 2 当社は、グレード2について、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>最低伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>1 Mbit/s</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>10Mbit/s</td> </tr> </tbody> </table>		品目	最低伝送速度	10Mb/s	1 Mbit/s	100Mb/s	10Mbit/s
グレード2	加入者回線に係る区間が通常状態にある場合に、最低伝送速度（加入者回線に係る区間が通常状態である場合において常に最低限伝送可能な速度をいいます。以下この(3)欄において同じとします。）を確保するものであって、かつ、加入者回線に係る区間に余裕がある場合に、加入者回線に係る区間において、その第6種イーサネット通信サービスの品目に係る符号伝送速度までの通信が可能であるもの												
備考 1 当社は、グレード2については、10Mb/s及び100Mb/sの品目に限り提供します。この場合、10Mb/sの品目における加入者回線の終端に係るインタフェースについては、(2)欄の表の備考3の規定にかかわらず、10BASE-Tに限り提供します。 2 当社は、グレード2について、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>最低伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>1 Mbit/s</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>10Mbit/s</td> </tr> </tbody> </table>		品目	最低伝送速度	10Mb/s	1 Mbit/s	100Mb/s	10Mbit/s						
品目	最低伝送速度												
10Mb/s	1 Mbit/s												
100Mb/s	10Mbit/s												
(4) 加入者回線に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、加入者回線（グレード1に係るものに限ります。）について、次のとおり、加入者回線に係る区分を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン2</td> <td>当社が別に定める電気通信サービスを利用して提供するもの。 (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス（第3種サービスに限ります。）とします。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン2	当社が別に定める電気通信サービスを利用して提供するもの。 (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス（第3種サービスに限ります。）とします。								
区 分	内 容												
プラン2	当社が別に定める電気通信サービスを利用して提供するもの。 (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス（第3種サービスに限ります。）とします。												
(5) 利用料の適用	利用料は、3-2（料金額）に規定する回線使用料を適用します。												
(6) ゾーン間中継に係る利用料の適用	<p>ア この表の(5)欄の規定によるほか、ゾーン間中継を行なう場合は、3-2（料金額）に規定する中継回線使用料の支払いを要します。</p> <p>イ 中継回線使用料は、VPNグループの代表者に限り適用します。</p>												

<p>(7) 最低利用期間に係る料金の適用</p>	<p>ア 第6種イーサネット通信サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第6種契約者は、第43条（最低利用期間）に規定する最低利用期間内に第6種契約の解除があった場合には、第63条（利用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する利用料の回線使用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 第6種契約者は、最低利用期間内に第6種イーサネット通信サービスの品目又は通信又は保守の態様による細目の変更（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合は、その品目等の変更について、変更前の回線使用料の額から変更後の回線使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合において、当社は、第6種イーサネット通信サービスの品目等の変更と同時にその加入者回線に係る終端の場所において、第6種イーサネット通信サービスに係る加入者回線の新設又は第6種契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の加入者回線に係る第6種イーサネット通信サービスの回線使用料を合算して行います。</p> <p>オ 第6種契約者は、最低利用期間内にその他の契約内容の変更（ゾーン間中継の廃止に係るものに限ります。）があった場合は、第61条及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する中継回線使用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>カ 第6種契約者は、最低利用期間内にその他の契約内容の変更（ゾーン間中継に係る品目の変更に限ります。）があった場合は、残余の期間において、料金月ごとに、変更前の中継回線使用料の額から変更後の中継回線使用料の額を控除し、残額があるときは、当社が定める期日までに、その残額を支払っていただきます。</p>
<p>(8) サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第6種イーサネット通信サービスについて、次のとおり開通遅延期間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第40条（第6種契約申込の承諾）の規定により第6種イーサネット通信サービスに係る第6種契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその第6種イーサネット通信サービスに係る第6種契約者とがその第6種イーサネット通信サービスの提供の開始を合意した日（以下この表の(8)欄において「開通予定日」といいます。）に、第6種契約者の責めによらない理由によりその第6種イーサネット通信サービスの提供を開始できなかった場合に限り、開通予定日から第6種イーサネット通信サービスの提供を開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この表の(8)欄において「開通遅延日数」といいます。）に応じて、その第6種契約に係る料金（以下この表の(12)欄まで「開通遅延返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>イ 開通遅延返還料金額は、その第6種イーサネット通信サービスの提供を開始した日における、3－2（料金額）に規定する</p>

料金額（その第6種イーサネット通信サービスに係る回線使用料（この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）に限ります。）の合計額（以下この表の(8)欄において「開通遅延返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

開通遅延日数	料金返還率
1日	10%
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
15日	25%
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日以上	50%

ウ イの場合において、返還する開通遅延返還料金額は、次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額（以下この表の(12)欄まで「開通遅延返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(ア) (イ)以外の場合

その第6種イーサネット通信サービスの提供を開始した日を含む料金月に係る料金額（開通遅延返還基準額に係るもの（料金表通則3、4及び6に規定する場合は生じたときは料金表通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第61条（利用料の支払い義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計額を減じた額とします。）

(イ) 料金月の初日以外の日とその第6種イーサネット通信サービスの提供を開始した場合

その第6種イーサネット通信サービスの提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

エ この表の(8)欄に規定する料金の返還とこの表の(9)欄から(12)欄までの規定による料金の返還を同時に行う場合の開通遅延返還料金額の取扱いについては、(12)欄の規定に定めるところによります。

(9) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

当社は、第6種イーサネット通信サービスについて、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。

ア 当社は、第6種契約者に第6種イーサネット通信サービスを提供する場合において、第6種契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、その第6種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態（その第6種契約に係る電気通信設備による通信に著しい支障が生じ、全く利用できない

状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表の(9)欄において同じとします。)が別記1に係る区間において生じたときであって、その第6種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態であることを当社が知った時刻(第70条(イーサネット通信サービス契約者の切分責任)の規定により、その第6種契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。)とします。)から起算して、1時間以上その状態が連続したときに限り、その第6種契約に係る料金(以下この表の(10)欄まで「故障回復時間返還料金額」といいます。)を返還します。

ただし、第53条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に当社が第6種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第6種契約者に通知したときは、この限りでありませぬ。この場合において、その第6種契約に係る料金については、第61条(料金の支払義務)第2項第3号の規定(表の1欄、3欄又は4欄に係るもの)に限りませぬ。)を適用します。

イ アの規定により故障回復時間返還料金額を返還する場合は、当社は、第61条第2項第3号の規定(表の1欄、3欄又は4欄に係るもの)に限りませぬ。)は適用しませぬ。

ただし、エに掲げる料金額以外のその第6種イーサネット通信サービスに係る料金額については、第61条第2項第3号の規定(表の1欄、3欄又は4欄に係るもの)に限りませぬ。)を適用します。

ウ アに規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりその第6種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態(その状態が連続した時間が1時間未満となるもの)に限りませぬ。)が生じたときは、当社は、第61条第2項第3号の規定(表の2欄に係るもの)に限りませぬ。)を適用します。

エ 当社は、その第6種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した時点における、3-2(料金額)に規定する料金額(その第6種イーサネット通信サービスに係る回線使用料又は中継回線使用料(この表の(1)欄から(6)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。)に限りませぬ。)の合計額(以下この表の(9)欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)を元に故障回復時間返還料金額を算出します。

オ アの場合において、その第6種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合における故障回復時間返還料金額は、故障回復時間返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上72時間未満	50%

	72時間以上	100%
	<p>カ オの場合において、返還する故障回復時間返還料金額は、次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額(以下この表の(12)欄まで「故障回復時間返還上限額」といいます。)を上限として適用します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合 その料金月に係る料金額(故障回復時間返還基準額に係るもの(料金表通則3、4及び6に規定する場合が生じたときは料金表通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。)に限り、)の合計額(第61条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計額を減じた額とします。)</p> <p>(イ) その料金月が第6種イーサネット通信サービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日によるその第6種イーサネット通信サービスの提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <p>キ アの場合において、その第6種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月(カの(イ)に規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。)において複数回となる場合は、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合においては、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>ク この表の(9)欄に規定する料金の返還とこの表の(8)欄の規定と(10)欄から(12)欄までの規定による料金の返還を同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(12)欄の規定に定めるところによります。</p>	
(10) サービス品質(遅延時間)に係る料金の適用	<p>当社は、第6種イーサネット通信サービスについて、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間(その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間(そのイーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じた場合の時間を除きます。)をいいます。)の料金月単位での平均時間が、35ミ秒を超えた場合は、その料金月における第6種イーサネット通信サービスの回線使用料又は中継回線使用料(この表の(1)欄から(6)欄までの適用による場合及び料金表通則3、4、5及び6の規定による場合(料金表通則3、4及び6に規定する場合が生じたときに限ります。))は、適用した後の額(第61条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計額を減じた額とします。以下この表の(12)欄まで「遅延時間返還基準額」といいます。)とします。)の合計額に10%を乗じて得た額(以下この表の(12)欄まで「遅延時間返還料金額」といいます。)をその第6種イーサネット通信契約者に返還します。</p> <p>ただし、その第6種イーサネット通信サービスについて、そ</p>	

の1の料金月において、連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。

イ この表の(10)欄に規定する料金の返還とこの表の(8)欄、(9)欄、(11)欄又は(12)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(12)欄の規定に定めるところによります。

(11) サービス品質（全体累積故障時間）に係る料金の適用

当社は、第6種イーサネット通信サービスについて、次のとおり全体累積故障時間に係る料金の適用を行います。

ア 当社は、次の(ア)及び(イ)の全ての提供区間において、次表に規定する全体稼働率が99.99%を下回った場合に限り、第6種契約に係る料金（以下この表の(12)欄まで「全体累積故障時間返還料金額」といいます。）を返還します。

区 分	全 体 稼 働 率
イーサネット通信サービスに係るもの	全体累積稼働時間（その料金月における日数に24を乗じて得た時間にイーサネット通信サービスの回線数（その料金月における当社が別に定める回線数とします。）を乗じて得た値をいいます。以下この(11)欄において同じとします。）から、イーサネット通信サービス契約者の責めによらない理由によりイーサネット通信サービスを利用することができなかった時間（そのことを当社が知った時刻（第70条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定により、イーサネット通信サービス契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、その状態が連続した時間をいいます。ただし、第53条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社がイーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめそのイーサネット通信サービス契約者に通知したとき、又は第55条（接続休止）の規定により接続休止したときは、その時間を除きます。）を1の料金月ごとに合算して得た値を減じて得た値を、全体累積稼働時間で除して得た割合

(ア) 別記1に係る区間

(イ) 他社接続契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）に係る区間（その他社接続契約者回線について、別記3の(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する回線終端装置（それに相当するもの（当社が別に定めるものに限ります。）を含みます。以下この表の(11)欄において同じとします。）が提供されている場合は、その回線終端装置に係る区間を含みます。）

イ 全体累積故障時間返還料金額は、アの状態が生じた料金月に

おける、3-2(料金額)に規定する料金額(その第6種イーサネット通信サービスに係る回線使用料又は中継回線使用料(この表の(1)欄から(6)欄までの適用による場合は、適用した後の額とし、料金表通則3、4及び6に規定する場合が生じたときは通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。)に限ります。)の合計額(第61条(利用料の支払義務)第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計を減じた額とします。以下この表の(12)欄まで「全体累積故障時間返還基準額」といいます。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

全体稼働率	料金返還率
99.8%以上99.99%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	10%
90.0%以上95.0%未満	20%
90.0%未満	100%

ウ この表の(11)欄に規定する料金の返還とこの表の(8)欄から(10)欄まで又は(12)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の全体累積故障時間返還料金額の取扱いについては、(12)欄の規定に定めるところによります。

(注1) この欄のアの(イ)に規定する当社が別に定める他社接続契約者回線は、他社接続契約者回線に係る協定事業者が株式会社ケイ・オブティコムとなるもの(協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限ります。)とします。

(注2) この欄のアの(イ)に規定する当社が別に定める回線終端装置に相当するものは、技術基準等で定められた電氣的条件及び光学的条件に適合するものとします。

(12) サービス品質(回線累積故障時間)に係る料金の適用

当社は、第6種イーサネット通信サービスについて、次のとおり回線累積故障時間に係る料金の適用を行います。

ア 当社は、第6種契約者に第6種イーサネット通信サービスを提供する場合において、第6種契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、その第6種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が別記1に係る区間において生じたときであって、回線稼働率(その第6種イーサネット通信サービスを利用することができなかった時間(そのことを当社が知った時刻(第70条(イーサネット通信サービス契約者の切分責任)の規定により、その第6種契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。以下この表の(12)欄において同じとします。)から起算して、その状態が連続した時間をいいます。以下この表の(12)欄において同じとします。)を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間(その第6種イーサネット通信サービスを利用することができなかった時間を含みます。以下この

表の(12)欄において同じとします。) から減じて得た時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この表の(12)欄において同じとします。) が99.9%を下回った場合に限り、その第6種契約に係る料金(以下この表の(12)欄において「回線累積故障時間返還料金額」といいます。) を返還します。

ただし、第53条(利用中止)第1項の規定に該当する場合に当社が第6種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第6種契約者に通知したときは、この限りでありません。

イ 回線累積故障時間返還料金額は、アの状態が生じた料金月における、6-2(料金額)に規定する料金額(その第6種イーサネット通信サービスに係る回線使用料又は中継回線使用料(この表の(1)欄から(6)欄までの適用による場合は、適用した後の額とし、料金表通則3、4及び6に規定する場合が生じたときは通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。)に限り)の合計額(第61条(利用料の支払義務)第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計を減じた額とします。以下この表の(12)欄において「回線累積故障時間返還基準額」といいます。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

回線稼働率	料金返還率
99.8%以上99.9%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	5%
90.0%以上95.0%未満	10%
90.0%未満	20%

ウ この表の(8)欄から(12)欄までの規定による料金の返還のうちいずれか2以上を同時に1の料金月に適用する場合は、当社は、開通遅延返還料金額、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額、全体累積故障時間返還料金額及び回線累積故障時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その合計額が開通遅延返還上限額、故障回復時間返還額上限額、遅延時間返還基準額、全体累積故障時間返還基準額又は回線累積故障時間返還基準額を比較して、最も高額となる額(以下この表の(12)欄において「返還上限額」といいます。)を超える場合は、当社は、返還上限額を返還します。

3-2 料金額

3-2-1 利用料

(1) 回線使用料

ア グレード1のもの

プラン2のもの

1の契約ごとに月額

品	目	料 金 額
イーサネットアクセスのもの	0.5Mb/s	59,000円 (63,720円)
	1 Mb/s	72,000円 (77,760円)
	2 Mb/s	102,000円 (110,160円)
	3 Mb/s	123,000円 (132,840円)
	4 Mb/s	143,000円 (154,440円)
	5 Mb/s	152,000円 (164,160円)
	6 Mb/s	157,000円 (169,560円)
	7 Mb/s	162,000円 (174,960円)
	8 Mb/s	166,000円 (179,280円)
	9 Mb/s	170,000円 (183,600円)
	10Mb/s	174,000円 (187,920円)
	20Mb/s	213,000円 (230,040円)
	30Mb/s	252,000円 (272,160円)
	40Mb/s	291,000円 (314,280円)
	50Mb/s	330,000円 (356,400円)
	60Mb/s	369,000円 (398,520円)
70Mb/s	408,000円 (440,640円)	
80Mb/s	447,000円 (482,760円)	
90Mb/s	486,000円 (524,880円)	
100Mb/s	525,000円 (567,000円)	

イ グレード2のもの

1の契約ごとに月額

品	目	料 金 額
イーサネットアクセスのもの	10Mb/s	80,000円 (86,400円)
	100Mb/s	200,000円 (216,000円)

(2) 中継回線使用料
ゾーン間中継に係るもの

1のVPNグループごとに月額

そのゾーン間中継を、第2種イーサネット通信サービスに規定するゾーン間中継とみなした場合に適用される中継回線使用料と同額

3-3 付加機能使用料

(1) 優先制御機能

1の加入者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
フレームを、フレームごとにあらかじめ指定した優先順位にしたがって、加入者回線の終端の方向に転送する機能	第6種契約の品目が10Mb/sまでのとき 15,000円 (16,200円)
	第6種契約の品目が20Mb/sのとき 20,000円 (21,600円)
	第6種契約の品目が30Mb/sのとき 30,000円 (32,400円)
	第6種契約の品目が40Mb/sのとき 40,000円 (43,200円)
	第6種契約の品目が50Mb/sのとき 50,000円 (54,000円)
	第6種契約の品目が60Mb/sのとき 60,000円 (64,800円)
	第6種契約の品目が70Mb/sのとき 70,000円 (75,600円)
	第6種契約の品目が80Mb/sのとき 80,000円 (86,400円)
	第6種契約の品目が90Mb/sのとき 90,000円 (97,200円)
	第6種契約の品目が100Mb/sのとき 100,000円 (108,000円)

備考

- 1 当社は、第6種契約者（グレード1に係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。
- 2 当社は、この機能について、優先段階を4段階とし、かつ、段階ごとの優先比率を絶対優先：9：2：1とする方式に限り提供します。
- 3 この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に指定するところによります。

(2) VoIP接続機能

1の加入者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
-----	-------

当社のIP通信網サービス（シェアードIP-PBXサービスに係るものに限ります。）とVPNグループとの間の通信を可能とする機能	—
備考 この機能は、VPNグループの代表者の指定する加入者回線に提供します。	

(3) 故障通知機能

1の通信グループごとに

区 分	料 金 額
通信グループに属する契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）について、故障が検知された場合、予め指定した通知先に通知することができるようにする機能 （注）本欄に規定する当社が別に定める契約者回線等は料金表第1表（料金）に規定するSTMアクセスに係るもの及びタイプ3に係るものとします。	—

備考

- 1 当社は、第6種契約者（通信グループ代表者となる者に限ります。以下この(3)において同じとします。）に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能の申し込みにあたっては、故障通知対象となるその通信グループに属する契約者回線等（以下この(3)において「対象回線」といいます。）をあらかじめ指定していただきます。
- 3 第6種契約者は、対象回線に係る故障を当社が検知した場合、当社が第6種契約者の指定する通知先に通知することについて、対象回線に係る全ての契約者の同意を事前に得ていただきます。
- 4 第6種契約者は、故障通知機能の提供を受けるために必要となる情報の適正な管理及び現行化に努めていただきます。
- 5 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 6 1から5までに規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

4 第7種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容		
(1) 第7種イーサネット通信サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、第7種イーサネット通信サービスの需要と供給の見込み等を考慮して第7種イーサネット通信サービス区域を設定します。		
(2) 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。		
	品 目	内 容	
	イーサネットアクセスのもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		1 Mb/s	1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		2 Mb/s	2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		3 Mb/s	3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		4 Mb/s	4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		5 Mb/s	5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		6 Mb/s	6 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		7 Mb/s	7 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		8 Mb/s	8 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		9 Mb/s	9 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
40Mb/s		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの		

60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 第7種契約者は、所属VPNグループを構成する契約者回線、加入者回線若しくは回線収容部又は当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間で通信を行なうことができます。
ただし、4-3（付加機能使用料）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
 - 2 当社は、加入者回線の終端のある場所に、当社の回線終端装置を設置します。
 - 3 当社は、加入者回線の終端に係るインタフェースとして、0.5Mb/sから10Mb/sまでの品目については10BASE-T及び100BASE-TXを、20Mb/sから100Mb/sまでの品目については100BASE-TXを提供します。
- (注) この備考1に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款（第7編）に規定するGroup-Etherサービスとします。

(3) 通信又は保守の態様による細目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり、通信又は保守の態様による細目を定めます。

通信の区別

区 別	内 容
グレード1	加入者回線に係る区間（回線終端装置から加入者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備までの区間をいいます。以下この(3)欄において同じとします。）において、その第7種イーサネット通信サービスの品目に係る符号伝送速度を確保するもの

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="550 264 778 660">グレード2</td> <td data-bbox="778 264 1284 660">加入者回線に係る区間が通常状態にある場合に、最低伝送速度（加入者回線に係る区間が通常状態である場合において常に最低限伝送可能な速度をいいます。以下この(3)欄において同じとします。）を確保するものであって、かつ、加入者回線に係る区間に余裕がある場合に、加入者回線に係る区間において、その第7種イーサネット通信サービスの品目に係る符号伝送速度までの通信が可能であるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="550 660 1284 1131"> <p>備考</p> <p>1 当社は、グレード2については、10Mb/s及び100Mb/sの品目に限り提供します。この場合、10Mb/sの品目における加入者回線の終端に係るインタフェースについては、(2)欄の表の備考3の規定にかかわらず、10BASE-Tに限り提供します。</p> <p>2 当社は、グレード2について、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="582 958 1252 1115"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>最低伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>1 Mbit/s</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>10Mbit/s</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	グレード2	加入者回線に係る区間が通常状態にある場合に、最低伝送速度（加入者回線に係る区間が通常状態である場合において常に最低限伝送可能な速度をいいます。以下この(3)欄において同じとします。）を確保するものであって、かつ、加入者回線に係る区間に余裕がある場合に、加入者回線に係る区間において、その第7種イーサネット通信サービスの品目に係る符号伝送速度までの通信が可能であるもの	<p>備考</p> <p>1 当社は、グレード2については、10Mb/s及び100Mb/sの品目に限り提供します。この場合、10Mb/sの品目における加入者回線の終端に係るインタフェースについては、(2)欄の表の備考3の規定にかかわらず、10BASE-Tに限り提供します。</p> <p>2 当社は、グレード2について、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="582 958 1252 1115"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>最低伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>1 Mbit/s</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>10Mbit/s</td> </tr> </tbody> </table>		品目	最低伝送速度	10Mb/s	1 Mbit/s	100Mb/s	10Mbit/s
グレード2	加入者回線に係る区間が通常状態にある場合に、最低伝送速度（加入者回線に係る区間が通常状態である場合において常に最低限伝送可能な速度をいいます。以下この(3)欄において同じとします。）を確保するものであって、かつ、加入者回線に係る区間に余裕がある場合に、加入者回線に係る区間において、その第7種イーサネット通信サービスの品目に係る符号伝送速度までの通信が可能であるもの										
<p>備考</p> <p>1 当社は、グレード2については、10Mb/s及び100Mb/sの品目に限り提供します。この場合、10Mb/sの品目における加入者回線の終端に係るインタフェースについては、(2)欄の表の備考3の規定にかかわらず、10BASE-Tに限り提供します。</p> <p>2 当社は、グレード2について、次表のとおり、最低伝送速度を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="582 958 1252 1115"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>最低伝送速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>1 Mbit/s</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>10Mbit/s</td> </tr> </tbody> </table>		品目	最低伝送速度	10Mb/s	1 Mbit/s	100Mb/s	10Mbit/s				
品目	最低伝送速度										
10Mb/s	1 Mbit/s										
100Mb/s	10Mbit/s										
(4) 加入者回線に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、加入者回線（グレード1に係るものに限ります。）について、次のとおり、加入者回線に係る区分を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="550 1272 1284 1657"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン2</td> <td>当社が別に定める電気通信サービスを利用して提供するもの (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス（第3種サービスに限ります。）とします。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン2	当社が別に定める電気通信サービスを利用して提供するもの (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス（第3種サービスに限ります。）とします。						
区 分	内 容										
プラン2	当社が別に定める電気通信サービスを利用して提供するもの (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信サービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のLAN型通信網サービス契約約款に規定するLAN型通信網サービス（第3種サービスに限ります。）とします。										
(5) 利用料に係る料金の適用	利用料は、4-2（料金額）に規定する回線使用料を適用します。										
(6) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア 第7種イーサネット通信サービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 第7種契約者は、第48条（その他の提供条件）に規定する最低利用期間内に第7種契約の解除があった場合には、第62条（利用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残</p>										

	<p>余の期間に対応する利用料の回線使用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 第7種契約者は、最低利用期間内に第7種イーサネット通信サービスの品目又は通信又は保守の態様による細目の変更（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合は、その品目等の変更について、変更前の回線使用料の額から変更後の回線使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合において、当社は、第7種イーサネット通信サービスの品目等の変更と同時にその加入者回線に係る終端の場所において、第7種イーサネット通信サービスに係る加入者回線の新設又は第7種契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の加入者回線に係る第7種イーサネット通信サービスの回線使用料を合算して行います。</p> <p>オ イからエまでの規定にかかわらず、料金表別表の2の適用に係る第7種契約者について、最低利用期間内に第7種契約の解除又は品目の変更等があった場合の支払いを要する額の適用については、料金表別表の2のキに定めるところによります。</p>						
<p>(7) サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第7種イーサネット通信サービスについて、次のとおり開通遅延期間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、第47条（第7種契約申込の承諾）の規定により第7種イーサネット通信サービスに係る第7種契約の申込みの承諾をした場合において、当社とその第7種イーサネット通信サービスに係る第7種契約者とがその第7種イーサネット通信サービスの提供の開始を合意した日（以下この表の(7)欄において「開通予定日」といいます。）に、第7種契約者の責めによらない理由によりその第7種イーサネット通信サービスの提供を開始できなかった場合に限り、開通予定日から第7種イーサネット通信サービスの提供を開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この表の(7)欄において「開通遅延日数」といいます。）に応じて、その第7種契約に係る料金（以下この表の(11)欄まで「開通遅延返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>イ 開通遅延返還料金額は、その第7種イーサネット通信サービスの提供を開始した日における、4-2（料金額）に規定する料金額（その第7種イーサネット通信サービスに係る回線使用料（この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合又は料金表別表の2の適用による場合は、適用した後の額とします。）に限ります。）の合計額（以下この表の(7)欄において「開通遅延返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="550 1736 1284 1960"> <thead> <tr> <th>開通遅延日数</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2日以上15日未満</td> <td>開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率</td> </tr> </tbody> </table>	開通遅延日数	料金返還率	1日	10%	2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率
開通遅延日数	料金返還率						
1日	10%						
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率						

15日	25%
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率
28日以上	50%

ウ イの場合において、返還する開通遅延返還料金額は、次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額（以下この表の(7)欄まで「開通遅延返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(ア) (イ)以外の場合

その第7種イーサネット通信サービスの提供を開始した日を含む料金月に係る料金額（開通遅延返還基準額に係るもの（料金表通則3、4及び6に規定する場合は料金表通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の合計額（第62条（利用料の支払い義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計額を減じた額とします。）

(イ) 料金月の初日以外の日にその第7種イーサネット通信サービスの提供を開始した場合

その第7種イーサネット通信サービスの提供を開始した日を含む料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額

エ この表の(7)欄に規定する料金の返還とこの表の(8)欄から(11)欄までの規定による料金の返還を同時に行う場合の開通遅延返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。

(8) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

当社は、第7種イーサネット通信サービスについて、次のとおり故障回復時間に係る料金の適用を行います。

ア 当社は、第7種契約者に第7種イーサネット通信サービスを提供する場合において、第7種契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、その第7種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態（その第7種契約に係る電気通信設備による通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表の(8)欄において同じとします。）が別記1に係る区間において生じたときであって、その第7種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態であることを当社が知った時刻（第70条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定により、その第7種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、1時間以上その状態が連続したときに限り、その第7種契約に係る料金（以下この表の(11)欄まで「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、第53条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が第7種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第7種契約者に通知したときは、この限りでありません。この場合において、その第7種契約に係る料金について

は、第62条（料金の支払義務）第2項第3号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限り。）を適用します。

イ アの規定により故障回復時間返還料金額を返還する場合は、当社は、第62条第2項第3号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限り。）は適用しません。

ただし、エに掲げる料金額以外のその第7種イーサネット通信サービスに係る料金額については、第62条第2項第3号の規定（表の1欄又は3欄に係るものに限り。）を適用します。

ウ アに規定するほか、当社の故意又は重大な過失によりその第7種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態（その状態が連続した時間が1時間未満となるものに限り。）が生じたときは、当社は、第62条第2項第3号の規定（表の2欄に係るものに限り。）を適用します。

エ 当社は、その第7種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した時点における、4-2（料金額）に規定する料金額（その第7種イーサネット通信サービスに係る回線使用料（この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合又は料金表別表の2の適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この表の(8)欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）を元に故障回復時間返還料金額を算出します。

オ アの場合において、その第7種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合における故障回復時間返還料金額は、故障回復時間返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上72時間未満	50%
72時間以上	100%

カ オの場合において、返還する故障回復時間返還料金額は、次の(ア)又は(イ)の規定により算出する料金額（以下この表の(11)欄まで「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として適用します。

(ア) (イ)以外の場合

その料金月に係る料金額（故障回復時間返還基準額に係るもの（料金表通則3、4及び6に規定する場合は生じたときは料金表通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。）の合計額（第62条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計額を減じた額とします。）

(イ) その料金月が第7種イーサネット通信サービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその第

	<p>7種イーサネット通信サービスの提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法により算出した料金額の合計額</p> <p>キ アの場合において、その第7種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月(カのイ)に規定する場合は、その規定に係る2の料金月とします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合においては、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>ク この表の(8)欄に規定する料金の返還とこの表の(7)欄の規定と(9)欄から(11)欄までの規定による料金の返還を同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p>		
<p>(9) サービス品質(遅延時間)に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第7種イーサネット通信サービスについて、次のとおり遅延時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全ての提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間(その1の提供区間の一端から送信されたIPパケットのその提供区間の往復に要する時間(そのイーサネット通信サービスを全く利用できない状態が生じた場合の時間を除きます。)をいいます。)の料金月単位での平均時間が、35ミ秒を超えた場合は、その料金月における第7種イーサネット通信サービスの回線使用料(この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合及び料金表通則3、4、5及び6の規定による場合(料金表通則3、4及び6に規定する場合は生じたときに限ります。)又は料金表別表の2の適用による場合は、適用した後の額(第62条第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計額を減じた額とします。以下この表の(11)欄まで「遅延時間返還基準額」といいます。)とします。)に10%を乗じて得た額(以下この表の(11)欄まで「遅延時間返還料金額」といいます。)をその第7種イーサネット通信契約者に返還します。</p> <p>ただし、その第7種イーサネット通信サービスについて、その1の料金月において、連続して利用中止、利用停止又は接続休止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この表の(9)欄に規定する料金の返還とこの表の(7)欄、(8)欄、(10)欄又は(11)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の遅延時間返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p>		
<p>(10) サービス品質(全体累積故障時間)に係る料金の適用</p>	<p>当社は、第7種イーサネット通信サービスについて、次のとおり全体累積故障時間に係る料金の適用を行います。</p> <p>ア 当社は、次の(ア)及び(イ)の全ての提供区間において、次表に規定する全体稼働率が99.99%を下回った場合に限り、第7種契約に係る料金(以下この表の(11)欄まで「全体累積故障時間返還料金額」といいます。)を返還します。</p> <table border="1" data-bbox="552 1906 1283 1955"> <tr> <td data-bbox="552 1906 746 1955">区 分</td> <td data-bbox="746 1906 1283 1955">全 体 稼 働 率</td> </tr> </table>	区 分	全 体 稼 働 率
区 分	全 体 稼 働 率		

イーサネット通信サービスに係るもの	<p>全体累積稼働時間（その料金月における日数に24を乗じて得た時間にイーサネット通信サービスの回線数（その料金月における当社が別に定める回線数とします。）を乗じて得た値をいいます。以下この(10)欄において同じとします。）から、イーサネット通信サービス契約者の責めによらない理由によりイーサネット通信サービスを利用することができなかった時間（そのことを当社が知った時刻（第70条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定により、イーサネット通信サービス契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、その状態が連続した時間をいいます。ただし、第53条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社がイーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめそのイーサネット通信サービス契約者に通知したとき、又は第55条（接続休止）の規定により接続休止したときは、その時間を除きます。）を1の料金月ごとに合算して得た値を減じて得た値を、全体累積稼働時間で除して得た割合</p>
-------------------	--

(ア) 別記1に係る区間

(イ) 他社接続契約者回線（当社が別に定めるものに限ります。）に係る区間（その他社接続契約者回線について、別記3の(2)に掲げる協定事業者の契約約款及び料金表に規定する回線終端装置（それに相当するもの（当社が別に定めるものに限ります。）を含みます。以下この表の(10)欄において同じとします。）が提供されている場合は、その回線終端装置に係る区間を含みます。）

イ 全体累積故障時間返還料金額は、アの状態が生じた料金月における、4-2（料金額）に規定する料金額（その第7種イーサネット通信サービスに係る回線使用料（この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合又は料金表別表の2の適用による場合は、適用した後の額とし、料金表通則3、4及び6に規定する場合が生じたときは通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第62条（利用料の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計を減じた額とします。以下この表の(11)欄まで「全体累積故障時間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

全体稼働率	料金返還率
99.8%以上99.99%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%

95.0%以上98.0%未満	10%
90.0%以上95.0%未満	20%
90.0%未満	100%

ウ この表の(10)欄に規定する料金の返還とこの表の(7)欄から(9)欄まで又は(11)欄の規定による料金の返還を同時に行う場合の全体累積故障時間返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。

(注1) この欄のアの(イ)に規定する当社が別に定める他社接続契約者回線は、他社接続契約者回線に係る協定事業者が株式会社ケイ・オブティコムとなるもの（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速イーサネット専用サービスを利用するものに限り、）とします。

(注2) この欄のアの(イ)に規定する当社が別に定める回線終端装置に相当するものは、技術基準等で定められた電気的条件及び光学的条件に適合するものとします。

(11) サービス品質
（回線累積故障
時間）に係る料
金の適用

当社は、第7種イーサネット通信サービスについて、次のとおり回線累積故障時間に係る料金の適用を行います。

ア 当社は、第7種契約者に第7種イーサネット通信サービスを提供する場合において、第7種契約者の責めによらない理由によりその提供をしなかったときは、その第7種イーサネット通信サービスを全く利用できない状態が別記1に係る区間において生じたときであって、回線稼働率（その第7種イーサネット通信サービスを利用することができなかつた時間（そのことを当社が知った時刻（第70条（イーサネット通信サービス契約者の切分責任）の規定により、その第7種契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して、その状態が連続した時間をいいます。以下この表の(11)欄において同じとします。）を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間（その第7種イーサネット通信サービスを利用することができなかつた時間を含みます。以下この表の(11)欄において同じとします。）から減じて得た時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下この表の(11)欄において同じとします。）が99.9%を下回った場合に限り、その第7種契約に係る料金（以下この表の(11)欄において「回線累積故障時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、第53条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が第7種イーサネット通信サービスの利用の中止をあらかじめその第7種契約者に通知したときは、この限りではありません。

イ 回線累積故障時間返還料金額は、アの状態が生じた料金月における、4-2（料金額）に規定する料金額（その第7種イーサネット通信サービスに係る回線使用料（この表の(1)欄から(5)欄までの適用による場合又は料金表別表の2の適用による場合は、適用した後の額とし、料金表通則3、4及び6に規定するが生じたときは通則3、4、5及び6の規定に基づき算出した額とします。）に限ります。）の額（第62条（利用料の支払義務）第2項第3号の規定により支払いを要しないこととなる料金額の合計を減じた額とします。以下この表の(1)欄において「回線累積故障時間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

回線稼働率	料金返還率
99.8%以上99.9%未満	1%
98.0%以上99.8%未満	3%
95.0%以上98.0%未満	5%
90.0%以上95.0%未満	10%
90.0%未満	20%

ウ この表の(7)欄から(1)欄までの規定による料金の返還のうちいずれか2以上を同時に1の料金月に適用する場合は、当社は、開通遅延返還料金額、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額、全体累積故障時間返還料金額及び回線累積故障時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その合計額が開通遅延返還上限額、故障回復時間返還上限額、遅延時間返還基準額、全体累積故障時間返還基準額又は回線累積故障時間返還基準額を比較して、最も高額となる額（以下この表の(1)欄において「返還上限額」といいます。）を超える場合は、当社は、返還上限額を返還します。

4-2 料金額

4-2-1 利用料

(1) 回線使用料

ア グレード1のもの

プラン2のもの

1の契約ごとに月額

品	目	料金額
イーサネットアクセスのもの	0.5Mb/s	60,000円（64,800円）
	1 Mb/s	80,000円（86,400円）
	2 Mb/s	120,000円（129,600円）
	3 Mb/s	140,000円（151,200円）
	4 Mb/s	160,000円（172,800円）
	5 Mb/s	180,000円（194,400円）
	6 Mb/s	196,000円（211,680円）

7 Mb/s	212,000円 (228,960円)
8 Mb/s	228,000円 (246,240円)
9 Mb/s	244,000円 (263,520円)
10Mb/s	260,000円 (280,800円)
20Mb/s	315,000円 (340,200円)
30Mb/s	370,000円 (399,600円)
40Mb/s	425,000円 (459,000円)
50Mb/s	480,000円 (518,400円)
60Mb/s	524,000円 (565,920円)
70Mb/s	568,000円 (613,440円)
80Mb/s	612,000円 (660,960円)
90Mb/s	656,000円 (708,480円)
100Mb/s	700,000円 (756,000円)

イ グレード2のもの

1の契約ごとに月額

品	目	料金額
イーサネットアクセスのもの	10Mb/s	90,000円 (97,200円)
	100Mb/s	300,000円 (324,000円)

4-3 付加機能使用料

(1) 優先制御機能

1の加入者回線ごとに月額

区 分	料金額
フレームを、フレームごとにあらかじめ指定した優先順位にしたがって、加入者回線の終端の方向に転送する機能	第7種契約の品目が10Mb/sまでのとき 15,000円 (16,200円)
	第7種契約の品目が20Mb/sのとき 20,000円 (21,600円)
	第7種契約の品目が30Mb/sのとき 30,000円 (32,400円)
	第7種契約の品目が40Mb/sのとき 40,000円 (43,200円)
	第7種契約の品目が50Mb/sのとき 50,000円 (54,000円)
	第7種契約の品目が60Mb/sのとき 60,000円 (64,800円)
	第7種契約の品目が70Mb/sのとき 70,000円 (75,600円)

	第7種契約の品目が80Mb/sのとき	80,000円 (86,400円)
	第7種契約の品目が90Mb/sのとき	90,000円 (97,200円)
	第7種契約の品目が100Mb/sのとき	100,000円 (108,000円)
備考		
<p>1 当社は、第7種契約者（グレード1に係る者に限り、この機能を提供します。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社は、この機能について、優先段階を4段階とし、かつ、段階ごとの優先比率を絶対優先：9：2：1とする方式に限り提供します。</p> <p>3 この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に指定するところにより、</p>		

(2) V o I P 接続機能

1の加入者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
当社のI P 通信網サービス（シェアードI P - P B X サービスに係るものに限り、）とV P Nグループとの間の通信を可能とする機能	—
備考 この機能は、V P Nグループの代表者の指定する加入者回線に提供します。	

(3) 故障通知機能

1の通信グループごとに

区 分	料 金 額
通信グループに属する契約者回線等（当社が別に定めるものに限り、）について、故障が検知された場合、予め指定した通知先に通知することができるようにする機能 (注) 本欄に規定する当社が別に定める契約者回線等は料金表第1表（料金）に規定するS T Mアクセスに係るもの及びタイプ3に係るものとし、	—
備考	
<p>1 当社は、第7種契約者（通信グループ代表者となる者に限り、以下この(3)において同じとします。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能の申し込みにあたっては、故障通知対象となるその通信グループに属する契約者回線等（以下この(3)において「対象回線」といいます。）をあらかじめ指定していただきます。</p> <p>3 第7種契約者は、対象回線に係る故障を当社が検知した場合、当社が第7種契約者の指定する通知先に通知することについて、対象回線に係る全ての契約者の同意を事前に得ていただきます。</p> <p>4 第7種契約者は、故障通知機能の提供を受けるために必要となる情報の適正な管理及び現行化に努めていただきます。</p>	

- 5 当社は、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 6 1から5までに規定するほか、この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(4) VPNグループ多重接続機能

1の契約者回線等につき多重通信を行う1のVPNグループごとに月額

区 分	料 金 額
1の契約者回線等について、複数のVPNグループ（所属VPNグループを除きます。）と多重通信を行うことができるようにする機能	7,000円 (7,560円)

備考

- 1 当社は、第7種契約者（グレード1に係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。
- 2 1の契約者回線等について多重通信を行うことができるVPNグループの数は、20までとします。
ただし、この機能を利用する第7種契約者から20を超える利用の申出があった場合において、VPNグループ多重接続機能を提供するために必要な当社の電気通信設備に余裕があり、当社がその利用の申出を承諾したときは、この限りではありません。
- 3 この機能を利用する第7種契約者は、通信相手先のVPNグループを指定することとします。この場合、第7種契約者は、指定した通信相手先のVPNグループに係る代表者の同意を得るものとします。
- 4 3の場合において、その指定が新たにVPNグループ（この機能の利用に係る契約者回線等から構成されるものに限ります。）を設けるものであるときは、そのVPNグループの代表者を定めて契約事務を行うイーサネット通信サービス取扱所に届け出ていただきます。代表者を変更したときも同様とします。
- 5 この機能を利用する第7種契約者に係る所属VPNグループは、その1の契約者回線等のみから構成されるものとします。
- 6 この機能を利用する第7種契約者は、(2)に規定するVoIP接続機能に係る通信又はこの機能を利用する契約者回線等と当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行う場合、多重通信に係るVPNグループを介して行うものとします。
- (注) この備考6に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、Universal Oneサービス契約約款（第7編）に規定するGroup-Etherサービスとします。

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 <table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td></tr></tbody></table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金
種 別	内 容				
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金				
(2) 手続きに関する料金の減額適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金を減額して適用することがあります。				

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1 のイーサネット通信サービス契約ごとに	800円（864円）

第2表 工事に関する費用（工事費）（附帯サービスの工事費を除きます。）

1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の算定	イーサネット通信サービスに係る工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費、アクセス回線工事費、付加機能に関する工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。								
(2) ネットワーク工事費、アクセス回線工事費及び付加機能に関する工事費	ネットワーク工事費、アクセス回線工事費及び付加機能に関する工事費は、次の場合に適用します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア ネットワーク工事費</td> <td>交換機等に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ アクセス回線工事費</td> <td>加入者回線又は構内インタフェースケーブルに関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 付加機能に関する工事費</td> <td>付加機能に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適 用	ア ネットワーク工事費	交換機等に関する工事を要する場合に適用します。	イ アクセス回線工事費	加入者回線又は構内インタフェースケーブルに関する工事を要する場合に適用します。	ウ 付加機能に関する工事費	付加機能に関する工事を要する場合に適用します。
	区 分	適 用							
	ア ネットワーク工事費	交換機等に関する工事を要する場合に適用します。							
イ アクセス回線工事費	加入者回線又は構内インタフェースケーブルに関する工事を要する場合に適用します。								
ウ 付加機能に関する工事費	付加機能に関する工事を要する場合に適用します。								
(3) 割増工事費の適用	<p>当社は、イーサネット通信サービス契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）</td> <td>その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額				
工事を施工する時間帯	割増工事費の額								
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額								
(4) 種類等の変更又は回線収容部若しくは他社接続契約者回線の接続の変更等の工事費の適用	<p>ア 種類、区別、品目又は通信又は保守の態様による細目の変更の場合の工事費は、変更後の種類、区別、品目又は通信又は保守の態様による細目に対応する設備に関する工事に適用し、回線収容部又は他社接続契約者回線の接続の変更の場合の工事費は、変更後の回線収容部又は他社接続契約者回線の接続に関する工事に適用します。</p> <p>イ 移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。</p>								
(5) 開通サポート工事費の適用	当社は、本表(2)欄から(4)欄までの工事費を要する工事と異なる工事であって、当社とイーサネット通信サービス契約者が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。								
(6) 工事費の減額	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等								

適用

を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

2-1 契約者回線の設置、加入者回線の設置若しくは移転、種類の変更、区別の変更、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更、回線収容部の変更、接続契約者回線等との接続、他社接続契約者回線の接続の変更、VPNグループの新設、所属VPNグループの変更、付加機能の利用開始、付加機能の利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) ネットワーク 工事費	ア イ以外の場合	1の契約ごとに 11,000円 (11,880円)
	イ 利用の開始、種類 等の変更又は回線収 容部の変更に関する 工事の場合	1の契約ごとに 20,000円 (21,600円)
(2) アクセス回線 工事費	1の契約者回線又は加 入者回線ごとに	別に算定す る実費
(3) 付加機能に関 する工事費	サブネットグループ設 定機能	1の契約者回線ごとに 2,000円 (2,160円)
	優先制御機能	1の契約者回線等ご とに 5,000円 (5,400円)
	VPNグループ多重接 続機能	1の契約者回線等につ き多重通信を行う1の VPNグループごとに 2,000円 (2,160円)
(4) 開通サポート工事費	1の工事ごとに	別に算定す る実費

2-2 利用の一時中断に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) 利用の一時中 断の工事	ア ネットワーク工事 費	1の契約ごとに 2,000円 (2,160円)
	イ 付加機能（VPN グループ多重接続機 能を除きます。）に関 する工事費	1の契約者回線等ご とに 2,000円 (2,160円)
(2) 再利用の工事		2-1の工 事費と同額

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円 (432円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代 (消費税相当額を含みます。) 及び郵送料 (実費) が必要な場合があります。

第2 端末機器使用料

1 適用

区 分	内 容										
(1) 端末機器の種別等に係る料金の適用	<p>当社は、端末機器使用料を適用するにあたって、次表のとおり端末機器の種別等を定めます。</p> <p>ア 端末機器の種別</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">STM型</td> <td>インタフェース変換機能を有する装置であって、イーサネット通信サービスと接続する他社接続契約者回線の品目が128kb/sである場合に利用できるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 端末機器の種類</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">I 型</td> <td>他社接続契約者回線の終端に係るインタフェースがメタリックケーブルのもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">I-2 型</td> <td>他社接続契約者回線の終端に係るインタフェースがメタリックケーブルのものであって、優先制御機能に対応しているもの</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	STM型	インタフェース変換機能を有する装置であって、イーサネット通信サービスと接続する他社接続契約者回線の品目が128kb/sである場合に利用できるもの	種 類	内 容	I 型	他社接続契約者回線の終端に係るインタフェースがメタリックケーブルのもの	I-2 型	他社接続契約者回線の終端に係るインタフェースがメタリックケーブルのものであって、優先制御機能に対応しているもの
種 別	内 容										
STM型	インタフェース変換機能を有する装置であって、イーサネット通信サービスと接続する他社接続契約者回線の品目が128kb/sである場合に利用できるもの										
種 類	内 容										
I 型	他社接続契約者回線の終端に係るインタフェースがメタリックケーブルのもの										
I-2 型	他社接続契約者回線の終端に係るインタフェースがメタリックケーブルのものであって、優先制御機能に対応しているもの										
(2) 端末機器の保守の区別に係る料金の適用	<p>当社は、端末機器使用料を適用するにあたって、次表のとおり端末機器の保守の区別を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">保守タイプ1</td> <td>その端末機器の修理の請求を受け付けた場合、イーサネット通信サービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。）に関わらずその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保守タイプ2</td> <td>その端末機器（保守タイプ1となるものに限ります。）の修理が必要となった際に、速やかに復旧が可能となるように、その端末機器の設定等が同一のものを予め準備するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社は、保守タイプ2に係る端末機器については、保守タイプ1に係る端末機器を利用するイーサネット通信サービス契約者に限り提供します。この場合において、保守タイプ2に係る端末機器と保守タイプ1に係る端末機器は同一のものとします。これを変更した場合も同様とします。料金額については、保守タイプに係わらず同一とします。</p>	区 別	内 容	保守タイプ1	その端末機器の修理の請求を受け付けた場合、イーサネット通信サービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。）に関わらずその修理又は復旧を行うもの	保守タイプ2	その端末機器（保守タイプ1となるものに限ります。）の修理が必要となった際に、速やかに復旧が可能となるように、その端末機器の設定等が同一のものを予め準備するもの				
区 別	内 容										
保守タイプ1	その端末機器の修理の請求を受け付けた場合、イーサネット通信サービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。）に関わらずその修理又は復旧を行うもの										
保守タイプ2	その端末機器（保守タイプ1となるものに限ります。）の修理が必要となった際に、速やかに復旧が可能となるように、その端末機器の設定等が同一のものを予め準備するもの										

(3) 最低利用期間内に端末機器の提供の廃止のあった場合の適用	<p>ア 端末機器には、最低利用期間があります。</p> <p>イ イーサネット通信サービス契約者は、最低利用期間内に端末機器の提供の廃止があった場合は、残余の期間に対応する端末機器使用料に対応する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ イーサネット通信サービス契約者から端末機器の変更の申出があった場合は、変更前の端末機器使用料の額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の端末機器使用料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合、最低利用期間について、その期間を起算する日は、変更前の端末機器の提供を開始した日とします。</p>
(4) 端末機器使用料の適用	端末機器使用料は、料金表通則の規定に準じて取扱います。

2 端末機器使用料

月額

区 分		単 位	料 金 額
S T M型	I 型	1 台ごとに	4,000円 (4,320円)
	I - 2 型	1 台ごとに	5,000円 (5,400円)

3 端末機器工事費

区 分	単 位	工 事 費 の 額
端末機器工事費	1 の工事ごとに	別に算定する実費

第3 回線制御装置使用料

1 適用

区 分	内 容																						
(1) 回線制御装置の使用に係る基本料の適用	<p>回線制御装置を使用して構築する1の広域網につき、回線制御装置の使用に係る基本料（以下この第3表において「基本料」といいます。）の支払いを要します。</p> <p>ただし、基本料は、別記15に定める広域網の代表者に限り適用します。</p>																						
(2) 回線制御装置の態様による細目に係る料金の適用	<p>当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の態様による細目を定めます。</p> <p>(ア) 基本装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 型</td> <td>WAN側インタフェースが10BASE-T対応のもの</td> </tr> <tr> <td>I-2型</td> <td>基本装置の本体がI型と同等のものであって、基本装置の構成がI型とは異なるもの</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を1回線収容できるもの</td> </tr> <tr> <td>II-2型</td> <td>基本装置の本体がII型と同等のものであって、基本装置の構成がII型とは異なるもの</td> </tr> <tr> <td>III型</td> <td>WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を2回線までを上限に収容できるもの</td> </tr> <tr> <td>IV型</td> <td>WAN側インタフェースをGBIC対応させることができるもの</td> </tr> <tr> <td>CEI型</td> <td>WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を1回線収容できるものでモジュールが追加できないもの</td> </tr> <tr> <td>CEI-2型</td> <td>基本装置の本体がCEI型と同等のものであって、基本装置の構成がCEI型とは異なるもの</td> </tr> <tr> <td>CEII型</td> <td>WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を3回線までを上限に収容できるもの</td> </tr> <tr> <td>CEII-2型</td> <td>基本装置の本体がCEII型と同等のものであって、基本装置の構成がCEII型とは異なるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	I 型	WAN側インタフェースが10BASE-T対応のもの	I-2型	基本装置の本体がI型と同等のものであって、基本装置の構成がI型とは異なるもの	II型	WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を1回線収容できるもの	II-2型	基本装置の本体がII型と同等のものであって、基本装置の構成がII型とは異なるもの	III型	WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を2回線までを上限に収容できるもの	IV型	WAN側インタフェースをGBIC対応させることができるもの	CEI型	WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を1回線収容できるものでモジュールが追加できないもの	CEI-2型	基本装置の本体がCEI型と同等のものであって、基本装置の構成がCEI型とは異なるもの	CEII型	WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を3回線までを上限に収容できるもの	CEII-2型	基本装置の本体がCEII型と同等のものであって、基本装置の構成がCEII型とは異なるもの
区 分	内 容																						
I 型	WAN側インタフェースが10BASE-T対応のもの																						
I-2型	基本装置の本体がI型と同等のものであって、基本装置の構成がI型とは異なるもの																						
II型	WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を1回線収容できるもの																						
II-2型	基本装置の本体がII型と同等のものであって、基本装置の構成がII型とは異なるもの																						
III型	WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を2回線までを上限に収容できるもの																						
IV型	WAN側インタフェースをGBIC対応させることができるもの																						
CEI型	WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を1回線収容できるものでモジュールが追加できないもの																						
CEI-2型	基本装置の本体がCEI型と同等のものであって、基本装置の構成がCEI型とは異なるもの																						
CEII型	WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を3回線までを上限に収容できるもの																						
CEII-2型	基本装置の本体がCEII型と同等のものであって、基本装置の構成がCEII型とは異なるもの																						

CEⅢ型	WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を3回線までを上限に収容できるもので組み合わせることができるその他の装置等がCEⅡ型とは異なるもの
CEⅣ型	WAN側インタフェースがギガビット・イーサネット対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を3回線までを上限に収容できるもの
CEⅣ-2型	基本装置の本体がCEⅣ型と同等のものであって、基本装置の構成がCEⅣ型とは異なるもの
CEⅤ型	WAN側インタフェースがギガビット・イーサネット及びOC3対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を3回線までを上限に収容できるもの
CEⅦ型	WAN側インタフェースがギガビット・イーサネット及びOC3対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を7回線までを上限に収容できるもの
CEⅦ-2型	基本装置の本体がCEⅦ型と同等のものであって、基本装置の構成がCEⅦ型とは異なるもの
N-Ⅱ型	WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のもの
N-Ⅲ型	WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、当社が別に定める電気通信回線を1回線収容できるもので組み合わせることができるその他の装置等がⅡ型とは異なるもの
S-I型	WAN側インタフェースが100BASE-TX対応のものであって、N-Ⅱ型以外のもの

(イ) その他の装置等

区 分	内 容
A型インタフェース変換装置	基本装置と当社が別に定める電気通信回線に係る回線接続装置等（回線接続装置（当社が提供するもの以外のものを含まず。）又は回線終端装置（当社が提供するもの以外のものを含まず。）をいいます。以下この(イ)において同じとします。）との間のインタフェース変換装置であって、その当社が別に定める電気通信回線に係る品目等が64kb/s又は128kb/sである場合に利用できるもの

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="555 264 687 488">B型インタフェース変換装置</td> <td data-bbox="687 264 1281 488">基本装置と当社が別に定める電気通信回線に係る回線接続装置等との間のインタフェース変換装置であって、その当社が別に定める電気通信回線に係る品目等が192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1 Mb/s、又は1.5Mb/sである場合に利用できるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 488 687 678">C型インタフェース変換装置</td> <td data-bbox="687 488 1281 678">基本装置と当社が別に定める電気通信回線に係る回線接続装置等との間のインタフェース変換装置であって、その当社が別に定める電気通信回線に係る品目等が3 Mb/s、4.5Mb/s又は6 Mb/sである場合に利用できるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 678 687 763">モデム</td> <td data-bbox="687 678 1281 763">基本装置と回線制御装置遠隔監視に係る電気通信回線とを相互に接続する変復調装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 763 687 954">コネクタケーブル</td> <td data-bbox="687 763 1281 954">基本装置とその他の装置等(コネクタケーブルを除きます。)、構内インタフェースケーブル、インタフェースケーブル、構内設備又は端末設備(契約者が指定するインタフェース変換装置等を含みます。)を相互に接続するケーブル</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="555 954 1281 1128">備考 イーサネット通信サービス契約者は、回線制御装置の利用の態様に応じて、基本装置とその他の装置等を当社が別に定めるところにより組み合わせて利用していただきます。</td> </tr> </table>	B型インタフェース変換装置	基本装置と当社が別に定める電気通信回線に係る回線接続装置等との間のインタフェース変換装置であって、その当社が別に定める電気通信回線に係る品目等が192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1 Mb/s、又は1.5Mb/sである場合に利用できるもの	C型インタフェース変換装置	基本装置と当社が別に定める電気通信回線に係る回線接続装置等との間のインタフェース変換装置であって、その当社が別に定める電気通信回線に係る品目等が3 Mb/s、4.5Mb/s又は6 Mb/sである場合に利用できるもの	モデム	基本装置と回線制御装置遠隔監視に係る電気通信回線とを相互に接続する変復調装置	コネクタケーブル	基本装置とその他の装置等(コネクタケーブルを除きます。)、構内インタフェースケーブル、インタフェースケーブル、構内設備又は端末設備(契約者が指定するインタフェース変換装置等を含みます。)を相互に接続するケーブル	備考 イーサネット通信サービス契約者は、回線制御装置の利用の態様に応じて、基本装置とその他の装置等を当社が別に定めるところにより組み合わせて利用していただきます。	
B型インタフェース変換装置	基本装置と当社が別に定める電気通信回線に係る回線接続装置等との間のインタフェース変換装置であって、その当社が別に定める電気通信回線に係る品目等が192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1 Mb/s、又は1.5Mb/sである場合に利用できるもの										
C型インタフェース変換装置	基本装置と当社が別に定める電気通信回線に係る回線接続装置等との間のインタフェース変換装置であって、その当社が別に定める電気通信回線に係る品目等が3 Mb/s、4.5Mb/s又は6 Mb/sである場合に利用できるもの										
モデム	基本装置と回線制御装置遠隔監視に係る電気通信回線とを相互に接続する変復調装置										
コネクタケーブル	基本装置とその他の装置等(コネクタケーブルを除きます。)、構内インタフェースケーブル、インタフェースケーブル、構内設備又は端末設備(契約者が指定するインタフェース変換装置等を含みます。)を相互に接続するケーブル										
備考 イーサネット通信サービス契約者は、回線制御装置の利用の態様に応じて、基本装置とその他の装置等を当社が別に定めるところにより組み合わせて利用していただきます。											
(3) 回線制御装置の保守の区別に係る料金の適用	<p>当社は、回線制御装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり回線制御装置の保守の区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 1211 687 1261">区 別</th> <th data-bbox="687 1211 1281 1261">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 1261 687 1659">保守タイプ1</td> <td data-bbox="687 1261 1281 1659">その回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合、イーサネット通信サービス取扱所の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。))を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。)に関わらずその修理又は復旧を行うものであって、回線制御装置遠隔監視(当社が別に定める方法により当社の提供する回線制御装置単位で監視を行うもの)に限りません。)を行うもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 1659 687 1850">保守タイプ2</td> <td data-bbox="687 1659 1281 1850">その回線制御装置(保守タイプ1となるものに限りません。)の修理が必要となった際に、速やかに復旧が可能となるように、その回線制御装置の構成及び設定等が同一のものを予め準備するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="555 1850 1281 1962">備考 1 当社は、I-2型、II-2型、CEI-2型、CEII-2型、CEIV-2型及びCEVII-2型については、</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	保守タイプ1	その回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合、イーサネット通信サービス取扱所の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。))を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。)に関わらずその修理又は復旧を行うものであって、回線制御装置遠隔監視(当社が別に定める方法により当社の提供する回線制御装置単位で監視を行うもの)に限りません。)を行うもの	保守タイプ2	その回線制御装置(保守タイプ1となるものに限りません。)の修理が必要となった際に、速やかに復旧が可能となるように、その回線制御装置の構成及び設定等が同一のものを予め準備するもの	備考 1 当社は、I-2型、II-2型、CEI-2型、CEII-2型、CEIV-2型及びCEVII-2型については、			
区 別	内 容										
保守タイプ1	その回線制御装置の修理の請求を受け付けた場合、イーサネット通信サービス取扱所の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。))を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。)に関わらずその修理又は復旧を行うものであって、回線制御装置遠隔監視(当社が別に定める方法により当社の提供する回線制御装置単位で監視を行うもの)に限りません。)を行うもの										
保守タイプ2	その回線制御装置(保守タイプ1となるものに限りません。)の修理が必要となった際に、速やかに復旧が可能となるように、その回線制御装置の構成及び設定等が同一のものを予め準備するもの										
備考 1 当社は、I-2型、II-2型、CEI-2型、CEII-2型、CEIV-2型及びCEVII-2型については、											

	<p>保守タイプ1に限り提供します。</p> <p>2 当社は、回線制御装置の保守の区別が、その回線制御装置を構成する基本装置及びその他の装置等において全て同一である場合に限り、回線制御装置を提供します。</p> <p>3 当社は、保守タイプ2に係る回線制御装置については、保守タイプ1に係る回線制御装置を利用する契約者に限り提供します。この場合において、保守タイプ2に係る回線制御装置と保守タイプ1に係る回線制御装置を構成する基本装置及びその他の装置は全て同一のものとします。これを変更した場合も同様とします。</p>
(4) 最低利用期間内に回線制御装置の提供の廃止等があった場合の適用	<p>ア 回線制御装置には、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に回線制御装置の提供の廃止があった場合は、残余の期間に対応する回線制御装置使用料に対応する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ イーサネット通信サービス契約者から回線制御装置の変更の申出があった場合は、変更前の回線制御装置使用料の額に残余の期間を乗じて得た額から変更後の回線制御装置使用料の額に残余の期間を乗じて得た額を控除し、残額があるときにはその額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合、最低利用期間について、その期間を起算する日は、変更前の回線制御装置の提供を開始した日とします。</p>
(5) 回線制御装置使用料の適用	回線制御装置使用料は、料金表通則の規定に準じて取扱います。

2 回線制御装置使用料

(1) 基本料

月額

区 分	単 位	料 金 額
基本料	1の広域網ごとに	30,000円 (32,400円)

(2) 基本装置に係るもの

ア I型に係るもの

月額

区 分	単 位	料 金 額	
		保守タイプ1	保守タイプ2
本体	1台ごとに	5,890円 (6,361.2円)	3,600円 (3,888円)
OS	12-K9型 1個ごとに	800円 (864円)	500円 (540円)
メモリ	+16D型 1個ごとに	1,500円 (1,620円)	1,000円 (1,080円)

	8-12F型	1個ごとに	600円 (648円)	400円 (432円)
--	--------	-------	----------------	----------------

イ I-2型に係るもの

月額

区 分		単 位	料 金 額	
本体		1台ごとに	10,000円 (10,800円)	
OS	12-K9型	1個ごとに	800円 (864円)	
メモリ	+16D型	1個ごとに	1,500円 (1,620円)	
	8-12F型	1個ごとに	600円 (648円)	

ウ II型に係るもの

月額

区 分		単 位	料 金 額	
			保守タイプ1	保守タイプ2
本体		1台ごとに	11,100円 (11,988円)	8,000円 (8,640円)
OS	12-CP型	1個ごとに	2,200円 (2,376円)	1,400円 (1,512円)
	12-Q型	1個ごとに	2,200円 (2,376円)	1,400円 (1,512円)
メモリ	+16D型	1個ごとに	4,300円 (4,644円)	2,100円 (2,268円)
	+32D型	1個ごとに	7,600円 (8,208円)	3,900円 (4,212円)
LAN側モジュール	10-1型	1個ごとに	1,400円 (1,512円)	1,000円 (1,080円)
WAN側モジュール	10-1型	1個ごとに	1,400円 (1,512円)	1,000円 (1,080円)
	B-1型	1個ごとに	2,700円 (2,916円)	1,600円 (1,728円)
	T-1型	1個ごとに	5,400円 (5,832円)	3,200円 (3,456円)
	S-1型	1個ごとに	2,200円 (2,376円)	1,300円 (1,404円)
	S-2型	1個ごとに	3,800円 (4,104円)	2,300円 (2,484円)
	S-2AS型	1個ごとに	2,700円 (2,916円)	1,600円 (1,728円)

エ II-2型に係るもの

月額

区 分		単 位	料 金 額
本体		1台ごとに	19,500円 (21,060円)
OS	12-C P型	1個ごとに	2,200円 (2,376円)
	12-Q型	1個ごとに	2,200円 (2,376円)
メモリ	+16D型	1個ごとに	4,300円 (4,644円)
	+32D型	1個ごとに	7,600円 (8,208円)
WAN側モジュール	10-1型	1個ごとに	1,400円 (1,512円)

オ III型に係るもの

月額

区 分		単 位	料 金 額	
			保守タイプ1	保守タイプ2
本体		1台ごとに	18,200円 (19,656円)	12,600円 (13,608円)
OS	12-C P型	1個ごとに	4,300円 (4,644円)	2,300円 (2,484円)
メモリ	+32D型	1個ごとに	5,700円 (6,156円)	3,100円 (3,348円)
	+64D型	1個ごとに	11,100円 (11,988円)	6,100円 (6,588円)
	+96D型	1個ごとに	16,700円 (18,036円)	9,200円 (9,936円)
	+16F型	1個ごとに	3,000円 (3,240円)	1,700円 (1,836円)
	+32F型	1個ごとに	4,400円 (4,752円)	2,400円 (2,592円)
LAN側モジュール	10-1型	1個ごとに	5,600円 (6,048円)	3,300円 (3,564円)
	10-4型	1個ごとに	20,500円 (22,140円)	13,000円 (14,040円)
WAN側モジュール	10-1型	1個ごとに	5,600円 (6,048円)	3,300円 (3,564円)
	10-4型	1個ごとに	20,500円 (22,140円)	13,000円 (14,040円)

B-1型	1個ごとに	2,900円 (3,132円)	1,600円 (1,728円)
T-1型	1個ごとに	5,700円 (6,156円)	3,200円 (3,456円)
T-1C型	1個ごとに	15,300円 (16,524円)	13,100円 (14,148円)
S-1型	1個ごとに	2,300円 (2,484円)	1,300円 (1,404円)
S-2型	1個ごとに	4,000円 (4,320円)	2,300円 (2,484円)
A-1型	1個ごとに	11,300円 (12,204円)	7,200円 (7,776円)

カ IV型に係るもの

月額

区 分		単 位	料 金 額	
			保守タイプ1	保守タイプ2
本体		1台ごとに	18,900円 (20,412円)	13,000円 (14,040円)
OS	EMI型	1個ごとに	8,600円 (9,288円)	8,000円 (8,640円)
WAN側モジュール	SX型	1個ごとに	2,700円 (2,916円)	1,400円 (1,512円)
	LX型	1個ごとに	5,200円 (5,616円)	2,800円 (3,024円)

キ CEI型に係るもの

月額

区 分		単 位	料 金 額	
			保守タイプ1	保守タイプ2
本体		1台ごとに	6,400円 (6,912円)	4,500円 (4,860円)
OS	AES型	1個ごとに	2,500円 (2,700円)	2,000円 (2,160円)

ク CEI-2型に係るもの

月額

区 分	単 位	料 金 額
本体	1台ごとに	10,000円 (10,800円)

OS	AES型	1個ごとに	2,500円 (2,700円)
----	------	-------	-----------------

ケ CEⅡ型に係るもの

月額

区 分		単 位	料 金 額	
			保守タイプ1	保守タイプ2
本体		1台ごとに	10,500円 (11,340円)	7,400円 (7,992円)
OS	SP型	1個ごとに	4,000円 (4,320円)	3,200円 (3,456円)
	ES型	1個ごとに	6,600円 (7,128円)	5,300円 (5,724円)
	AIP型	1個ごとに	9,200円 (9,936円)	7,500円 (8,100円)
拡張ソフトウェア	+SP型	1個ごとに	4,000円 (4,320円)	3,200円 (3,456円)
	SP+ES型	1個ごとに	2,700円 (2,916円)	2,200円 (2,376円)
	SP+AIP型	1個ごとに	5,300円 (5,724円)	4,300円 (4,644円)
初期増設メモリ (DRAM)	128-192D型	1個ごとに	3,300円 (3,564円)	2,700円 (2,916円)
	128-256D型	1個ごとに	6,600円 (7,128円)	5,300円 (5,724円)
	128-384D型	1個ごとに	13,100円 (14,148円)	10,600円 (11,448円)
	256-384D型	1個ごとに	6,600円 (7,128円)	5,300円 (5,724円)
初期増設メモリ (Flash)	32-64F型	1個ごとに	2,000円 (2,160円)	1,700円 (1,836円)
	32-128F型	1個ごとに	3,700円 (3,996円)	3,000円 (3,240円)
	64-128F型	1個ごとに	2,700円 (2,916円)	2,200円 (2,376円)
追加メモリ (DRAM)	+64D型	1個ごとに	3,300円 (3,564円)	2,700円 (2,916円)
	+128D型	1個ごとに	6,600円 (7,128円)	5,300円 (5,724円)

	+256D型	1個ごとに	13,100円 (14,148円)	10,600円 (11,448円)
追加メモリ (Flash)	+32F型	1個ごとに	2,000円 (2,160円)	1,700円 (1,836円)
	+64F型	1個ごとに	2,700円 (2,916円)	2,200円 (2,376円)
	+128F型	1個ごとに	4,600円 (4,968円)	3,700円 (3,996円)
LAN側モジュール	100-4P型	1個ごとに	2,600円 (2,808円)	2,200円 (2,376円)
WAN側モジュール	S-1型	1個ごとに	2,500円 (2,700円)	2,000円 (2,160円)
	S-2型	1個ごとに	4,400円 (4,752円)	3,500円 (3,780円)
	S-2AS型	1個ごとに	3,100円 (3,348円)	2,500円 (2,700円)
	T-1型	1個ごとに	6,300円 (6,804円)	5,000円 (5,400円)
	BRI-1P型	1個ごとに	2,600円 (2,808円)	2,000円 (2,160円)

コ CE II-2型に係るもの

月額

区 分		単 位	料 金 額
本体		1台ごとに	22,300円 (24,084円)
OS	SP型	1個ごとに	4,000円 (4,320円)
	ES型	1個ごとに	6,600円 (7,128円)
	AIP型	1個ごとに	9,200円 (9,936円)
拡張ソフトウェア	+SP型	1個ごとに	4,000円 (4,320円)
	SP+ES型	1個ごとに	2,700円 (2,916円)
	SP+AIP型	1個ごとに	5,300円 (5,724円)
初期増設メモリ (DRAM)	128-192D型	1個ごとに	3,300円 (3,564円)
	128-256D型	1個ごとに	6,600円 (7,128円)

	128-384D型	1個ごとに	13,100円 (14,148円)
	256-384D型	1個ごとに	6,600円 (7,128円)
初期増設メモリ (Flash)	32-64F型	1個ごとに	2,000円 (2,160円)
	32-128F型	1個ごとに	3,700円 (3,996円)
	64-128F型	1個ごとに	2,700円 (2,916円)
追加メモリ (DRAM)	+64D型	1個ごとに	3,300円 (3,564円)
	+128D型	1個ごとに	6,600円 (7,128円)
	+256D型	1個ごとに	13,100円 (14,148円)
追加メモリ (Flash)	+32F型	1個ごとに	2,000円 (2,160円)
	+64F型	1個ごとに	2,700円 (2,916円)
	+128F型	1個ごとに	4,600円 (4,968円)
LAN側モジュール	100-4P型	1個ごとに	2,600円 (2,808円)
WAN側モジュール	S-1型	1個ごとに	2,500円 (2,700円)
	S-2型	1個ごとに	4,400円 (4,752円)
	S-2AS型	1個ごとに	3,100円 (3,348円)
	T-1型	1個ごとに	6,300円 (6,804円)
	BR1-1P型	1個ごとに	2,600円 (2,808円)

サ C E III型に係るもの

月額

区 分	単 位	料 金 額	
		保守タイプ1	保守タイプ2
本体	1台ごとに	20,500円 (22,140円)	14,700円 (15,876円)
OS	SP型	4,700円 (5,076円)	3,900円 (4,212円)
	ES型	10,200円 (11,016円)	8,300円 (8,964円)
	AIP型	12,300円 (13,284円)	10,000円 (10,800円)

拡張ソフトウェア	+ S P 型	1 個ごとに	4,700円 (5,076円)	3,900円 (4,212円)
	S P + E S 型	1 個ごとに	5,100円 (5,508円)	4,200円 (4,536円)
	S P + A I P 型	1 個ごとに	7,300円 (7,884円)	5,900円 (6,372円)
初期増設メモリ (D R A M)	256-512D型	1 個ごとに	14,500円 (15,660円)	11,800円 (12,744円)
	256-768D型	1 個ごとに	25,300円 (27,324円)	20,600円 (22,248円)
初期増設メモリ (F l a s h)	64-128 F 型	1 個ごとに	2,700円 (2,916円)	2,200円 (2,376円)
	64-256 F 型	1 個ごとに	4,700円 (5,076円)	3,900円 (4,212円)
追加メモリ (D R A M)	+256D型	1 個ごとに	14,500円 (15,660円)	11,800円 (12,744円)
	+512D型	1 個ごとに	25,300円 (27,324円)	20,600円 (22,248円)
追加メモリ (F l a s h)	+64 F 型	1 個ごとに	2,700円 (2,916円)	2,200円 (2,376円)
	+128 F 型	1 個ごとに	4,700円 (5,076円)	3,900円 (4,212円)
	+256 F 型	1 個ごとに	6,100円 (6,588円)	4,900円 (5,292円)
L A N 側モジュール	100-4 P 型	1 個ごとに	2,600円 (2,808円)	2,200円 (2,376円)
	100-16 P 型	1 個ごとに	12,500円 (13,500円)	10,200円 (11,016円)
W A N 側モジュール	B R I - 1 P 型	1 個ごとに	2,600円 (2,808円)	2,000円 (2,160円)
	B R I - 4 P 型	1 個ごとに	7,600円 (8,208円)	6,000円 (6,480円)
	B R I - 8 P 型	1 個ごとに	11,100円 (11,988円)	8,800円 (9,504円)
	P R I - 1 P 型	1 個ごとに	21,700円 (23,436円)	17,600円 (19,008円)

P R I - 2 P 型	1 個ごとに	47,700円 (51,516円)	38,800円 (41,904円)
1 A - T 3 型	1 個ごとに	50,100円 (54,108円)	40,700円 (43,956円)
S - 1 型	1 個ごとに	2,500円 (2,700円)	2,000円 (2,160円)
S - 2 型	1 個ごとに	4,400円 (4,752円)	3,500円 (3,780円)
S - 2 A S 型	1 個ごとに	3,100円 (3,348円)	2,500円 (2,700円)
T - 1 型	1 個ごとに	6,300円 (6,804円)	5,000円 (5,400円)

シ C E I V型に係るもの

月額

区 分		単 位	料 金 額	
			保守タイプ 1	保守タイプ 2
本体		1 台ごとに	37,000円 (39,960円)	26,400円 (28,512円)
O S	S P 型	1 個ごとに	4,700円 (5,076円)	3,900円 (4,212円)
	E S 型	1 個ごとに	10,200円 (11,016円)	8,300円 (8,964円)
	A I P 型	1 個ごとに	12,300円 (13,284円)	10,000円 (10,800円)
拡張ソフトウェア	+ S P 型	1 個ごとに	4,700円 (5,076円)	3,900円 (4,212円)
	S P + E S 型	1 個ごとに	5,100円 (5,508円)	4,200円 (4,536円)
	S P + A I P 型	1 個ごとに	7,300円 (7,884円)	5,900円 (6,372円)
初期増設メモリ (D R A M)	256-512D 型	1 個ごとに	16,700円 (18,036円)	13,600円 (14,688円)
	256-768D 型	1 個ごとに	29,200円 (31,536円)	23,700円 (25,596円)
	256-1024D 型	1 個ごとに	41,700円 (45,036円)	33,900円 (36,612円)
初期増設メモリ (F l a s h)	64-128 F 型	1 個ごとに	2,700円 (2,916円)	2,200円 (2,376円)

	64-256F型	1個ごとに	4,700円 (5,076円)	3,900円 (4,212円)
追加メモリ (DRAM)	+256D型	1個ごとに	16,700円 (18,036円)	13,600円 (14,688円)
	+512D型	1個ごとに	29,200円 (31,536円)	23,700円 (25,596円)
追加メモリ (Flash)	+64F型	1個ごとに	2,700円 (2,916円)	2,200円 (2,376円)
	+128F型	1個ごとに	4,700円 (5,076円)	3,900円 (4,212円)
	+256F型	1個ごとに	6,100円 (6,588円)	4,900円 (5,292円)
LAN側モジュール	100-4P型	1個ごとに	2,600円 (2,808円)	2,200円 (2,376円)
	100-16P型	1個ごとに	12,500円 (13,500円)	10,200円 (11,016円)
WAN側モジュール	BR I-1P型	1個ごとに	2,600円 (2,808円)	2,000円 (2,160円)
	BR I-4P型	1個ごとに	7,600円 (8,208円)	6,000円 (6,480円)
	BR I-8P型	1個ごとに	11,100円 (11,988円)	8,800円 (9,504円)
	PR I-1P型	1個ごとに	21,700円 (23,436円)	17,600円 (19,008円)
	PR I-2P型	1個ごとに	35,100円 (37,908円)	28,500円 (30,780円)
	1A-T3型	1個ごとに	47,700円 (51,516円)	38,800円 (41,904円)
	S-1型	1個ごとに	2,500円 (2,700円)	2,000円 (2,160円)
	S-2型	1個ごとに	4,400円 (4,752円)	3,500円 (3,780円)
	S-2AS型	1個ごとに	3,100円 (3,348円)	2,500円 (2,700円)
	T-1型	1個ごとに	6,300円 (6,804円)	5,000円 (5,400円)
	SX型(SFP)	1個ごとに	2,700円 (2,916円)	1,400円 (1,512円)

L X 型 (S F P)	1 個ごとに	5,200円 (5,616円)	2,800円 (3,024円)
G E - 1 P	1 個ごとに	21,400円 (23,112円)	17,400円 (18,792円)
O C 3 - M M (S F P)	1 個ごとに	5,800円 (6,264円)	4,700円 (5,076円)
O C 3 - I R 1 (S F P)	1 個ごとに	7,900円 (8,532円)	6,500円 (7,020円)
O C 3 - L R 1 (S F P)	1 個ごとに	4,700円 (5,076円)	3,800円 (4,104円)

ス C E IV - 2 型に係るもの

月額

区 分		単 位	料 金 額
本体		1 台ごとに	48,800円 (52,704円)
O S	S P 型	1 個ごとに	4,700円 (5,076円)
	E S 型	1 個ごとに	10,200円 (11,016円)
	A I P 型	1 個ごとに	12,300円 (13,284円)
拡張ソフトウェア	+ S P 型	1 個ごとに	4,700円 (5,076円)
	S P + E S 型	1 個ごとに	5,100円 (5,508円)
	S P + A I P 型	1 個ごとに	7,300円 (7,884円)
初期増設メモリ (D R A M)	256-512D 型	1 個ごとに	16,700円 (18,036円)
	256-768D 型	1 個ごとに	29,200円 (31,536円)
	256-1024D 型	1 個ごとに	41,700円 (45,036円)
初期増設メモリ (F l a s h)	64-128F 型	1 個ごとに	2,700円 (2,916円)
	64-256F 型	1 個ごとに	4,700円 (5,076円)
追加メモリ (D R A M)	+256D 型	1 個ごとに	16,700円 (18,036円)
	+512D 型	1 個ごとに	29,200円 (31,536円)
追加メモリ (F l a s h)	+64F 型	1 個ごとに	2,700円 (2,916円)

	+128F型	1個ごとに	4,700円 (5,076円)
	+256F型	1個ごとに	6,100円 (6,588円)
LAN側モジュール	100-4型	1個ごとに	2,600円 (2,808円)
	100-16型	1個ごとに	12,500円 (13,500円)
WAN側モジュール	BRI-1P型	1個ごとに	2,600円 (2,808円)
	BRI-4P型	1個ごとに	7,600円 (8,208円)
	BRI-8P型	1個ごとに	11,100円 (11,988円)
	PRI-1P型	1個ごとに	21,700円 (23,436円)
	PRI-2P型	1個ごとに	35,100円 (37,908円)
	1A-T3型	1個ごとに	47,700円 (51,516円)
	S-1型	1個ごとに	2,500円 (2,700円)
	S-2型	1個ごとに	4,400円 (4,752円)
	S-2AS型	1個ごとに	3,100円 (3,348円)
	T-1型	1個ごとに	6,300円 (6,804円)
	SX型(SFP)	1個ごとに	2,700円 (2,916円)
	LX型(SFP)	1個ごとに	5,200円 (5,616円)
	GE-1P	1個ごとに	21,400円 (23,112円)
	OC3-MM(SFP)	1個ごとに	5,800円 (6,264円)
	OC3-IR1(SFP)	1個ごとに	7,900円 (8,532円)
OC3-LR1(SFP)	1個ごとに	4,700円 (5,076円)	

セ CEV型に係るもの

月額

区 分	単 位	料 金 額	
		保守タイプ1	保守タイプ2

本体		1台ごとに	83,100円 (89,748円)	60,200円 (65,016円)
OS	S P型	1個ごとに	7,800円 (8,424円)	6,400円 (6,912円)
	E S型	1個ごとに	15,600円 (16,848円)	12,700円 (13,716円)
	A I P型	1個ごとに	19,500円 (21,060円)	15,900円 (17,172円)
拡張ソフトウェア	+S P型	1個ごとに	7,800円 (8,424円)	6,400円 (6,912円)
	S P+E S型	1個ごとに	7,800円 (8,424円)	6,400円 (6,912円)
	S P+A I P型	1個ごとに	11,700円 (12,636円)	9,600円 (10,368円)
初期増設メモリ (DRAM)	256-512D型	1個ごとに	15,600円 (16,848円)	12,700円 (13,716円)
	256-768D型	1個ごとに	27,300円 (29,484円)	22,200円 (23,976円)
	256-1024D型	1個ごとに	38,900円 (42,012円)	31,700円 (34,236円)
初期増設メモリ (Flash)	64-128F型	1個ごとに	3,200円 (3,456円)	2,600円 (2,808円)
	64-256F型	1個ごとに	5,500円 (5,940円)	4,500円 (4,860円)
追加メモリ (DRAM)	+256D型	1個ごとに	15,600円 (16,848円)	12,700円 (13,716円)
	+512D型	1個ごとに	27,300円 (29,484円)	22,200円 (23,976円)
追加メモリ (Flash)	+64F型	1個ごとに	3,200円 (3,456円)	2,600円 (2,808円)
	+128F型	1個ごとに	5,500円 (5,940円)	4,500円 (4,860円)
	+256F型	1個ごとに	7,100円 (7,668円)	5,800円 (6,264円)
L A N側モジュール	100-2 P型	1個ごとに	25,400円 (27,432円)	20,700円 (22,356円)

	100-4P型	1個ごとに	2,600円 (2,808円)	2,200円 (2,376円)
	100-16P型	1個ごとに	12,500円 (13,500円)	10,200円 (11,016円)
	100-36P型	1個ごとに	25,000円 (27,000円)	20,300円 (21,924円)
WAN側モジュール	BRI-1P型	1個ごとに	2,600円 (2,808円)	2,000円 (2,160円)
	BRI-4P型	1個ごとに	7,600円 (8,208円)	6,000円 (6,480円)
	BRI-8P型	1個ごとに	11,100円 (11,988円)	8,800円 (9,504円)
	PRI-1P型	1個ごとに	21,700円 (23,436円)	17,600円 (19,008円)
	PRI-2P型	1個ごとに	35,100円 (37,908円)	28,500円 (30,780円)
	1A-T3型	1個ごとに	47,700円 (51,516円)	38,800円 (41,904円)
	S-1型	1個ごとに	2,500円 (2,700円)	2,000円 (2,160円)
	S-2型	1個ごとに	4,400円 (4,752円)	3,500円 (3,780円)
	S-2AS型	1個ごとに	3,100円 (3,348円)	2,500円 (2,700円)
	S-4型	1個ごとに	20,700円 (22,356円)	16,400円 (17,712円)
	T-1型	1個ごとに	6,300円 (6,804円)	5,000円 (5,400円)
	OC3-PO M型	1個ごとに	58,400円 (63,072円)	47,600円 (51,408円)
	SX型(SF P)	1個ごとに	3,800円 (4,104円)	1,400円 (1,512円)
	LX型(SF P)	1個ごとに	7,600円 (8,208円)	2,800円 (3,024円)
	GE-1P	1個ごとに	21,400円 (23,112円)	17,400円 (18,792円)
OC3-MM (SFP)	1個ごとに	5,800円 (6,264円)	4,700円 (5,076円)	

	OC3-IR 1(SFP)	1個ごとに	7,900円 (8,532円)	6,500円 (7,020円)
	OC3-LR 1(SFP)	1個ごとに	4,700円 (5,076円)	3,800円 (4,104円)

ソ CEVII型に係るもの

月額

区 分		単 位	料 金 額	
			保守タイプ1	保守タイプ2
本体		1台ごとに	38,000円 (41,040円)	21,000円 (22,680円)
OS	IR-72型	1個ごとに	16,700円 (18,036円)	11,400円 (12,312円)
制御装置	CTRL型	1個ごとに	4,300円 (4,644円)	2,900円 (3,132円)
CPU	400型	1個ごとに	40,200円 (43,416円)	27,400円 (29,592円)
	G1型	1個ごとに	130,700円 (141,156円)	105,600円 (114,048円)
電源	AC-280型	1個ごとに	14,700円 (15,876円)	10,000円 (10,800円)
初期増設メモリ (DRAM)	128-256D型	1個ごとに	30,800円 (33,264円)	24,200円 (26,136円)
	128-512D型	1個ごとに	46,100円 (49,788円)	36,300円 (39,204円)
	128-512D型 (G1)	1個ごとに	36,600円 (39,528円)	28,800円 (31,104円)
	128-1024D型 (G1)	1個ごとに	54,900円 (59,292円)	43,200円 (46,656円)
初期増設メモリ (Flash)	64-128F型	1個ごとに	4,200円 (4,536円)	2,900円 (3,132円)
	64-128F型 (G1)	1個ごとに	7,300円 (7,884円)	5,800円 (6,264円)
	64-256F型 (G1)	1個ごとに	14,600円 (15,768円)	11,500円 (12,420円)
追加メモリ (DRAM)	+128D型	1個ごとに	35,200円 (38,016円)	27,600円 (29,808円)

	+256D型	1個ごとに	50,500円 (54,540円)	39,700円 (42,876円)
	+256D型(G1)	1個ごとに	35,200円 (38,016円)	27,600円 (29,808円)
	+512D型(G1)	1個ごとに	41,000円 (44,280円)	32,300円 (34,884円)
	+1024D型(G1)	1個ごとに	59,300円 (64,044円)	46,600円 (50,328円)
追加メモリ (Flash)	+64F型	1個ごとに	3,000円 (3,240円)	2,300円 (2,484円)
	+128F型	1個ごとに	4,200円 (4,536円)	2,900円 (3,132円)
	+20F型	1個ごとに	3,000円 (3,240円)	2,300円 (2,484円)
	+64F型(G1)	1個ごとに	3,700円 (3,996円)	2,900円 (3,132円)
	+128F型(G1)	1個ごとに	7,300円 (7,884円)	5,800円 (6,264円)
	+256F型(G1)	1個ごとに	14,600円 (15,768円)	11,500円 (12,420円)
LAN側モジュール	100-2P-TX型	1個ごとに	16,200円 (17,496円)	11,200円 (12,096円)
	10-4P型	1個ごとに	19,200円 (20,736円)	13,200円 (14,256円)
	10-8P型	1個ごとに	34,100円 (36,828円)	23,500円 (25,380円)
WAN側モジュール	S-4型	1個ごとに	19,200円 (20,736円)	13,200円 (14,256円)
	S-8型	1個ごとに	34,100円 (36,828円)	23,500円 (25,380円)
	T-4型	1個ごとに	30,900円 (33,372円)	21,300円 (23,004円)
	BR1-8P型	1個ごとに	9,800円 (10,584円)	6,700円 (7,236円)
	OC-M1型	1個ごとに	34,100円 (36,828円)	24,700円 (26,676円)
	OC-S1型	1個ごとに	42,600円 (46,008円)	30,900円 (33,372円)

	S X 型 (G B I C)	1 個ごとに	3,200円 (3,456円)	2,500円 (2,700円)
	L X 型 (G B I C)	1 個ごとに	6,400円 (6,912円)	5,000円 (5,400円)

タ C E VII - 2 型に係るもの

月額

区 分		単 位	料 金 額	
本体		1 台ごとに	183,400円 (198,072円)	
O S	I R - 72 型	1 個ごとに	16,700円 (18,036円)	
制御装置	C T R L 型	1 個ごとに	4,300円 (4,644円)	
C P U	400 型	1 個ごとに	40,200円 (43,416円)	
	G 1 型	1 個ごとに	130,700円 (141,156円)	
電源	A C - 280 型	1 個ごとに	14,700円 (15,876円)	
初期増設メモリ (D R A M)	128-256D 型	1 個ごとに	30,800円 (33,264円)	
	128-512D 型	1 個ごとに	46,100円 (49,788円)	
	128-512 D 型 (G 1)	1 個ごとに	36,600円 (39,528円)	
	128-1024D 型 (G 1)	1 個ごとに	54,900円 (59,292円)	
初期増設メモリ (F l a s h)	64-128 F 型	1 個ごとに	4,200円 (4,536円)	
	64-128 F 型 (G 1)	1 個ごとに	7,300円 (7,884円)	
	64-256 F 型 (G 1)	1 個ごとに	14,600円 (15,768円)	
追加メモリ (D R A M)	+128D 型	1 個ごとに	35,200円 (38,016円)	
	+256D 型	1 個ごとに	50,500円 (54,540円)	
	+256D 型 (G 1)	1 個ごとに	35,200円 (38,016円)	
	+512D 型 (G 1)	1 個ごとに	41,000円 (44,280円)	
	+ 1024 D 型 (G 1)	1 個ごとに	59,300円 (64,044円)	

追加メモリ (Flash)	+64F型	1個ごとに	3,000円 (3,240円)
	+128F型	1個ごとに	4,200円 (4,536円)
	+20F型	1個ごとに	3,000円 (3,240円)
	+64F型(G1)	1個ごとに	3,700円 (3,996円)
	+128F型(G1)	1個ごとに	7,300円 (7,884円)
	+256F型(G1)	1個ごとに	14,600円 (15,768円)
LAN側モジュール	100-2P-TX型	1個ごとに	16,200円 (17,496円)
	10-4P型	1個ごとに	19,200円 (20,736円)
	10-8P型	1個ごとに	34,100円 (36,828円)
WAN側モジュール	S-4型	1個ごとに	19,200円 (20,736円)
	S-8型	1個ごとに	34,100円 (36,828円)
	T-4型	1個ごとに	30,900円 (33,372円)
	BR1-8P型	1個ごとに	9,800円 (10,584円)
	OC-M1型	1個ごとに	34,100円 (36,828円)
	OC-S1型	1個ごとに	42,600円 (46,008円)
	SX型(GBIC)	1個ごとに	3,200円 (3,456円)
	LX型(GBIC)	1個ごとに	6,400円 (6,912円)

チ N-II型に係るもの

月額

区 分	単 位	料 金 額	
		保守タイプ1	保守タイプ2
本体	1台ごとに	5,200円 (5,616円)	3,900円 (4,212円)

ツ N-III型に係るもの

月額

区 分	単 位	料 金 額	
		保守タイプ 1	保守タイプ 2
本体	1 台ごとに	7,500円 (8,100円)	5,300円 (5,724円)
拡張ソフトウェア	I X 2 - V R 型	1 個ごとに 1,000円 (1,080円)	600円 (648円)
	I X 2 - I P 型	1 個ごとに 700円 (756円)	300円 (324円)
拡張モジュール	I X - 4 S W 型	1 個ごとに 1,600円 (1,728円)	1,200円 (1,296円)
	I X - 1 B R 型	1 個ごとに 1,900円 (2,052円)	1,300円 (1,404円)

テ S - I 型に係るもの

月額

区 分	単 位	料 金 額	
		保守タイプ 1	保守タイプ 2
本体	1 台ごとに	6,000円 (6,480円)	4,200円 (4,536円)

(3) その他の装置に係るもの

月額

区 分	単 位	料 金 額	
		保守タイプ 1	保守タイプ 2
A型インタフェース変換装置	1 台ごとに	2,500円 (2,700円)	1,700円 (1,836円)
B型インタフェース変換装置	1 台ごとに	5,100円 (5,508円)	3,500円 (3,780円)
C型インタフェース変換装置	1 台ごとに	16,500円 (17,820円)	11,400円 (12,312円)
モデム	1 台ごとに	900円 (972円)	900円 (972円)
ケーブル 1 型	1 本ごとに	300円 (324円)	300円 (324円)
ケーブル 2 型	1 本ごとに	400円 (432円)	400円 (432円)
ケーブル 3 型	1 本ごとに	600円 (648円)	600円 (648円)

ケーブル4型	1本ごとに	2,400円 (2,592円)	2,400円 (2,592円)
備考 当社は、回線制御装置遠隔監視に係る契約者に限り、モデムを提供します。			

3 回線制御装置工事費

区 分	単 位	工 事 費 の 額
回線制御装置工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第4 回線制御装置遠隔監視料

1 適用

区 分	内 容
回線制御装置遠隔監視料の適用	当社は、イーサネット通信サービス（特別な回線制御装置遠隔監視（回線制御装置の保守の区別が保守タイプ1に係るもの以外のものをいいます。）に係るものに限りま す。）について、回線制御装置遠隔監視料を適用します。
備考 回線制御装置遠隔監視において、モデムを必要とする場合があります。	

2 回線制御装置遠隔監視料

月額

区 分	単 位	料 金 額
回線制御装置遠隔監視料	1の広域網ごとに	別に算定する実費

3 回線制御装置遠隔監視工事費

区 分	単 位	工 事 費 の 額
回線制御装置遠隔監視工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

料金表別表

1 複合利用割引（タイプ1）の適用

- ア 当社は、イに定める条件を満たす第2種契約者から申出があった場合には、その第2種契約に係る利用料について、第1表1-2-1(1)に規定する契約者回線使用料、1-2-1(2)ア及びイに規定する回線使用料並びに1-2-1(4)に規定する中継回線使用料についてそれぞれ0.19を乗じて得た額を減額して適用（以下この表において「複合利用割引（タイプ1）」といいます。）します。
- イ 複合利用割引（タイプ1）の申出を行うことができる条件は、次のとおりとします。
- (ア) その第2種契約が、タイプ1、タイプ2又はタイプ3に係るものであること。
- (イ) 1の複合利用回線群（その第2種契約者が指定する当社の提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限りです。）に係る契約により構成されるものであって、その第2種契約者に係るもの（その第2種契約者と業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものを含みます。）をいいます。）の料金額の年間累計額（前12料金月の累計額とします。）が30億円（32億4千万円）以上であること。
- ウ 複合利用割引（タイプ1）は、その申出を当社が承諾した日（第2種契約契約の申込みと同時にその申出があった場合は、その第2種イーサネット通信サービスの提供を開始した日）から適用します。
- エ ウの規定にかかわらず、この複合利用割引（タイプ1）を選択する申出のあった第2種契約が、この料金表別表に規定する他の複合利用割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。
- オ 当社は、複合利用割引（タイプ1）に係る第2種契約の解除若しくは品目（アに規定する品目を除きます。）の変更があった場合又はイに規定する条件を満たさなくなった場合には、複合利用割引（タイプ1）を廃止します。
- カ 当社は、複合利用割引（タイプ1）の対象となるその第2種契約の契約者回線使用料、回線使用料及び中継回線使用料を料金表通則の規定に準じて取扱います。
- (注) この欄のイの(イ)に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、電話等サービス、専用サービス、パケット交換サービス、IP伝送サービス、IP通信網サービス、クローズドコンピュータ通信網サービス及びイーサネット通信サービスとします。

2 複合利用割引（タイプ2）の適用

- ア 当社は、イに定める条件を満たす第5種契約者（第7種契約者を含みます。以下この表において同じとします。）から申出があった場合には、その第5種契約（第7種契約を含みます。以下この表において同じとします。）に係る利用料について、1の契約ごとに次の(ア)から(イ)までに規定する額を第1表2-2-1（利用料）又は4-2-1（利用料）に規定する額に代えてそれぞれ適用（以下この表において「複合利用割引(タイプ2)」といいます。）します。

(ア) 利用料（タイプ3に係るものに限りです。）

a 回線使用料

1の契約ごとに月額

品 目	料 金 額
0.5Mb/s	15,000円（16,200円）
1 Mb/s	17,000円（18,360円）

2 Mb/s	20,000円 (21,600円)
3 Mb/s	27,000円 (29,160円)
4 Mb/s	34,000円 (36,720円)
5 Mb/s	55,000円 (59,400円)
6 Mb/s	71,000円 (76,680円)
7 Mb/s	76,000円 (82,080円)
8 Mb/s	82,000円 (88,560円)
9 Mb/s	87,000円 (93,960円)
10Mb/s	90,000円 (97,200円)
20Mb/s	90,000円 (97,200円)
30Mb/s	92,000円 (99,360円)
40Mb/s	96,000円 (103,680円)
50Mb/s	103,000円 (111,240円)
60Mb/s	113,000円 (122,040円)
70Mb/s	125,000円 (135,000円)
80Mb/s	140,000円 (151,200円)
90Mb/s	157,000円 (169,560円)
100Mb/s	200,000円 (216,000円)
200Mb/s	365,000円 (394,200円)
300Mb/s	665,000円 (718,200円)
400Mb/s	865,000円 (934,200円)
500Mb/s	1,115,000円 (1,204,200円)
600Mb/s	1,365,000円 (1,474,200円)
700Mb/s	1,615,000円 (1,744,200円)
800Mb/s	1,815,000円 (1,960,200円)
900Mb/s	2,115,000円 (2,284,200円)
1000Mb/s	2,315,000円 (2,500,200円)

b アクセス回線料

1の契約ごとに月額

品 目	料 金 額
0.5Mb/s	33,000円 (35,640円)
1 Mb/s	48,000円 (51,840円)
2 Mb/s	80,000円 (86,400円)

3 Mb/s	88,000円 (95,040円)
4 Mb/s	91,000円 (98,280円)
5 Mb/s	94,000円 (101,520円)
6 Mb/s	97,000円 (104,760円)
7 Mb/s	99,000円 (106,920円)
8 Mb/s	101,000円 (109,080円)
9 Mb/s	103,000円 (111,240円)
10Mb/s	105,000円 (113,400円)
20Mb/s	125,000円 (135,000円)
30Mb/s	148,000円 (159,840円)
40Mb/s	169,000円 (182,520円)
50Mb/s	187,000円 (201,960円)
60Mb/s	202,000円 (218,160円)
70Mb/s	215,000円 (232,200円)
80Mb/s	225,000円 (243,000円)
90Mb/s	233,000円 (251,640円)
100Mb/s	240,000円 (259,200円)
200Mb/sから1000Mb/sまでのもの	850,000円 (918,000円)

(イ) 利用料 (第7種契約に係る回線使用料に限ります。)

グレード1のプラン2に係るもの

1の契約ごとに月額

品 目		料 金 額
イーサネットアクセスのもの	0.5Mb/s	40,000円 (43,200円)
	1 Mb/s	50,000円 (54,000円)
	2 Mb/s	60,000円 (64,800円)
	3 Mb/s	80,000円 (86,400円)
	4 Mb/s	100,000円 (108,000円)
	5 Mb/s	120,000円 (129,600円)
	6 Mb/s	140,000円 (151,200円)
	7 Mb/s	150,000円 (162,000円)
	8 Mb/s	160,000円 (172,800円)
	9 Mb/s	170,000円 (183,600円)
	10Mb/s	178,000円 (192,240円)

20Mb/s	190,000円 (205,200円)
30Mb/s	230,000円 (248,400円)
40Mb/s	267,000円 (288,360円)
50Mb/s	293,000円 (316,440円)
60Mb/s	320,000円 (345,600円)
70Mb/s	347,000円 (374,760円)
80Mb/s	374,000円 (403,920円)
90Mb/s	401,000円 (433,080円)
100Mb/s	420,000円 (453,600円)

イ 複合利用割引(タイプ2)の申出を行うことができる条件は、次のとおりとします。

(ア) その第5種契約が、アの(ア)から(イ)までに規定する額の適用に係るものであること。

(イ) 1の複合利用回線群(その第5種契約者が指定する当社の提供する電気通信サービス(当社が別に定めるものに限ります。)に係る契約により構成されるものであって、その第5種契約者に係るもの(その第5種契約者と業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものを含みます。)をいいます。)の料金額の年間累計額(前12料金月の累計額とします。)が30億円(32億4千万円)以上であること。

(ウ) その第5種契約について、6年の期間(以下この欄において「約定期間」といいます。)を継続利用する申出があり、当社が承諾したとき。

ウ 複合利用割引(タイプ2)は、その申出を当社が承諾した日(第5種契約の申込みと同時にその申出があった場合は、そのイーサネット通信サービスの提供を開始した日)から適用します。

エ ウの規定にかかわらず、この複合利用割引(タイプ2)を選択する申出のあった第5種契約が、この料金表別表に規定する他の複合利用割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。

オ 当社は、複合利用割引(タイプ2)に係る第5種契約の解除、品目(アに規定する品目を除きます。)の変更、接続事業者変更(接続契約者回線等に係る協定事業者(当社を含みます。)を他の協定事業者へ変更することをいいます。)若しくは他社接続契約者回線に係る終端の場所の変更(回線距離区分がアに規定する回線距離区分以外となる場合に限ります。)があった場合又はイに規定する条件を満たさなくなった場合には、複合利用割引(タイプ2)を廃止します。

カ 当社は、約定期間の満了前に品目の変更等により複合利用割引(タイプ2)適用料金(以下カにおいて「適用料金」といいます。)の額が減少した場合又は複合利用割引(タイプ2)の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を支払っていただきます。

区 分	支払いを要する額
適用料金が減少した場合	残余の期間に対応する適用料金の差額(減少前の適用料金の額から減少後の適用料金の額を控除して得た額をいいます。)

複合利用割引（タイプ2）の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の適用料金に相当する額
-----------------------	--------------------------

キ カの規定にかかわらず、最低利用期間内にその第5種契約の解除又は品目の変更等があった場合の支払いを要する額については、カの規定により算出した額と第1表2-1（適用）の(6)欄又は4-1（適用）の(6)欄の規定により支払いを要する額のうち、いずれか高額となる額とします。

ク 当社は、複合利用割引（タイプ2）の対象となるその第5種契約の利用料を料金表通則の規定に準じて取扱います。

（注）この欄のイの(イ)に規定する当社が別に定める当社の提供する電気通信サービスは、電話等サービス、専用サービス、パケット交換サービス、IP伝送サービス、IP通信網サービス、クローズドコンピュータ通信網サービス及びイーサネット通信サービスとします。